信州うえだの現況2024

ディスクロージャー誌





信州うえだ農業協同組合



Japan Agricultural Co-operatives

信州うえだ

もくじ

ごあいさつ	1
事業方針 ······	2
業績	5
法令遵守の体制	7
個人情報保護方針	8
金融商品の勧誘方針	10
貸出運営についての考え方	10
社会的責任と貢献活動	11
JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」	12
リスク管理の状況	13
業務・事務の効率化への取り組み	17
行政指定金融機関の取扱状況	17
農業振興活動	18
地域貢献情報 ·····	19
信用事業のご案内	24
手数料一覧	27
当組合の組織	31
地区	37
店舗一覧	37
特定信用事業代理店業者の状況	42
沿革・あゆみ	43
資料編	45

※第29期事業年度と令和4年度、第30期事業年度と令和5年度は同意です。

ごあいさつ

平素より当JAの事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先の第30回通常総代会におきましては、令和5年度事業の決算財務諸表についてご承認をいただきました。ここに、JA事業に対するご理解を一層深めていただくとともに、皆様にとりましてJAがより身近な存在となるよう、一年間の活動内容・成果をディスクロージャー誌として取りまとめました。

さて、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の分類が昨年5月に「5類」へ引き下げられ、日常生活や社会活動の制約が解除されました。しかし、地域経済は、依然として回復の兆しが見えず、農畜産物の需要も低迷している状況にありました。農作物の状況では、3月に暖かい日が続いたことで生育が早まり、4月以降は数回にわたる凍霜害や降雹、豪雨、突風等による被害が発生し、夏場は高温、猛暑に見舞われるなど農作物全般に大きな影響を受けました。農家の皆様方には農作業等大変ご苦労が絶えない厳しい年でありましたが、組合員の皆様のご努力により、安全・安心、新鮮な農畜産物を消費者へお届けすることができました。なお、農畜産物取扱高は、自然災害等の影響による数量減少などにより78億円余と計画を下回る結果となりました。

農業・農政をめぐる情勢では、昨年度に引き続き、円安やロシア・ウクライナ・中東情勢などによる物流の停滞、生産資材の価格高騰などが農家経営を圧迫し、農業所得が減少する厳しい状況となりました。JAとしましては、昨年度同様、国・県・各市町村へ生産資材等価格高騰に対する支援要請を行った結果、行政による支援措置が実施されました。また、当JAの独自支援としましても、農業者の営農継続と持続可能な地域農業の確立、みどり食料システム戦略の実現に向けた資源循環型農業や環境調和型農業への取り組みが重要でありますので、7千万円の予算を計上して取り組んでまいります。

農政活動では、食料・農業・農村基本法の見直しが今国会で審議される情勢にありますので、JAグループが一体となった食料安全保障の確立、再生産に配慮した適正な農畜産物の価格形成の実現や農業の多面化機能に対する国民理解の醸成、国消国産など食料自給率・食料自給力の向上に向け取り組んでまいりました。今後も、組合員の皆様とともに農政活動に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

JA経営を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少による農業・JA事業基盤の減退、円安・日米金利差・日銀の金融緩和策の動向などによる金融経済情勢の不透明感などにより、一段と厳しさが増しております。そこで、第10次中期3カ年計画の2年次の取組として、長期ビジョン「食と農で地域に笑顔をつくります」サブビジョン「次代につなげる農業・組織・経営基盤の確立」の達成に向けた各種取組を実践してまいりました。「農業所得増大へのさらなる挑戦」では、地域農業振興ビジョンの実践や地域営農システムの構築、重点品目の面積拡大と推進、物流問題に向けた市場集約など、生産基盤の確立に取り組みました。「不断の自己改革による組織・経営基盤の確立」では、組合員の皆様との各種会議体・生産部会等を通じた対話活動を強化するとともに、組合員加入促進運動にも取り組みました。経営・事業改革では、自己改革工程表の重点目標や中期計画のKPI達成に向けた不断の自己改革の実践により、財務の健全化に取り組んでまいりました。

令和5年度の事業活動は、組合員はじめ地域の皆様のご理解・ご協力をいただき、経営収支では、 事業計画を上回る6億3千万円余りの当期剰余金を計上することができました。改めまして、組合 員・利用者各位に深く感謝申し上げます。



令和6年度は、JA信州うえだとして合併以降、30 周年となる節目の年でもあります。今後も、地域に根差した農業協同組合として、持続可能な農業生産基盤の確立、地域の活性化、持続可能なJA経営の確立に向け、役職員一丸となって邁進してまいりますので、一層のご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年6月

信州うえだ農業協同組合

代表理事組合長 真島 実

事 業 方 針

■経営理念

「私たちの組織は、豊かな発想に基づく新たな価値観を創造し、共に育むことを基本姿勢とします。」 【私たちの基本姿勢】

- ・心の通い合える、より質の高いサービスを提供し続けます。
- ・組合員のニーズを反映し、未来を先取りした経営を行います。
- ・働く喜びと誇りが持てる、活力ある職場づくりをめざします。

JAは食と農を基軸とし、「相互扶助」の精神のもとに、組合員・農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的として設立された協同組合です。この目的を実現するため、私たち JA信州うえだは、常に組合員の生活と経営の向上をめざす事業を展開します。

■基本目標(第10次中期3カ年計画) 令和4年度~令和6年度

当 J Aでは、令和 4 年度より「食と農で地域に笑顔をつくります」を長期ビジョンとして掲げ、次の 2 つのテーマを柱に、ビジョン達成に向けて取り組んでいます。

●農業所得増大へのさらなる挑戦

- 1 産地の創造に向けた取り組みと JA への結集、生産基盤の強化
- 2 農業者の声を反映した階層別指導体制の構築と連携
- 3 信州うえだ農畜産物の発信力強化による有利販売・ブランド化の創造

●不断の自己改革による組織・経営基盤の確立

- 1 多様化している組合員のメンバーシップの強化
- 2 新たな事業方式による事業成長と事業運営の効率化
- 3 事業戦略を支える経営管理の変革

■自己改革の取り組み状況について

平成28年4月に改正農協法が施行され、JAの自己改革が求められているなかで、JA信州うえだでは、組合員の皆様との対話を通じ、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤の確立に向け、不断の自己改革として「自己改革実践サイクル」に取り組みます。また、組合員・地域の方に愛され必要とされるJAであり続けるため、総合事業を堅持し、組合員の皆様とともに一歩先のJAをめざし改革に取り組み続けます。

I. 農業開発基金等の活用による地域農業振興への取り組み

当 J Aを含む J A長野県グループでは地域農業振興ビジョンの実践に向け、新品目・新技術の導入や新規就農者などの生産者に直接支援を行うため、「J A長野県農業開発基金」を平成 21 年度から造成してきました。

また、当JA独自の農業開発積立金を積み立て、地域の農業振興に向けた活用をすすめています。 令和5年度は、次のような取り組みを行ってきました。

- ▶ JA農業支援プランを活用した生産基盤強化(164件、支援額 23,736 千円)
- ▶ 生産基盤強化に向けた素畜導入支援(2件、2,206千円)

Ⅱ. 農業所得増大に向けた取り組み

- ▶ 担い手ニーズを反映するための情報システムである「営農支援システム」の導入検討
- ▶ JA農業支援プランを活用した重点品目の生産拡大・経営効率化
- 管内市町村および姉妹都市等と連携したJA信州うえだ産農畜産物の供給拡大
- ▶ 用途を限定した企業への原料取引拡大(アップルパイ向けリンゴ等)により農家所得向上
- ➤ 大口農家等への直接配送や農家訪問を通じた予約注文利用拡大 (肥料自己取り値引き 1,755 千円、農薬自己取り値引き 5,180 千円・大口奨励 8,647 千円)
- ▶ 効率的な農作業に向けた労力コスト削減資材の提案

Ⅲ. JA長野県グループとの連携による地域農業振興やくらしづくりに向けた取り組み

▶ 「JA共済くらしの活動促進事業」を活用した食農教育や協同活動などくらしの活動支援 (10件、助成額 500 千円)

Ⅳ、組合員をはじめ地域住民へ「食」と「農」の理解増進とコミュニケーション強化(地域活性化)

- ▶ 生産者との連携による農業体験イベント(食農教育)の開催
- ▶ 開催規模、回数を縮小しながらも収穫イベント等を開催し、地元農畜産物のPRや生産者と地域住民のコミュニケーション機会を維持
- ▶ 地元広報誌や紙面、ホームページを通じた農業・くらし情報等の発信強化(日本農業新聞掲載 200回)
- ▶ 管内小学校等への地元農畜産物の供給拡大(学校給食)と「食」と「農」への理解促進に向けた食農教育本の贈呈

Ⅴ. 組合員や地域住民との連携による地域づくり(活性化)に向けた取り組み

- 組合員の意見を聴く運営委員会・懇談会等の開催
 - ·区域運営委員会(645名)
 - ·組合員懇談会(1回目 489 名、2回目 378 名)
- ▶ 組合員や地域住民のくらしづくりに向けて、A・コープファーマーズうえだ店までの「お買い物バス」の年間運行(運行回数 263 回、利用者延べ 2,246 名)
- ▶ 地域の拠り所や協同活動の拠点として、新型コロナウィルス感染症の対策を行い開催規模・回数を縮小しての、JA支所・店の活用促進
 - ・おらちのえんがわ、ふれあいサロン hinata bocco とよさと、ふれあい自由広場、そば教室、 料理教室
- ▶ 地区活動計画に基づく地域と連携した協同活動の展開と交流・活性化の促進

VI. 組合員・地域住民の健康づくりと地域との交流促進

- ▶ 高齢者の健康づくりや地域での支えあいの促進
 - ・助け合いの会公開講座(健康教室 8会場、181名)
 - JA健康づくり教室(44回、477名)
 - ・通所介護型介護予防重点型ミニデイサービス(利用回数延べ 2.965 回、利用者数延べ 823 名)
 - ・ J A独自の運動機能向上教室(111 教室、287 名)
- ▶ 「JA長野県健康寿命創造運動」を推進するため、JA健康スクリーニングの開催や人間ドックの受診案内とJA長野厚生連病院での受診者へ助成

(人間ドック・PET検診等助成額 2,435 千円)

こうした取り組みには事業費用のほか、法律で定められた営農指導や生活文化改善事業の費用にあてる「次期繰越剰余金」や「農業開発積立金」等を充当しています。これらの繰越金や積立金は、組合員の皆様が事業を利用していただくことにより確保されています。

■JA信州うえだの行動指針

私たちは、常に明るく親しみのある行動とともに、3つのよろこびを追求します。

- 1. 組合員の「よろこび」のために
 - ・組合員の立場にたって考えます。
 - きめ細かなサービスを行います。
 - ・専門的知識を吸収し活用します。
- 2. 働く「よろこび」のために
 - ・仕事に責任と自覚を持ちます。
 - ・広い視野と柔軟な思考を持って行動します。
 - ・夢を持ち目標に向かって行動します。
- 3. 地域に生きる「よろこび」のために
 - ふれあいを大切に地域活動に積極的に参加します。
 - ・農業の重要性を理解し行動します。
 - ・活発な情報交換を行います。

■JA信州うえだのコミュニケーションメッセージ

『くらしによろこび創りませんか』

「のぼるくん」は、JA信州うえだのキャラクターです。

<のぼるくんの由来>

この名前は、上小地区(上田小県地区の略です。)を『上昇』と書き換え、上昇する、昇るというイメージから名付けました。

また、体全体でコミュニケーションメッセージの「よろこび」を表現し、右手の 人差し指は「この指とまれ」を意味し、JA信州うえだの将来的な発展や地域社会 における信頼・親しみを表しています。



業績

事業活動の内容と成果

1 営農関連事業は、農業情勢の変化や市場・消費者ニーズ等に対応するため、生産部会や担い手農家等との対話活動を通じて、重点品目振興ビジョン及び地域農業振興ビジョンを基本とした持続可能な農業生産基盤づくり、地域ブランド構築を盛り込んだ重点品目の推進、耕作放棄地の未然防止等に向けた地域営農システムの実現などの各種施策に取り組みました。

また、JA農業支援プランの活用による生産基盤の強化と自然災害に強い産地づくりに取り組むとともに、作業の効率化と競争力のある産地の実現に向け、重点品目の面積拡大をすすめました。

販売事業は、圃場巡回による営農指導を通じた情報提供、生産資材の提案などを実践し、重点品目の生産・販売拡大に取り組んだ結果、農畜産物取扱高は 78.1 億円となりました。

生産購買事業は、生産資材の高騰に対し、生産品目及び経営規模に応じたコスト削減と化学肥料の減肥に向けた資源循環型農業の提案、予約注文の有利性の提案によるトータルコスト削減などに取り組みました。また、価格メリットや利便性の向上をPRし生産資材 Web 受注システム(ポチッと Farm)の会員拡大に取り組んだ結果、取扱高は 22.5 億円となりました。

農業機械事業は、不要農機相談を通じ、中古機の適正査定・買取を行うとともに、中古農機展示会の開催に取り組みました。また、預かり修理品の緊急対応として、代車を活用した円滑な修理対応に取り組んだ結果、取扱高は5.3億円となりました。

- 2 福祉事業は、JA長野県介護保険事業あり方検討委員会の方針を踏まえ、通所介護・訪問介護事業 の移管について、JA長野厚生連やジェイエー長野会等との調整をすすめました。また、行政の指導 に基づき、地域の介護施設と連携した新型コロナウイルスの感染防止等に取り組みました。
- 3 生活支援事業は、「助け合いの会」活動として「よりあい広間」を再開し、体操などの健康教室やニュースポーツを取り入れた高齢者の健康維持や交流の場づくりに取り組みました。また、「認知症」への理解促進と予防につなげる各種研修会の開催にも取り組みました。
- 4 生活購買事業は、定例訪問活動での地元農畜産物や新茶・味噌などの重点商品の提案に継続して取り組むとともに、生活スタイルの変化に対応した商品ラインナップや販売規格等の見直しを実施しました。
- 5 信用事業は、訪問活動や相談業務を通じた資金ニーズの把握と提案活動の実施、生産資材等価格高騰や自然災害の影響に対する資金・経営相談に取り組みました。また、組合員・利用者への資産運用の提案活動の強化に取り組んだ結果、貯金残高3,403.8億円、貸出金残高571.5億円となりました。
- 6 共済事業は、安心して農業経営に専念できるよう、農業関係各種講習会の機会を通じて農業リスク診断活動を実施しました。また、「3Q訪問活動」・「あんしんチェック活動」を通じ、「ひと・いえ・くるま・農業」の保障提案に取り組んだ結果、長期共済新契約高は325.4億円、支払われた共済金は117.5億円となりました。
- 7 広報活動は、JAと組合員をつなぐ重要な活動として、広報誌「JAN!JAN!」・支所だより等の媒体 を活用した情報発信のほか、ホームページや Facebook などのデジタルコンテンツや地域コミュニティ誌による情報発信にも取り組みました。

8 経営管理・組織運営は、組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立に向けて、個別訪問の強化や女性部・青年部役員との懇談会など、組合員との対話活動の強化に取り組みました。また、「食と農業の応援団」の拡大としては、集約した金融・共済店舗を中心に、区域運営委員会等で利活用に向けた話し合いに取り組みました。

組合が対処すべき重要な課題

1 第 10 次中期 3 カ年計画及び J A 自己改革の着実な実践と組合員・利用者への発信強化

組合員・利用者にとって、「なくてはならない J A」であり続けるために、3カ年計画の着実な実践等を通じた「不断の自己改革」に取り組み、農業所得の増大と地域・社会に貢献する地域協同組合としての役割を発揮します。具体的な取り組み状況は、報告事項に記載しています。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員 の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

2 地域農業振興ビジョンの実践と農業生産基盤の強化

生産者や地域と一体となり、今後の地域農業の柱である地域農業振興ビジョンの取り組みを強化するとともに、生産資材・燃料・飼料等の価格高騰が農家組合員の経営を圧迫している状況に対し、系統組織と連携したコスト低減対策及び地域や生産者と一体となった農政活動の強化によって、地域の農業振興と力強い農業生産基盤づくりに取り組みます。

3 次世代につなぐ組織基盤の拡大と協同・参画が広がる組織づくり

JAファンから組合員加入につなげるため、地域農業を応援する仲間づくり、目的別グループ活動や協同活動への参画を通じた組合員加入促進に取り組みます。

4 財務の健全化とJA経営の体質強化

環境変化に対応する改革の計画的実施と進捗管理の徹底により、JA自己改革及び経営の高度化をすすめ、財務の健全化と経営体質の強化に取り組みます。

5 内部統制の確立とコンプライアンス態勢の徹底・定着

内部統制の整備・運用により、経営の効率化やリスクの低減に取り組むとともに、JA全体へのコンプライアンス意識のさらなる浸透に取り組みます。

法令遵守の体制

■取組姿勢

私たちは、信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業など様々な事業を行っております。 その中でも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、金融機関の一員として徹底 した自己規律、自助努力が要求され、併せて業務運営の透明性を高めていくことが求められてお ります。このために重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連し た法令及び、定款・諸規程のほか社会的ルールを遵守するコンプライアンス態勢の確立であると 考えております。

そこで、一般的に「法令遵守」と訳されることの多い「コンプライアンス」という言葉を、「単に法令等を守るだけでなく、社会の一員として積極的に守っていくもの」と認識し、その徹底に取り組んでおります。そして、このコンプライアンス態勢の徹底を通じ、皆様からの信頼を確立していきたいと考えております。

■コンプライアンス体制

法令及び社会的規範の遵守を徹底するために、組織全体の統括部門として、コンプライアンス 統括部署を設置しています。また、各職場にコンプライアンス責任者・担当者を配置し、職制の 中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。

■コンプライアンス·マニュアル

コンプライアンス徹底のため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に配布いた しました。

本マニュアルには、コンプライアンスに対する基本的な考え方、各ルールの説明等が記載されており、今後も法令の改廃等、必要に応じて改定いたします。

■基本方針

基本姿勢に基づいて次の事項をコンプライアンスの基本方針として掲げます。

~コンプライアンス基本方針~

- 1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人ひとりが、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 3. 当組合は、農業協同組合法の順守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会 とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高 い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。



全役職員に配布されているコンプライアンス・マニュアル

個人情報保護方針

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

I 信州うえだ農業協同組合個人情報保護方針

信州うえだ農業協同組合代表理事組合長 眞島 実

(2005年4月1日制定、2022年4月1日最終改定)

信州うえだ農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3.適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。 個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に即して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

Ⅱ 信州うえだ農業協同組合情報セキュリティ基本方針

信州うえだ農業協同組合(以下、当組合という。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、I T 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な・ 人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏 えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本 方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明 し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

Ⅲ 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA信州うえだのホームページ (https://www.ja-shinshuueda.iijan.or.jp/) をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を配慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 訪問・電話による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

地域金融機関として、「組合員および地域の皆様からお預りした資金は、地域の多くの方々にご融資する。」という基本姿勢に立って、地域の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えできる融資専門体制を整えております。また、農業関連資金をはじめ各種ローンを取り揃え、健全な資金提供を心がけています。

今後とも、農業、地域産業の発展・活性化に寄与する資金をはじめとして、組合員および地域の皆様に、お役に立つご融資に取り組み地域金融機関としての役割を果たしていきます。

社会的責任と貢献活動

信用・共済事業(金融事業)のほか、購買・販売事業等経済事業の活動を通じた他業態にない総合力を発揮した事業展開とともに、農政・地域農業振興活動、生活指導活動、高齢者福祉活動等を通じて、組合員及び地域住民の「くらしづくり」への貢献と地域づくりに取り組んでいます。これらの主な内容は「協同のあゆみ」(第30回通常総代会資料)のとおりです。

これからも存在理念・経営理念に基づき、農業と地域社会に根ざした組織として上小地域の農業を振興し食と緑と水を守るとともに、環境・文化・福祉への貢献を通じて健康で安心して暮らせる豊かな地域社会を築く社会的役割を誠実に果たしてまいります。

◇マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

信州うえだ農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

1 当組合は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、 フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた 経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等の防 止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

2 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

3 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的 勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

4 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

5 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

お預かりしている貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAパンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための J Aバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々の J Aの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、 2023年3月末現在で4,708億円となっています。

リスク管理の状況

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべき リスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益と リスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めて います。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの 濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまで以上に高まっています。当 J A ではマネロン等 対策を重要課題の一つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

■リスク管理体制

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理部審査課を設置し各支所・店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準などの厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債 (オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクについては、的確にコントロールすることにより、 収益化及び財務の安定化を図っています。このため財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視 したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる 柔軟な財務構造の構築に努めています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について、月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保 に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、 商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、 または外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、収益発生を意図し能動的な要因により発生するリスク(受動的に発生する事務、システム、法務など)について、事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、迅速・正確にリスク発生後の対応及び改善が反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が 損失を被るリスクのことです。

業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため、自主検査、自店検査を実施し、 削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、 内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

コンピューターシステムの安全稼動のため、系統と一体となって安全かつ円滑な運用に努めています。

■ALM管理体制

資金調達面と運用面を総合的に管理するためALM委員会等を随時開催し、金利・経済環境の予測をもとに金利変動リスク等を回避するためのALM手法の充実及びリスクヘッジ手段の活用により、財務の健全性維持と安定的収益確保に努めております。

■審査体制

地域金融機関として、上小地区管内の地域経済の高度化・多様化に対応する ため、農業・観光産業をはじめ広い分野にわたって審査ノウハウを蓄積・強化 し、地域貢献を基本として積極的に取り組んでまいりました。

地区事業部に融資業務を集約し、専任体制による審査・リスク管理体制も 構築しています。今後さらに、専任職員のレベルアップをはかるとともに与信 管理能力の向上に努め、信頼にお応えできるよう努力してまいります。



■内部監査体制

業務運営の監査体制について、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、経営全般にわたる管理 及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の指 摘などを通じて、適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本所・支所・店等すべての事業所・部門を対象とし、理事会承認を得た年度監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長に報告するとともに、定期的にその概要を理事会に報告しております。

また、監査結果については、被監査部署に通知のうえ、改善への取り組みを求めるとともに、その改善取り組み状況をフォローアップしております。

■金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口は最寄りの支所・店または本所へお申し出ください。(連絡先はP.38店舗一覧をご参照下さい(受付時間 月~金 9時~17時)。

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

• 信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター (電話 03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話 03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話 03-3581-2249)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話03-6837-1359) にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

• 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

(https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

(https://www.jibai-adr.or.jp/)

(公財) 日弁連交通事故相談センター

(https://n-tacc.or.jp/)

(公財) 交通事故紛争処理センター

(https://www.jcstad.or.jp/)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

■金融円滑化にかかる基本方針

私たちは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しております。

平成 25 年 3 月 31 日をもって「中小企業金融円滑化法」は終了しましたが、当組合では、農業をは じめ中小企業および住宅ローンをお借入れのお客様からのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以 下の方針のもと、引き続き金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営 改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務 に留意しつつ、お客さまの同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業 信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関から照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。

- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を新たに整備いたしております。
- (1)組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) くらしづくり本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当 JA 全体における金融円滑化の方針 や施策の徹底に努めます。
- (3) 本所及び各支所の融資部門に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証 し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

■為替イメージ・OCRシステムの活用

JAが窓口で受け付けた振込依頼書を長野県信連へ送信し、長野県信連が為替イメージ・OCRシステムにより為替通知を作成することにより、窓口業務の効率化を図っています。

■ローンセンターシステムの活用

長野県 J Aバンクローンセンターシステムを、J A信州うえだローン営業センターをはじめ各拠点に配備し、利用者皆様の資金ニーズに合わせたローンシミュレーションの作成や、ローン相談受付を行っています。

■インターネットバンクの活用

口座振替や給与振込等の窓口業務について、法人ネットバンクの活用をご提案し、安価な手数料での取引を実現するとともに、非対面チャネルの強化・窓口業務の効率化を図っています。

行政指定金融機関の取扱状況

指 定 内 容	指定数	行	政	名	
指定金融機関	3	東御市・長和町・青木村			
指定代理金融機関	1	上田市			
収納代理金融機関	1	長野県			

農業振興活動

■農業振興に向けた継続的な取り組み

当 J Aでは、変化が激しい農業情勢や地域の農業環境、多様な市場・消費者ニーズに対応するため、生産者等からの意見や要望を踏まえ、地域の農業振興の柱である地域農業振興ビジョンの見直しを行いながら、その実践に取り組んでいます。

また、農業所得の増大に向けた取り組みを更に強化するため、市場や量販店とのコミュニケーションの充実により、実需が求める農産物生産と直接販売の拡大に注力するとともに、国の農業関連補助事業にかかわる情報提供や予約注文を中心とした資材提案などスケールメリットの発揮により農業生産面で発生するコストの低減に向けた改革に取り組んでいます。

■担い手や新規就農者の育成・支援

当JAでは、これからの地域農業を支える多様な担い手の育成と各種支援に取り組んでいます。 地域農業振興ビジョンに基づく生産振興と農業所得の増大に向け、地域の中心的担い手農家に対 し、JA独自の支援策である農業支援プランの活用提案や経営規模・栽培品目に応じた経営指導体 制の強化、経営資金に関わるサポート体制の充実に取り組んでおります。

また、(有)信州うえだファームや市町村、関係機関と連携し、就農相談会等を通じた新規就農者の確保・育成のほか、子会社を通じた研修生の受け入れや農地・住宅等の斡旋、資金相談など早期自立と定住に向けた各種支援をすすめています。

■食育活動の推進と地域農業への理解促進

次代を担う子供達に対し、地域の特徴や食・農業への理解促進を図るため、生産者と一体となった食農・食育教育の実施を行っております。

また、幅広い地域住民に対し、地域の農畜産物のPRと農業への理解促進を図るため、地域イベントや交流イベントを開催しています。

■地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業所得の増大と農業経営の安定化に貢献するため、農業者や農業法人と更なる取引深耕・関係構築を図る中で、農業資金をはじめとした金融相談機能の発揮と訪問活動を通じた 提案・対応力の強化に取り組んでおります。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

融資関連部署では、農業分野において高い経営支援能力を有する人材育成に取り組んでおります。現在、当組合内にJAバンク農業金融プランナー45名、日本政策金融公庫農業経営アドバイザー11名が在籍し、農業者等へ経営資金面の相談サポートを実施しています。

(3) 農業者に適した資金供給手法の取り組み

農業者に対するアグリマイティーローン、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っています。また、所定の農業資金では、借入時に必要となる長野県農業信用基金協会保証料の全額助成を実施し、農業者のニーズに応じた資金提案を行っています。

地域貢献情報

■全般に関する事項

当JAは、上小地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

資金の源泉は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」です。したがって管内地域で資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいており、私たちは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

■地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金残高は、令和5年度末において 3,403.8 億円となっております。貯金等については、季節ごとのキャンペーンや組合員限定定期貯金・地域応援型定期積金など、利用者の皆さまにあった商品の提案に努めております。

■地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和5年度末において571.5億円となっております。この内 訳は、組合員等への資金供給370.4億円、地方公共団体等112.2億円、その他88.8億円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、JA独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

なお、今般発生している自然災害、疫病等により影響を受けている地域の皆さまからのご相談を承っており、迅速かつ柔軟な対応を行っております。

■文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたものの、基本的感染症対策を施しながら、地域への貢献や活性化につながる取り組みとして、各地区の地区活動計画に基づき、協同活動や食農教育等を通じた地域活性化に取り組みました。

また、年金受給者を対象に「年輪の会」を組織し、旅行やマレットゴルフ大会等を開催するなど、 地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行っております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、 持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。また、当組合で は、下記に掲載している経営理念を掲げております。

■JA 信州うえだ経営理念■

私たちの組織は、豊かな発想に基づく新たな価値観を創造し、共に育むことを基本姿勢と します。

【私たちの基本姿勢】

- ・心の通い合える、より質の高いサービスを提供し続けます。
- ・組合員のニーズを反映し、未来を先取りした経営を行います。
- ・働く喜びと誇りが持てる、活力ある職場づくりをめざします。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるま・農業の万全な保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営 を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

(注)共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会(以下、JA共済連)が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。JAバンクでは長期投資を視点に置いた商品を厳選し、セレクトファンドとしてラインナップしております。またコア・サテライト戦略の観点から、「ベースとなる部分(コア)」コアファンドと「相場の変動やニーズなどに合わせて付け加える部分(サテライト)」サテライトファンドの2つに分けて考える運用手法等説明しながら、商品提案を行います。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さま一人ひとりに「寄り添い」、世代ごとの様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み(例:外貨建て共済)の提供は実施しておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

① お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品

をご提案いたします。提案の際にはご意向確認書をいただき、ご資産状況や投資経験、リスク意向のヒアリングを入念に行った上でお客さま一人一人に合わせた提案を行います。市場や社会環境、投資の基本知識のご案内には資産運用ガイダンスや投信提案アプリ、リスク意向を判断する際にはスタイル診断シート等、充分な理解をいただくためのツールを活用した提案を実施しています。また資産全体を、つかう・ためる・そなえると色分けし、資産の目的に合わせた提案を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注 $1\sim5$)、原則6本文および(注 $1\sim5$)、原則6

- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、販売用資料や交付目論見書、重要情報シートを用いながら十分にご理解いただける説明に努め、必要な情報をご提供します。【原則 4、原則 5 本文および (注 1~5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】
- ③ お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、契約締結 前交付書面や重要情報シートの交付を行いながら丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および(注 $1\sim5$)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5)】

(2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、「一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供」を実現するため、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案します。
- ② ご契約にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を確認したうえで、十分に保障内容を正しくご理解いただけるよう、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施します。
- ③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご理解・ ご満足いただけるよう、ご提案、ご契約時にはご家族の同席をいただくなど、きめ細やかな 対応を行います。
- ④ 保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
- ⑤ 各種手続きについては、組合員・利用者の皆さまの「信頼」と「期待」に応えられるよう、分かりやすいご説明を心がけるとともに、ご契約者のみならずご家族にも寄り添ったアフターフォローを実施します。【原則 2 本文および(注)、原則 4、原則 5 本文および(注 $1\sim5$)、原則 6 本文および(注 1、2、4、5

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。具体的には重要情報シートを用いて商品間の比較検討をしやすくし、お客さまにとって最適な商品選定が行えるよう努めております。また本所リスク統括課において月次モニタリングを行い、投信販売店における利益相反管理状況の検証・評価を行う仕組みをとっております。【原則3本文および(注)】
- 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
- (1) 信用の人材育成

当組合ではお客さまへの適切なライフプランサポートを行うために、ライフプランコンサル タントの育成を行ってまいります。農林中央金庫からの派遣インストラクターによる座学から 同行指導まで一貫した研修制度、「JA バンク資産形成サポートプログラム」を受講し、誠実・公正な提案業務を行うべく人材育成を目指します。また高度な専門性を有するために FP 資格取得を推奨しており、本所による受験推奨およびサポートを行い人材育成に努めます。さらに本所にはライフプランコンサルタントインストラクターを配置し、お客さま本位の業務運営を実現すべく態勢構築を維持していきます。【原則 2 本文および(注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および(注)】

(2) 共済の人材育成

当組合では、組合員・地域利用者への総合相談機能の発揮と信頼関係を強化するため、各種専門知識・スキルアップに向けた自己啓発意欲の向上を図り、FP等公的資格、生命・建物・自動車審査員等内部資格取得に向けた各種研修会への参加や、通信教育の受講を行うとともに、本所にはLAトレーナーを配置し、高度な専門知識を有する人材育成に取り組み、お客さま本位の業務運営を実現すべく態勢を構築します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※)上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021 年1月改訂) との対応を示しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針について

当 J A では「経営者保証のガイドライン」(以下「ガイドライン」)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下の通り方針を定め取組んで参ります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消を図ろうとしている農業者等のお客様から資金調達の要望を受けた場合には、ガイドライン要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性を検討します。

- 2. 経営者保証の契約時の対応について
 - (1) 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を ご提供いただく場合、当 J A は農業者等のお客様のご理解を得られるよう保証契約の必要性に 関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、主たる債務者及び保証人の資産・収入状況、融資金額等また適時適切な情報開示姿勢など総合的に勘案し設定します。
- 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
- (1) 農業者等のお客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討を行うとともに、その検討結果についてお客さまに対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。 なお、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に
- 4. 経営者保証を履行する時の対応について

検討し判断します。

経営者保証における保証債務を履行する場合に、保証人の手元に残すことのできる残存資産の 範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財 産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案し、必要があれば 支援専門家の意見を仰ぎつつ誠実に対応・決定します。

信用事業のご案内

金融機関としての機能を最大限に発揮して、活力ある地域づくりのバックアップを目指します。信用事業は、貯金、融資、為替などのいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

貯金業務

~いろいろ便利~

地域の皆様にご利用いただける金融機関として、各種貯金商品をはじめ、スマートフォンやパソコン1つで振込や残高確認等ができるJAネットバンク、お買い物等で利用できるクレジットカードとATMにて入出金等ができるキャッシュカードを1枚にまとめたJAカード(一体型)など、ご利用の皆様のライフプランに対応する多様な商品を取り扱っております。



為替業務



~安全・確実・迅速に~

全国のJA店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、窓口を通じて、全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしております。

融資業務



~農業・住宅・自動車・教育資金等幅広い使いみち~

組合員・地域の皆様に、生活と経営(農業・事業)に必要な資金・各種ローン及び地域開発など地域活性化に必要な資金等をご融資しております。また、ローン営業センターの営業日については、平日・土曜日・日曜日(平日の祝日・年末年始を除く)となっており、住宅関連資金など各種ローン相談を行っております。

各種相談:研修業務

~皆様のご相談・ご要望にお応えします~

ライフサイクルに応じた各種相談やご要望にお応えするため、専門スタッフによる年金・税務・法律等の相談を承っております。また、プレミアムサロンでは、資産運用や相続など様々なご相談にお応えしております。さらにお客様及び地域社会との信頼関係を深めるため、各種セミナーも開催しております。



■ 貯 金

肝	宁 金	の 種 類	特色	期間	お預け入れ金額
	普通	i貯金 	・普通貯金と定期貯金との組み合わせ口座	期間の制限はありません。	1円以上
総合	組ュ	期日指定定期貯金	・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を1冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不	最長3年	1円以上 300万円未満
П	入 定	大口定期貯金	足した場合でも、定期貯金の90%(最高300万円)まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率はお預		1,000 万円以上
座	期貯		け入れ定期貯金の利率に 0.5%を加えた利率となります。 (定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	1ヶ月以上 10年以下	300万円以上
	金	スーパー定期貯金			1円以上
		変動金利定期貯金		2年・3年	1円以上
	期日	指定定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由。残高の一部お 引き出しもできます。	最長3年	1 円以上 300 万円未満
定	+-	口定期貯金	 ・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回		1,000 万円以上
期 貯		パー定期貯金	りで運用できます。 ・満期前利息分割受取型も選択できます。	1ヶ月以上 10年以下	300万円以上
金	^	~ ℃ 划以亚			1円以上
	変動	金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとにその時点の金利動向により変更されます。	2年・3年	1円以上
積立	定	期積金	・毎月一定の積立で、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 5年以下	一積立あたり 1,000 円以上
立型貯金	積立	Z式定期貯金	・毎月のお積立は、定期貯金で有利に増やします。イザと いう時には一部のお支払い機能もあります。	・6ヶ月以上 10年以下 ・期間制限なし	1円以上
	一般	財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立となります。	3年以上	1円以上
財形貯金	財形	年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用 の金利が適用され、また、住宅財形と合わせて 550 万円 まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
317	財形	住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座	貯金		・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はあ りません。	1円以上
普通	貯金		・お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。 公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等 のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
	斯金 (決済)	無利息型用>	・貯金保険制度(公的保護)により全額保護対象となる貯金です。普通貯金同様に公共料金等の自動決済サービスやキャッシュカードの発行も可能です。(お利息は付きません。)	期間の制限はありません。	1円以上
貯蓄	貯金		・有利な金利で増やしながら、普通貯金のように必要な時 に自由にお引き出しいただける貯金です。	期間の制限はあ りません。	1円以上
通知	貯金	_	・1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
納和	说 準	備 貯 金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
譲渡	性貯金	È (NCD)	・大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に 譲渡できます。	2 週間以上 5 年未満	1,000 万円以上

■ 融 資

	種 類	期間	金額	こんなときにお使いください
事業資金	営農資金 事業資金	資金使途により対	応します	農業経営に必要な資金 事業に必要な運転・設備資金
住宅資金	住宅ローン [全期間固定金利型] [変動金利型] [固定変動選択型]	50 年以内 (短期のつなぎ 資金あり)	10,000 万円以内	住宅の新築 土地の購入 新築・中古住宅の購入(土地付 住宅及びマンション購入含む) 住宅の増改築・改築・補修及び その他住宅に付帯する住宅関 連設備等の設置等
	リフォームローン	15 年以内	1,500 万円以内	ガレージ・門塀・造園等の工事 他の住宅ローンの借換
	教 育 ロ 一 ン [固定金利型][変動金利型]	15 年以内	1,000 万円以内	教育に必要な資金(入学金・授 業料・学費・アパート家賃及び交 通費など)
	マイカーローン [固定金利型][変動金利型]	15 年以内	1,000 万円以内	自動車の購入・車検・修理等に 必要な資金
+\	農機ハウスローン	10 年以内	1,800 万円以内	農機具取得、点検修理、格納庫建設等、 パイプハウス資材・建設
お使い道が決	賃貸住宅ローン [固定金利型][変動金利型] [固定変動選択型]	30 年以内	40,000 万円以内	賃貸住宅の建設・増改築
お使い道が決まっている場合	事業ローン [一般型] [再生可能エネルギー型] [全農提携型]	運転 5 年以内 設備 20 年 以内	500 万円以内 3,000 万円以内 (再生可能エネルギー型、全農提 携型は、5,000 万円以内)	事業の運転設備資金 土地・施設の取得造成
	信販保証フリーローン	10 年以内	500 万円以内	生活向上に関する資金
	信販保証カーローン	15 年以内	1,000 万円以内	自動車の購入、車検・修理等に必要な資金
	信販保証リフォームローン	20 年以内	1,500 万円以内	住宅の増改築等に必要な資金
	信販保証教育ローン	16 年 10 か 月以内	1,000 万円以内	入学金・授業料等教育に必要な 資金
貸越	カードローン	2 年以内 (自動更新)	200 万円以内	組合員の生活に必要な資金
	当座教育ローン	1年以内 (自動更新)	700 万円以内 (返済については契約極度額に対 する定額返済となります。)	入学金、授業料等教育に必要な 資金
	信販保証カードローン	1年以内 (自動更新)	500 万円以内	範囲内で使い道自由な資金
各種制度	資金もご利用いただけます	日本政策金融公庫	・住宅金融支援機構・農業	举近代化資金 等

詳しくは、JA窓口までお気軽にご相談ください。

手数料一覧

【貯金関係・その他諸手数料】

	手 数 料 の 種	類	手 数 料
	小 切 手	50 枚(1 冊)	660 円
	約 束 手 形	25 枚(1 冊)	385 円
n.t.	為 替 手 形	10 枚	176 円
貯	マル専口座開設	1口座	2,200 円
金	マル専手形用紙	1枚	220 円
関	自己宛小切手	1枚	無料
係		IC キャッシュカード	1,100 円
	IC キャッシュカード・通帳・証書再発行	貸金庫カード	1,100 円
	(紛失・盗難等による場合)1枚・1通	通帳・証書	550 円
		貸金庫鍵	実費
	残 高 証 明 書 1 通	自動発行・都度発行・ お客様指定用紙	440 円
		監査法人依頼様式・貯金取引履歴調査	1,100 円
その	融資証明書 支払利子証明書	1 通	1,100 円
他	債務保証書	1 通	5,500 円
	貸全庫 (年類)	26cm×35cm)	15,840 円
	大 (12cm	×26cm×35cm)	23,760 円

[※]上記金額欄に記載の金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

【キャッシュカード利用手数料(1回につき)】

				提携。	金融機関の ATM V	こよるお引き出し	_
	お時間	県内 J A の ATM による お引き出し	県外 J A の ATM による お引き出し	ゆうちょ	セブン銀行 ローソン イーネット (ファミリー マート等)	三菱UFJ 銀行	その他
平日	$8:00 \sim 8:45$ $8:45 \sim 18:00$ $18:00 \sim 21:00$	無料	無料	110 円/220 円 110 円 110 円/220 円 (入金/出金)	220 円 110 円 220 円	110 円 無料 110 円	220 円 110 円 220 円
土曜日	9:00~19:00	無料	無料	入金 110 円 出金 220 円 ^(17:00まで)	220 円	110 円 (17:00まで)	220 円 (17:00まで)
日曜日祝日	9:00~19:00	無料	無料	入金 110 円 出金 220 円 ^(17:00まで)	220 円	110 円 (17:00まで)	220 円 (17:00まで)

[※]上記金額欄に記載の金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

[※]現在磁気キャッシュカードの取扱はありません。

[※]ATMにより稼働時間が異なりますので、管内ATM稼動一覧表によりご確認ください。

[※]県外JA・提携金融機関カードによる土日祝日のお引き出しは17:00までとなります。

[※]提携金融機関でのお引き出しは、提携金融機関により異なる場合があります。

[※]セブン銀行は、7:00から23:00まで取扱可能です。

【各種融資手数料】

	手数料の種類	手数料
新規申込	個人ローン、事業性資金、住宅ローン、生活関連資金等一般資金	無料
条件変更	個人ローン、事業性資金、住宅ローン、生活関連資金等一般資金、融資条件の変更	5,500 円
繰上げ	全部繰上げ	5,500 円
返済	一部繰上げ(窓口扱い)	5,500 円
不動産等担保設定	事業性資金、 新規設定 住宅ローン、 追加設定 生活関連資金等一般資金 極度額変更 ※新規設定は住宅ローン 一部解除	5,500 円
	担保解除関係書類の再発行	5,500 円
	確定日付(登記印紙は別途)	440 円

[※]新規・繰上げ返済は、平成20年8月1日以降の実施分より適用されます。

【為替関係手数料】

	種目及び 区分 J A本支所間		県内系統為替取扱事務所相互間		県外系統為替取扱事務所及び他行宛		
振込手数	窓口	3万円未満1件につき	220 円	3万円未満1件につき	220 円	電信扱 3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	550 円 770 円
数料	利用	3万円以上1件につき	440 円	3万円以上1件につき	440 円	文書扱 3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	440 円 660 円
	取立手 :料	_		1 通につき	440 円	至急扱1 通につき普通扱1 通につき	880 円 660 円
	その他の 諸手数料 送金・振込の組戻料 不渡手形返却料、取立手形組戻料、取 (ただし、660円を超える実費を要する					1 件につき 1 通につき けます。)	660 円 660 円

[※]上記金額欄に記載の金額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

【振込手数料】

種類	振込先振込金額	同一店内	同一 J A	県内系統為替 取扱事務所 相互間	県外系統為替 取扱事務所宛	他行宛
ATM振込	3万円未満		110 円	110 円	110 円	440 円
AIWI派及	3万円以上		330 円	330 円	330 円	660 円
定時自動送金	3万円未満		220 円	220 円	220 円	550 円
サービス	3万円以上		440 円	440 円	440 円	770 円
JAネット	3 万円未満		_	110 円	110 円	220 円
バンク	3万円以上			220 円	220 円	440 円
アンサー・	3万円未満		110 円	110 円	110 円	220 円
法人ネットバンク	3万円以上		220 円	220 円	220 円	440 円

[※]手数料は振込(予約)時に指定口座から引き落とします。

[※]法人ネットバンクでは、別途、月額使用料が発生します。

【定時自動送金サービスの手数料】

手数料の種類	手数料
申込手数料(1申込みにつき)	110 円

※自動送金サービスの振込については、別途下記 の振込手数料を徴収します。

【法人JAネットバンク】

サービス内容	基本料(月額)
基本サービス (照会・振込サービス)	1,100 円
基本サービス+伝送サービス (給料振込・総合振込・口座振替サービス)	2,200 円

※資金移動サービス利用の振込・振替については、別途手数料をいただきます。

【口座振替・代金収納手数料】

		手数料	
口代座金	全銀データ交換による場合	依頼件数1件につき	55 円
振納	収納依頼書による場合	依頼件数1件につき	88 円
·	代金窓口収納	1件につき	33 円

【媒体持込手数料】

手数料の種類	手数料	
フロッピーディスク・CD-ROM 等の持込による振込/振替	持込1回につき	3,300 円

[※]別途、振込/振替手数料が発生します。

【窓口両替手数料】

	枚 数		手数料
1枚	~	100 枚	無料
101 枚	~	1000 枚	330 円
1001 枚	~	2000 枚	660 円
2001 枚	以上		1000 枚毎に 330 円を加算

- ※お受取枚数またはお持込枚数のうちいずれか多い方の枚数となります。
- ※汚損現金、記念硬貨の交換については無料となります。
- ※ご両替・金種指定払戻しを分割される場合でも、合計のお取扱枚数に応じて両替手数料がかかります。
- ※金種指定払戻しのお取扱い枚数は、払戻枚数から一万円札を除いた枚数となります。

【窓口硬貨入金手数料】

	枚 数		手数料
1枚	~	100 枚	無料
101 枚	~	1000 枚	330 円
1001 枚	~	2000 枚	660 円
2001枚	以上		1000 枚毎に 330 円を加算

- ※貯金口座への入金や現金振込の硬貨が対象となります。
- ※募金・寄付金については無料となります。

JA信州うえだ管内ATM稼働一覧表

	設置場所	平日	土曜日	日曜・祝日
本	听	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	東御支所	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
東	東御市役所	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
部	東御市民病院	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
地	滋野店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
区	祢津店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	和店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	上田東支所	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
	Aコープファーマーズうえだ店	$9:00\sim20:30$	9:00~19:00	9:00~19:00
上	ツルヤ山口店	$8:45\sim20:00$	$9:00\sim19:00$	9:00~19:00
田東	川東セレモニー「虹のホール」	$8:45\sim21:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
地	神川店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
区	イオン上田店	$8:45\sim21:00$	9:00~19:00	9:00~19:00
	豊里店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
	殿城店	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
	上田西支所	$8:45\sim21:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
	室賀店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
西	秋和店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
部	塩尻店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
地区	泉田店	$8:45\sim21:00$	9:00~19:00	9:00~19:00
	城下店	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
	浦里店	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
	青木村役場	$8:45\sim21:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
真	真田支所	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
田	菅平店	$8:45\sim19:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
地区	本原店	$8:45\sim21:00$	9:00~19:00	9:00~19:00
	傍陽店	$8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$	9:00~17:00
	丸子支所	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	丸子地域自治センター	8:45~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
丸	長瀬店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
子地	西内店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
区	依田店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	鹿教湯病院	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	東内店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
ょ	塩川店 よだくぼ南部支所	$\frac{8:45\sim19:00}{8:45\sim20:00}$	9:00~17:00	9:00~17:00
だ			9:00~17:00	9:00~17:00
<	大門店 古町店	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
ぼ 南	和田店	$8:45\sim19:00$ $8:45\sim19:00$	$9:00\sim17:00$ $9:00\sim17:00$	$9:00\sim17:00$ $9:00\sim17:00$
部	74円/月 よだくぼセレモニー「虹のホール」	$8:45 \sim 19:00$ $8:45 \sim 21:00$	$9:00 \sim 17:00$ $9:00 \sim 19:00$	$9:00 \sim 17:00$ $9:00 \sim 19:00$
地区	武石支所	$\frac{8.45 \circ 21.00}{8.45 \sim 19.00}$	$9:00 \sim 17:00$	$9:00 \sim 17:00$
	塩田支所	$8:45 \sim 19:00$ $8:45 \sim 21:00$	9:00~17:00	9:00~17:00
塩	別所店	$8:45 \sim 19:00$	$9:00 \sim 17:00$	$9:00 \sim 17:00$
田	西塩田店	$8:45 \sim 19:00$	$9:00 \sim 17:00$ $9:00 \sim 17:00$	$9:00 \sim 17:00$ $9:00 \sim 17:00$
地区	東塩田店	$8:45 \sim 19:00$	$9:00 \sim 17:00$	$9:00 \sim 17:00$
	富士山店	$8:45 \sim 19:00$	$9:00 \sim 17:00$	$9:00 \sim 17:00$
	※全機種ATM(現金自動預払機)			0.00 17.00

[※]全機種ATM(現金自動預払機)でゆうちょ提携対応です。

~ATM業務内容~

内容	平日	土曜日	日曜・祝日
入金	$8:45\sim21:00\%1$	9:00~19:00%1	9:00~19:00\%1
出金	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
残高照会	\circ	0	0
記帳	$8:45\sim21:00\%1$	8:45~19:00\%1	8:45~19:00\%1
振込	\circ	\circ	0

^{※1} ATMごとの稼働時間内での取引が前提となります。

当組合の組織

組合員の状況

	正	組合	員	准	組合	員	合 計
	個 人	団体	合 計	個 人	団体	合 計	
組合員戸数	13,025 戸	66 戸	13,091 戸	10,695 戸	295 戸	10,990 戸	24,081 戸
組合員数	14,197 人	66 人	14,263 人	13,657 人	295 人	13,952 人	28,215 人

組合員組織の状況

(単位:人)

加口具加吸びが		=	(半匹・パ)
組織名		構成員数	備考
総合運営委員会	<u> </u>	53	
区域運営委員会	ИV	532	
実行組合・農家組合等	争	14,410	
女 性 部	羽	1,164	
助け合いの会	117	909	
青 色 申 告 会	117	112	
米 穀 担 い 手 部 会	117	71	
果実専門委員会	117	1,045	
花き部会	1117	251	
野菜協議会	117	478	
畜 産 部 会	117	23	
きのこ協議会	1117	10	
青壮年組織連絡会	77	184	
青 年 部	FIS .	38	
年 輪 の 会	<u> </u>	19,847	

組合員の数およびその増減

(単位:人)

	資	格区分	前年度末	当年度加入	当年度脱退	当年度末	増 減	
正	,	個 人	14,592	270	665	14,197	$\triangle 3$	95
組合員	法	農事組合法人	8	0	0	8		0
員	法	その他の法人	52	7	1	58		6
	,	個 人	13,113	948	404	13,657	5	44
准組	,	農業協同組合	2	0	0	2		0
合員	,	農事組合法人	6	0	0	6		0
		その他の団体	276	14	3	287		11
	合	計	28,049	1,239	1,073	28,215	1	66

役員体制(令和6年6月30日現在)

「理事〕

世事」 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	氏	名	常 勤・ 非常勤の	代表権の	就任	任期満了	担当その他
区城石		711	別	有無	年月日	年月日	担当での心
組合長	眞島	実	常勤	有	令和4年5月26日	令和7年5月	
専務理事	丸山	勝也	常勤	有	IJ	IJ	JAづくり本部長
常務理事	櫻井	典夫	常勤	無	IJ	IJ	くらしづくり本部長
常務理事	和田	宏一	常勤	無	IJ	IJ	農づくり本部長
理 事	射手	誠司	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	舩田	寿夫	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	堀す	みえ	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	柳澤	明徳	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり副委員長
理 事	赤岡	武信	非常勤	無	"	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	佐野	春子	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	石井	千春	非常勤	無	IJ.	IJ	くらしJAづくり委員長
理 事	櫻井	豊樹	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	大井	広一	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	横澤	永裕	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	宮崎	早苗	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	北島	一博	非常勤	無	IJ.	IJ	農づくり委員長
理 事	堀内 美	€智子	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	金井	章二	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	齋藤	勝彦	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	杉原	茂安	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	松久	宏明	非常勤	無	IJ	IJ	農づくり委員
理 事	小林 美	美智子	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理 事	和田	昭子	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり委員
理事	吉田	智明	非常勤	無	IJ	IJ	くらしJAづくり副委員長
理事	林(例	建三	非常勤	無	11	IJ	農づくり委員
理事金融共済部	小山	元寛	非常勤	無	IJ	IJ	

[監事]

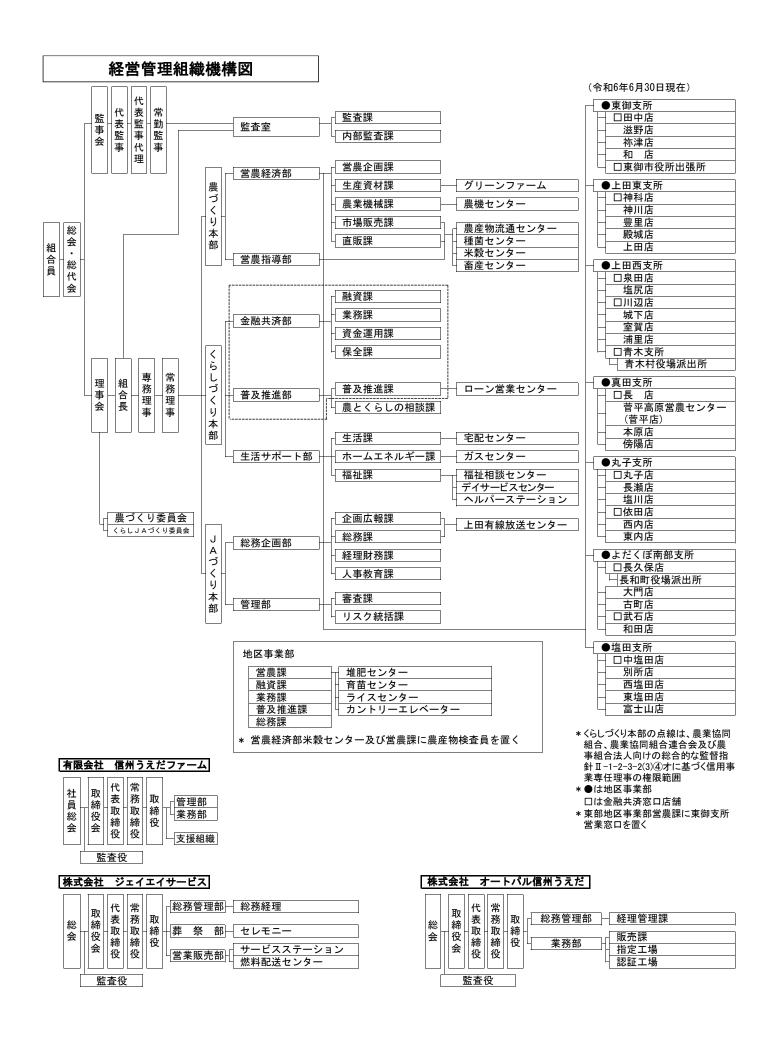
役職名	氏 名	常 勤・ 非常勤の別	代表権の 有 無	就任 年月日	任期満了 年月	担当その他
代表監事	小林 久晃	非常勤	_	令和4年5月26日	令和7年5月	
代表監事代理	髙橋 一嘉	非常勤	_	"	"	
常勤監事	木村 明夫	常勤	_	"	11	員外監事
監 事	柳沢 文人	非常勤	_	"	11	
監 事	宮澤 宏一	非常勤	_	"	"	
監事	小林 晴夫	非常勤	_	"	11	

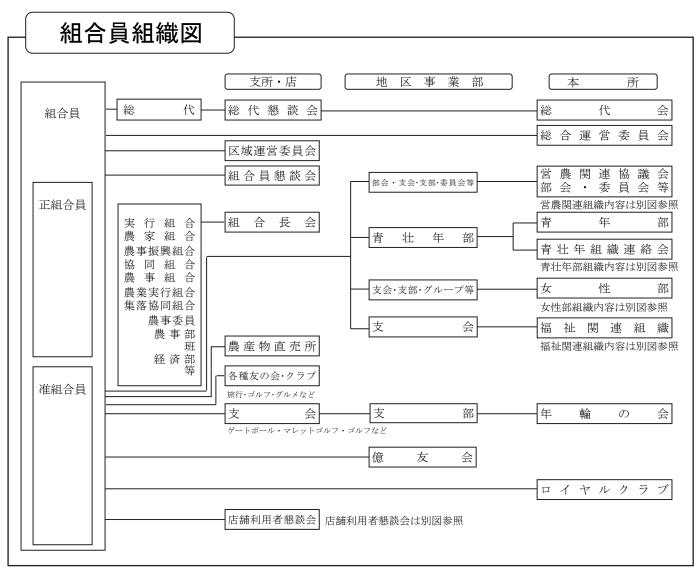
職員の状況 (単位:人)

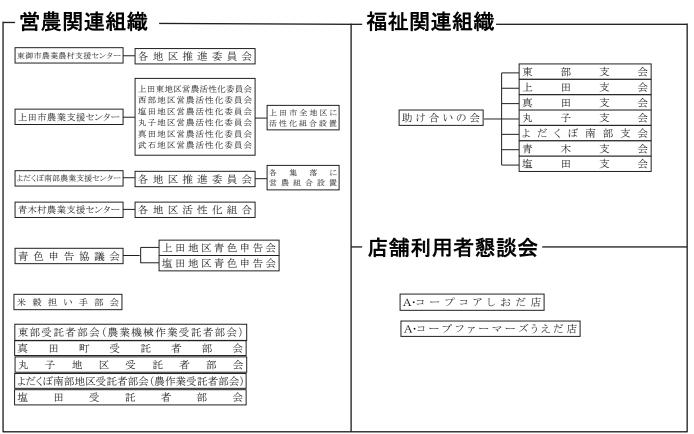
区分		令和4年度末		令和5年度末		
	男	女	合計	男	女	合計
一般職員	307	232	539	297	222	519
営農技術員	28	4	32	27	4	31
営農相談員	1	2	3	1	2	3
生活指導員	0	7	7	0	7	7
合 計	336	245	581	325	235	560

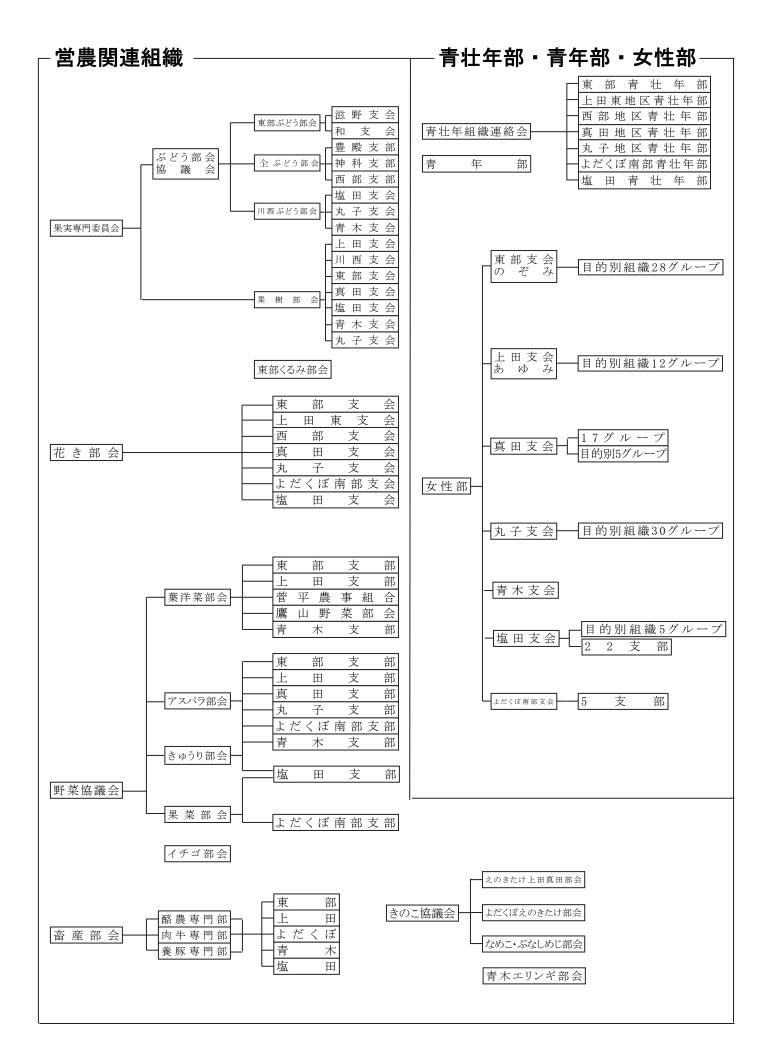
(単位:人)

	令和4年度末	令和5年度末
常雇的臨時雇用者	236	231



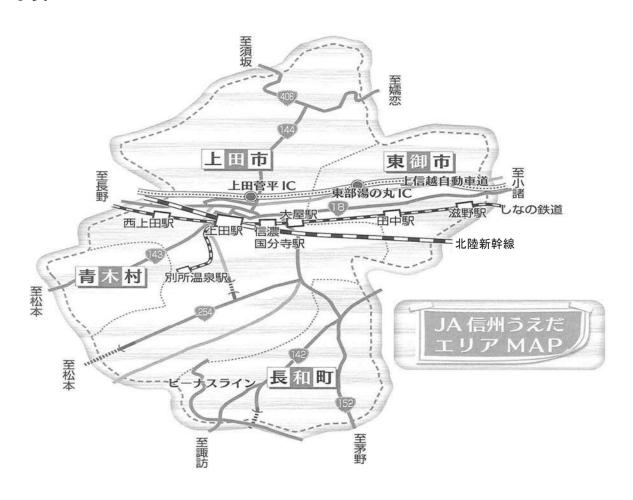






地区

当地域は、長野県の北東部に位置し、上田市、東御市(旧東部町地域のみ)、長和町、青木村の2市1町1村で構成されています。東西約28km、南北約54kmで総面積約880平方キロメートルを有しています。



店舗一覧

本所 (令和6年6月30日現在)

名 称	住 所	番地	電話番号
本所	上田市大手二丁目	7番10号 (代表)	0268-25-7800
		監査室:	0268-25-8080
		金融共済部:	0268-25-8000
		普及推進部:	0268-25-7770
		生活サポート部:	0268-23-4040
		総務企画部:	0268-25-7800
			0268-25-8080
		管理部:	0268-25-7800
本所(営農経済部)	上田市殿城	80番地	0268-23-4084
本所 (営農指導部)	上田市殿城	85番地	0268-22-0740

支所・店 (※印は地区事業部)

文内 - 石			_	(次りは地位争未卯)
2	名 称	住 所	番地	電話番号
※東御支所	(田中店)	東御市田中	63番地4	0268-62-0113
"	滋野店	東御市滋野乙	205番地1	0268-62-0403
IJ	袮津店	東御市祢津	1280番地1	0268-62-0252
IJ	 和 店	東御市海善寺	1238番地	0268-62-0202
"	東御市役所出張所	東御市県	281番地2	0268-62-4113
11	営業窓口	東御市袮津	1049番地1	0268-71-7480
※上田東支所	(神科店)	上田市住吉	400番地	0268-23-2340
"	神川店	上田市国分	1321番地1	0268-22-5364
]]	豊里店	上田市芳田	1192番地1	
"	殿城店	上田市殿城	771番地1	
"	上田店	上田市大手二丁目	1番1号	
※上田西支所	(川辺店)	上田市上田原	677番地	0268-22-5006
"	塩尻店	上田市上塩尻	252番地	0268-27-3177
11	泉田店	上田市吉田	305番地	0268-22-4798
11		上田市諏訪形	1160番地2	
11	室賀店	上田市下室賀	2347番地7	
11	 浦里店	上田市浦野	40番地2	
青木支所		小県郡青木村大字田沢	92番地5	0268-49-3122
11	青木村役場派出所	小県郡青木村大字田沢	111番地	0268-49-0111
※真田支所	(長 店)	上田市真田町長	3893番地1	0268-72-2300
"	菅平店	上田市菅平高原	1223番地2092	0268-74-2545
11	本原店	上田市真田町本原	541番地1	
"		上田市真田町傍陽	6250番地	
※丸子支所	(丸子店)	上田市上丸子	952番地	0268-42-2528
]]		上田市長瀬	2489番地5	
11		上田市塩川	1333番地	
11	 依田店	上田市生田	3882番地	0268-42-2428
IJ	西内店	上田市平井	1741番地1	
]]	東内店	上田市東内	1537番地	
※よだくぼ南音	『支所(長久保店)	小県郡長和町長久保	1674番地	0268-68-3141
IJ	長和町役場派出所	小県郡長和町古町	4247番地1	0268-68-3111
IJ	大門店	小県郡長和町大門	1160番地2	
"	古町店	小県郡長和町古町	2799番地	
IJ	武石店	上田市下武石	706番地	0268-85-2010
"	和田店	小県郡長和町和田	2872番地	0268-88-2311
※塩田支所	(中塩田店)	上田市中野	87番地	0268-38-2502
"	別所店	上田市別所温泉	1748番地4	
11	西塩田店	上田市新町	144番地1	
11		上田市古安曽	2057番地	0268-38-2703
JJ		上田市富士山	3279番地1	

営業センター

名 称	住 所	番地	電話番号
ローン営業センター	上田古代士	99釆州1	0268-29-3055
プレミアムサロン	上田巾任吉	22番地1	0268-23-1145

営農センター

名 称	住 所	番地	電話番号
菅平高原営農センター (菅平店)	上田市菅平高原	1223番地2092	0268-74-2545

営農課

名 称	住 所	番地	電話番号
東部地区事業部営農課	東御市袮津	1049番地1	0268-62-3322
上田東地区事業部営農課	上田市住吉	378番地3	0268-23-2343
真田地区事業部営農課	上田市真田町長	6114番地2	0268-72-9030
丸子地区事業部営農課	上田市生田	3887番地3	0268-43-2019
よだくぼ南部地区事業部営農課	上田市武石沖	191番地1	0268-85-2480
西部地区事業部営農課	上田市吉田	305番地	0268-22-4799
西部地区事業部営農課・青木	小県郡青木村大字村松	36番地2	0268-49-3123
塩田地区事業部営農課	上田市中野	87番地	0268-38-3101

共選所

名 称	住 所	番地	電話番号
農産物流通センター	上田市殿城	80番地	0268-29-1001
滋野ぶどう共選所	東御市滋野乙	2808番地1	0268-62-3394
和第一ぶどう共選所	東御市和	3459番地1	0268-62-3766
和第二ぶどう共選所	東御市和	8063番地	0268-62-2819
農産物神科集荷場	上田市住吉	378番地3	0268-23-2343
真田中央集出荷所	上田市真田町長	3893番地1	
菅平第一集荷所	上田市菅平高原	1223番地1818	0268-74-3334
菅平第二集荷所	上田市菅平高原	1223番地1431	0268-74-2747
よだくぼ花卉集荷所	上田市生田	3887番地3	0268-43-2019
よだくぼ南部中央共選所	上田市武石沖	191番地1	0268-85-3711
塩田農産物集出荷所	上田市古安曽	2079番地1	0268-38-2446

育苗施設

名 称	住 所	番地	電話番号
東部水稲育苗センター	東御市滋野	3395番地4	
東部野菜育苗施設	東御市和	6711番地	
泉田水稲育苗センター	上田市小泉	1302番地1	0268-26-0856
丸子花卉育苗施設	上田市生田	3491番地	
依田窪地区水稲育苗施設	上田市上武石	439番地	0268-85-3666
塩田水稲育苗センター	上田市中野	89番地3	
塩田花卉育苗施設	上田市中野	113番地2	0268-38-3101

堆肥センター

名 称	住 所	番地	電話番号
西部堆肥センター	上田市小泉	1310番地1	0268-27-7629
武石堆肥センター	上田市武石上本入	2380番地56	0268-86-2404
塩田堆肥センター	上田市富士山	2371番地	0268-38-4030

カントリーエレベーター

名 称	住 所	番 地	電話番号
塩田カントリーエレベーター	上田市古安曽	2662番地	0268-38-7140

ライスセンター

名 称	住 所	番地	電話番号
東部ライスセンター	東御市袮津	1157番地	0268-62-4394
上田東神川ライスセンター	上田市国分	239番地2	0268-25-2734
泉田ライスセンター	上田市小泉	1302番地1	0268-26-0856
長和ライスセンター	小県郡長和町古町	454番地	0268-68-2001
武石ライスセンター	上田市下武石	1487番地1	0268-85-3249
青木ライスセンター	小県郡青木村大字当郷	256番地	0268-49-2219

直売所

名 称	住 所	番地	電話番号
うえだ食彩館ゆとりの里農産物直売所	上田市住吉	380番地24	0268-26-1050
塩田東山観光農園	上田市富士山	2019番地	0268-39-0210
マルシェ国分	上田市国分	80番地	0268-27-5580
新鮮市真田	上田市真田町長	6109番地1	0268-72-2030
愛菜館	上田市中野	64番地1	0268-38-3828

米穀センター

名 称	住 所	番地	電話番号
米穀センター	上田市住吉	558番地2	0268-21-2408

種菌施設

名 称	住 所	番地	電話番号
種菌センター	小県郡長和町和田	1299番地18	0268-88-3095

畜産センター

名 称	住 所	番地	電話番号
畜産センター	上田市殿城	85番地	0268-23-4085

農業資材配送センター・グリーンファーム

名 称	住 所	番地	電話番号
営農振興部生産資材課	上田市殿城	80番地2	0268-29-8021
農業資材配送センター	上田市殿城	80番地2	0120-026-862
グリーンファーム中央店	上田市国分	80番地6	0268-29-8177
グリーンファーム東部店	東御市袮津	1049番地1	0268-62-0665
グリーンファームよだくぼ南部店	上田市武石沖	191番地1	0268-85-2400
グリーンファームしおだ店	上田市中野	89番地	0268-39-8118

農機センター

名 称	住 所	番地	電話番号
基幹農機センター	上田市生田	3887番地3	0268-42-2549
東部地区農機センター	東御市鞍掛	46番地1	0268-62-0602
上田東地区農機センター	上田市住吉	400番地	0268-26-4870
西部地区農機センター	上田市上田原	677番地	0268-22-5106
真田地区農機センター	上田市真田町長	6288番地2	0268-72-3900
よだくぼ南部地区農機センター	上田市武石沖	191番地1	0268-85-2837
青木地区農機センター	小県郡青木村大字村松	34番地1	0268-49-2952
塩田地区農機センター	上田市中野	88番地2	0268-38-3103

福祉相談センター

名 称	住 所	番地	電話番号
福祉相談センター	上田市中野	64番地	0268-39-7702

名 称	住 所	番地	電話番号
ヘルパーステーション	上田市中野	64番地1	0268-39-7703
「スセンター			
	住所	番地	電話番号
ザスセンター	上田市中野	87番地	0268-38-832'
5目的ホール		,	
名称	住 所	番地	電話番号
ラ・ヴエリテ	東御市田中	63 番地 4	0268-62-1122
モルティしおだ	上田市中野	87番地	0268-38-4822
有線放送		1	
名 称	住 所	番地	電話番号
上田有線放送センター	上田市大手二丁目	7番10号	0268-25-2360
朱式会社ジェイエイサービス	1 1 1 2 1 1	1	
名 称	住 所	番地	電話番号
************************************	上田市大手二丁目	7番10号	0268-25-7070
セレモニーホール			
名 称	住 所	番地	電話番号
西セレモニー「虹のホール」	上田市吉田	33番地6	0268-28-089
川東セレモニー「虹のホール」	上田市古里	47番地2	0268-27-737
よだくぼセレモニー「虹のホール」	上田市武石沖	191番地1	0268-85-2469
東部セレモニー「虹のホール」	東御市鞍掛	39番地1	0268-64-880
サービスステーション			
名 称	住 所	番地	電話番号
サンラインセルフSS	東御市和	3457番地1	0268-63-646
菅平SS	上田市菅平高原	1223番地5573	0268-74-342
本原セルフSS	上田市真田町本原	541番地1	0268-72-200
丸子セルフSS	上田市東内	389番地1	0268-71-661
西内SS	上田市平井	1749番地	0268-45-372
和田SS	小県郡長和町和田	1353番地2	0268-88-253
パピアセルフSS	上田市武石沖	186番地8	0268-85-011
青木SS	小県郡青木村大字田沢	92番地5	0268-49-365
中塩田セルフSS	上田市中野	87番地2	0268-39-077
然料配送センター	上田市古安曽	2057番地8	0268-71-531
コインランドリー			
名 称	住 所	番地	電話番号
コインランドリー JAN!JAN!	上田市福田	43番地9	
有限会社信州うえだファーム			
名 称	住 所	番地	電話番号
有限会社信州うえだファーム本社	上田市大手二丁目	7番10号	0268-39-737
営業所			

所

地

2019番地

電話番号

0268-39-7370

住

上田市富士山

称

名

富士山営業所

株式会社オートパル信州うえだ

名 称	住 所	番地	電話番号
株式会社オートパル信州うえだ本社	上田市住吉	22番地1	0268-23-7230

営業所

名 称	住 所	番地	電話番号
東部営業所	東御市鞍掛	46番地1	0268-62-2431
中央営業所	上田市住吉	22番地1	0268-23-3730
西部営業所	上田市上田原	677番地	0268-27-4765
真田営業所	上田市真田町長	6288番地2	0268-72-3953
南部営業所	上田市武石沖	194番地1	0268-85-2860

特定信用事業代理店業者の状況

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業者を営む営業者 または事業所の所在地
該当ありません	_	_

沿革・あゆみ

- 〇 平成6年11月 新設合併により発足(上田市、東部町、真田町、丸子町、よだくぼ南部、塩田、青木村の7JA)
- 平成7年3月 第1次中期3カ年計画スタート
- 平成8年6月 渡辺美直代表理事会長(当時代表理事組合長)が県農協中央会・各県連合会副会長に就任
- 平成9年4月 機構改革(基幹支所廃止、地区センター設置、事業部制採用)
- 平成10年3月 第2次中期3カ年計画スタート
- 平成 10 年 4 月 役員・業務執行体制改革(担当常務制採用、員外監事登用、窓口及び金融渉外体制整備)
- 平成11年9月 (株)ジェイエイサービス設立
- 平成12年3月 (有)信州うえだファーム設立
- 平成13年3月 第3次中期3カ年計画スタート 機構改革(地区センター廃止、統括支所設置、事業本部制強化)
- 平成16年2月 (株)ジェイエイサービスSS事業会社開始(JAからの事業移管)
- 平成16年3月 第4次中期3カ年計画スタート
- 平成18年3月 (株)オートパル信州うえだ設立、ローン営業センターオープン
- 平成19年3月 第5次中期3カ年計画スタート
- 平成19年4月 支所体制再構築実施(会計支所統合による事務集中化と事業運営単位の広域化)
- 平成21年9月 基幹農機センター設置
- 平成22年3月 第6次中期3カ年計画スタート
- 平成 22~26 年 JAN! JAN! タウン開発
- 平成23年4月 農林産物直売所「新鮮市真田」オープン
- 平成23年9月 芳坂榮一代表理事組合長が県農協中央会・各県連合会副会長に就任
- 平成25年3月 第7次中期3カ年計画スタート
- 平成27年9月 事業拠点再構築の実施
- 平成28年3月 第8次中期3カ年計画スタート、機構改革(事業本部の変更、地区事業部体制)
- 平成29年3月 機構改革(営農振興部新設、営農販売部新設)
- 平成30年4月 機構改革(共済部査定課 損害調査の一部業務移行、生活部旅行センター 事業移管)
- 平成31年3月 第9次中期3カ年計画スタート

機構改革(管理部新設、信用部から審査課、総務企画部からリスク統括課を管理部へ移設)

- 令和3年3月 機構改革(金融共済部、普及推進部、生活サポート部新設)
- 令和4年3月 第10次中期3カ年計画スタート、機構改革(営農経済部、営農指導部新設)
- 令和6年3月 機構改革(普及推進部金融推進課・共済普及課を統合、福祉用具相談センター事業移管)
- 1. 農協は、戦前の農会、産業組合、農業会を経て、農民の経済的・社会的地位の向上をはかることを目的に、農業協同組合法(法律第132号)が公布(昭和22年11月19日、同年12月15日施行)され、農民の協同のしくみとして発足しました。以来60年余を経過しましたが、農協には、それぞれの時代における社会経済的要請の中で、その役割を発揮してきた長い歴史と伝統があります。
- 2. 昭和 36 年 4 月 1 日農協合併助成法施行以降、農業の振興と地域に貢献する足腰の強い農協をめざし、合併が下 記のとおり行われ、平成 4 年 4 月からは愛称が農協から J A となりました。

発 足 4	年月	月日	J	A	名	被合併JA名	備考
昭和 40.	6.	1	上	田	市	神川・豊里・殿城・塩尻・川辺・泉田・城下・上田	
40.	6.	1	塩	田	町	別所·西塩田·中塩田·東塩田·富士山	「塩田」に名称変更
41.	3.	1	上	田	市	上田市·神科	
41.	3.	1	東	部	町	田中·滋野·和·袮津	
41.	3.	1	長	門	町	長久保·大門	
43.	2.	26	丸	子	町	長瀬・塩川・依田・西内・東内・丸子町	
46.	3.	1	長	門	町	長門町·古町	
49.	4.	1	上	田	市	上田市·室賀	
51.	5.	1	武	石	村	武石村・(武石村養蚕)	
平成元.	3.	1	真	田	町	長·傍陽·本原	
元.	9.	1	上	田	市	上田市·浦里	
2.	9.	1	よだ	くぼ	南部	長門町·武石村·和田村	

Japan Agricultural Co-operatives 信州うえだ

資料編

財	務 諸 表	
	貸借対照表46	金銭の信託 88
	損益計算書48	デリバティブ取引 88
	注記表50	金融等デリバティブ取引 88
	剰余金処分計算書64	有価証券関連店頭
経	費の内訳	デリバティブ取引 88
	事業管理費の内訳66	金融派生商品及び先物外国為替取引の
財	務諸表の正確性にかかる確認 67	契約金額・想定元本額 89
自	己資本の充実の状況 68	上場先物取引所に係る未決済の先物
信	用事業の状況	取引契約の約定金額及びその時価89
	貯金業務	為替業務
	科目別貯金残高82	内国為替取扱実績90
	科目別貯金平均残高82	外国為替取扱実績 90
	貸出金業務	外貨建資産残高90
	科目別貸出金残高83	平残・利回り等
	科目別貸出金平均残高83	利 益 総 括 表90
	貸出金の金利条件別内訳残高83	資金運用収支の内訳 90
	貸出金の業種別残高83	受取・支払利息の増減額 91
	主要な農業関係の	利 益 率 91
	貸出金残高84	預かり資産の状況
	貯貸率・貯証率84	投資信託残高(ファンドラップ含む)・91
	貸出金の使途別内訳残高85	残高有り投資信託口座数 91
	貸出金の担保別内訳残高85	最近5年間の主要な経営指標 92
	債務保証見返額の担保別	その他経営諸指標93
	内訳残高85	共済事業の状況
	農協法に基づく開示債権の状況及び	長期共済保有高94
	金融再生法開示債権区分に基づく	医療系共済の共済金額保有高 94
	債権の保全状況85	介護共済系その他の共済の
	元本補てん契約のある信託に係る農協法に	共済金額保有高 94
	基づく開示債権の状況87	年金共済の年金保有高 94
	貸倒引当金の期末残高	短期共済新規契約高95
	及び期中の増減額87	農業・生活その他事業の状況
	貸出金償却の額87	購買事業取扱実績96
	有価証券業務	販売事業取扱実績96
	種類別有価証券平均残高87	保管事業取扱実績97
	商品有価証券種類別平均残高87	指導事業収支の状況97
	有価証券残存期間別残高87	その他の事業97
	取得評価額又は契約価額、	

金額単位は百万円、万円または千円とし、端数は切り捨てています。そのため、科目別金額の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致しておりません。

時価及び評価損益 --- 88

貸借対照表

(単位:千円)

54 E		(単位:十円)
科 目 (資産の部)	第 29 期事業年度	第 30 期事業年度
1 信 用 事 業 資 産	335,167,767	334,359,996
(1)現 金	1,617,717	1,565,116
(2)預 金	275,435,005	271,421,965
系 統 預 金	275,434,992	271,421,832
系 統 外 預 金	12	133
(3)有 価 証 券	3,666,079	5,224,617
国 債	2,186,089	3,605,187
地 方 債	_	399,720
社	855,360	872,260
受 益 証 券	624,630	347,450
(4)貸 出 金	55,953,599	57,157,298
(5) その他の信用事業資産	394,627	412,385
未 収 収 益	174,532	186,334
その他の資産	220,095	226,051
(6)貸 倒 引 当 金	$\triangle 1,\!899,\!262$	$\triangle 1,421,387$
2 共 済 事 業 資 産	76,469	67,692
(1)共 済 貸 付 金	4,171	4,171
(2)共 済 未 収 利 息	130	130
(3) その他の共済事業資産	72,168	63,391
3 経済事業資産	1,819,193	1,758,266
(1)受 取 手 形	24,054	2,962
(2)経済事業未収金	$1,\!298,\!567$	1,183,726
(3)経 済 受 託 債 権	35	14,518
(4)棚 卸 資 産	684,765	764,089
購買品	539,806	610,570
販 売 品	100,122	103,959
その他の棚卸資産	44,835	49,559
(5) その他の経済事業資産	116,788	100,852
(6)貸 倒 引 当 金	$\triangle 305{,}017$	$\triangle 307,883$
4 雑 資 産	2,004,846	1,927,216
(1)雑 資 産	2,087,819	1,999,386
(2)貸 倒 引 当 金	riangle 82,973	$\triangle 72,169$
5 固 定 資 産	8,859,095	8,742,315
(1)有 形 固 定 資 産	8,843,421	8,724,384
建物	15,181,910	13,652,917
機械装置	3,005,714	3,109,171
土 地	6,262,656	6,247,996
リ ー ス 資 産	11,130	11,130
その他の有形固定資産	1,489,423	3,125,150
減価償却累計額	$\triangle 17,107,413$	$\triangle 17,421,980$
(2)無 形 固 定 資 産	15,674	17,930
その他の無形固定資産	15,674	17,930
6 外 部 出 資	12,922,741	12,926,987
(1)外 部 出 資	12,922,741	12,926,987
系 統 出 資	11,858,163	11,858,158
系 統 外 出 資	858,578	862,829
子会社等出資	206,000	206,000
7 繰 延 税 金 資 産	148,255	135,939
資 産 合 計	360,998,370	359,918,413

\$ \ □		(単位:十円)
科 目 (負債及び純資産の部)	第 29 期事業年度	第 30 期事業年度
1 信 用 事 業 負 債	342,498,352	341,137,261
(1) 貯 金	341,207,300	340,383,247
(2)譲 渡 性 貯 金	200,000	<u> </u>
(3)借 入 金	3,306	10,110
(4)その他の信用事業負債	1,087,746	743,904
未払費用	88,470	68,325
その他の負債	999,275	675,579
2 共 済 事 業 負 債	899,522	902,098
(1)共済資金	456,978	461,511
(2)未経過共済付加収入	419,728	414,387
(3)共済未払費用	20,679	23,910
(4) その他共済事業負債	2,164	2,288
3 経済事業負債	782,118	637,872
(1)経済事業未払金	667,419	555,748
(2)経済受託債務	37,067	44,544
(3) その他経済事業負債	77,632	37,578
4 設 備 借 入 金 5 雑 負 債	1,000	666
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	810,364	800,977
(1)未 払 法 人 税 等	5,237	5,237
(2)リース債務	3,434	1,717
(3)資産除去債務	178,471	179,732
(4)その他の負債	623,221	614,291
6 諸 引 当 金	2,490,250	2,403,743
(1)賞 与 引 当 金	109,003	110,563
(2)退職給付引当金	2,341,836	2,243,042
(3)役員退職慰労引当金	39,410	50,137
負 債 合 計	347,481,638	345,882,620
1 組 合 員 資 本	13,829,068	14,356,573
(1)出 資 金	3,960,224	3,874,936
(2)利 益 剰 余 金	9,921,398	10,533,419
利 益 準 備 金	5,016,323	5,115,323
その他利益剰余金	4,905,074	5,418,096
JA 健 康 ・ 福 祉 積 立 金	485,000	485,000
J A 教 育 積 立 金	245,000	245,000
税効果調整積立金	180,400	171,935
事業基盤強化積立金	851,000	1,221,000
きのこ種菌事故積立金	·	
	67,000	67,000
	105,163	110,000
特別積立金	2,366,558	2,366,558
当期未処分剰余金	604,952	751,602
(うち当期剰余金)	(491,414)	(631,766)
(3) 処 分 未 済 持 分	△52,554	△51,782
2 評価・換算差額等	△312,336	$\triangle 320,779$
(1) その他有価証券評価差額金	△312,336	$\triangle 3,207,779$
純 資 産 合 計	13,516,731	14,035,793
負債及び純資産合計	360,998,370	359,918,413

損益計算書

(単位:千円)

科目	第 29 期事業年度	(単位:十円) 第 30 期事業年度
1 事業総利益	第 29 期事未平度 4,910,611	第 50 胡 爭呆平度 4,740,466
事業収益	8,990,765	8,775,240
事業費用	4,080,154	4,034,774
(1)信用事業収益	2,739,567	2,701,156
資金運用収益	2,519,276	2,425,387
(うち預金利息)	(1,509,517)	(1,493,791)
(うち有価証券利息)	(23,889)	(1,435,731 /
(うち貸出金利息)	(554,916)	(549,255)
(うちその他受入利息)	(430,953)	(382,340)
役務取引等収益	109,166	115,680
その他経常収益	111,125	160,088
(2)信用事業費用	232,055	336,030
資 金 調 達 費 用	50,122	45,077
(うち貯金利息)	(47,950)	(43,596)
(うち給付補てん備金繰入)	(2,110)	(1,438)
(うち譲渡性貯金利息)	(20)	(18)
(うち借入金利息)	(35)	(20)
(うちその他支払利息)	(6)	(2)
役務取引等費用	24,344	22,529
その他事業直接費用	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	6,132
その他経常費用	157,588	262,291
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△101,445)	(10,159)
信用事業総利益	2,507,512	2,365,126
(3)共 済 事 業 収 益	1,350,441	1,276,288
共 済 付 加 収 入	1,254,702	1,212,341
その他の収益	95,739	63,947
(4)共済事業費用	87,115	83,615
	65,748	61,260
その他の費用	21,367	22,355
共済事業総利益	1,263,325	1,192,672
(5)購買事業収益	3,640,355	3,505,346
購買品供給高 購買手数料	3,347,450	3,182,889
	81,240 76,871	85,997 72,972
	134,794	163,486
その他の収益 (6)購買事業費用	2,902,079	2,800,656
(6)購買事業費用購買品供給原価	2,659,077	2,571,321
その他の費用	243,002	229,335
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(△1,587)	(2,998)
購買事業総利益	738,276	704,689
(7)販売事業収益	399,477	486,464
(7)販売事業収益 販売品販売高	147,238	162,891
販 売 手 数 料	172,187	222,078
その他の収益	80,051	101,494
(8) 販売事業費用	203,798	238,970
販 売 品 販 売 原 価	129,288	145,401
その他の費用	74,510	93,569
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(<u>△0</u>)	(<u>\(\(\(\) \) \) \</u>
販売事業総利益	195,678	247,494
(9)保管事業収益	20,297	20,436
(10) 保管事業費用	9,154	9,224
保管事業総利益	11,142	11,211
(11) 加 工 事 業 収 益	122,151	127,761
(12) 加 工 事 業 費 用 (うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(0)	$\begin{array}{c} 112,948 \\ (& \triangle 0 \end{array})$
1 — — Mr 60 — 1 V	14,612	
加工事業総利益	14,012	14,813

	笠 00 地市 世 仁 庄	(単位:千円)
科 目	第 29 期事業年度	第 30 期事業年度
(13) 利 用 事 業 収 益	607,366	583,156
(14) 利 用 事 業 費 用	469,038	434,138
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	(<u>Δ87</u>)	(△63)
利用事業総利益	138,327	149,018
(15) 福 祉 事 業 収 益	153,287	116,158
(16) 福 祉 事 業 費 用	57,780	37,288
福祉事業総利益	95,507	78,869
(17) その他事業収益	24,929	16,208
(18) その他事業費用	24,929	16,208
その他事業総利益	_	_
(19) 指 導 事 業 収 入	63,381	73,012
(20) 指 導 事 業 支 出	117,153	96,441
指導事業収支差額	$\Delta 53,771$	riangle 23,429
2事業管理費	4,448,643	4,313,202
(1)人 件 費	3,205,901	3,125,073
(2)業務費	493,615	491,060
(3)諸 税 負 担 金	131,227	129,121
(4)施 設 費	605,467	558,643
(5) その他事業管理費	12,432	9,303
事業利益	461,967	427,264
3事業外収益	524,232	476,879
(1)受 取 雑 利 息	3,822	3,988
(2)受取出資配当金	176,527	153,395
(3)賃 貸 料	179,376	182,683
	31,441	25,263
(5) A · コ ー プ 関 連 収 益 (6) 償 却 債 権 取 立 益	9,489	9,372
	5,080	8,441
(7)雑 収 入	118,494	93,735
4事業外費用	307,999	202,216
(1)支 払 雑 利 息	14	6
(2)寄 付 金	17,795	105
(3)子 会 社 事 業 対 策 費	31,441	25,263
(4)貸付資産施設費	53,515	52,676
(5)貸付資産減価償却費	88,408	83,257
(6) A · コ ー プ 関 連 費 用	16,914	20,092
(7)雑 損 失	99,908	20,815
(うち貸倒引当金繰入額・戻入益)	$($ $\triangle 2,197$ $)$	$($ $\triangle 10,803$ $)$
経常 利益	678,201	701,927
5 特別利益	6,462	6,914
(1)固定資産処分益	118	1,127
(2) 一 般 補 助 金	<u> </u>	5,000
(3)その他の特別利益	6,344	787
6 特別損失	215,249	59,521
(1)固定資産処分損	30,434	9,166
(2)固定資産圧縮損		5,000
(3)減 損 損 失	184,815	43,978
(4)その他の特別損失	_	1,377
税 引 前 当 期 利 益	469,413	649,320
法人税・住民税及び事業税	5,237	5,237
法 人 税 等 調 整 額	$\triangle 27{,}237$	12,316
法 人 税 等 合 計	$\Delta 22,000$	17,553
当 期 剰 余 金	491,414	631,766
当期首繰越剰余金	109,066	100,280
会計方針の変更による累積的影響額	4,471	
遡 及 処 理 後 当 期 首 繰 越 剰 余 金	113,537	-
目 的 積 立 金 取 崩	-	19,555
当期未処分剰余金	604,952	751,602

注記表

第29期事業年度

I 継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券(株式形態の外部出資を含む。)の評価基 準及び評価方法
- (1) 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式……・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券……①時価のあるもの

期末日の市場価格等に 基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法 により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

②時価のないもの 移動平均法による原価 法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品(生産資材等) …総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法)
- (2) 購買品(農業機械本体等)…個別法による原価 法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)
- (3) 販売品…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法を採用しています。

4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定 要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分

第 30 期事業年度

I 継続組合の前提に関する注記

該当する事項なし

- Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1 有価証券 (株式形態の外部出資を含む。) の評価基 準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
 - (2) 子会社株式……・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券……①時価のあるもの

期末日の市場価格等に 基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法 により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

②時価のないもの 移動平均法による原価 注

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品(生産資材等)…総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法)
- (2) 購買品(農業機械本体等)…個別法による原価 法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)
- (3) 販売品…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 (ただし、平成 10年4月1日以降に取得 した建物 (建物附属設備を除く)並びに平成28年 4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しています。

については定額法)を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分

可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、 その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し て必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、資産 査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結 果に基づいて上記の引当を行っています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収 に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがで きる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当 てています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,632,760千円です。

5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰 労金積立規程に基づく期末要支給額を計上していま す。

8 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

第30期事業年度

可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、 その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し て必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、資産 査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結 果に基づいて上記の引当を行っています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収 に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがで きる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当 てています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付 債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を 取立不能見込額として債権額から直接減額しており、 その金額は1,747,047千円です。

5 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

7 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰 労金積立規程に基づく期末要支給額を計上していま す。

8 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して 共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売 先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負 っています。この利用者等に対する履行義務は、販 売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点 で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗 センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置 して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者 等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってい ます。この利用者等に対する履行義務は、各種施設 の利用が完了した時点で充足することから、当該時 点で収益を認識しています。

(6) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資 産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、科目別金額の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

第30期事業年度

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して 共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用 者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負 っています。この利用者等に対する履行義務は、販 売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点 で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗 センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置 して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者 等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってい ます。この利用者等に対する履行義務は、各種施設 の利用が完了した時点で充足することから、当該時 点で収益を認識しています。

(6) 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

10 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、科目別金額の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

1 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下

第 30 期事業年度

「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,287,252 千円
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における 貸出先の将来の業績見通し」であります。「債 務者区分の判定における貸出先の将来の業績 見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響 も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力 を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮 定の不確実性が高いため、債務者の経営状況 や取り巻く経済環境等が変化した場合には、 翌事業年度の計算書類において計上金額が増 減する可能性があります。

Ⅳ 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

(3) 購買事業・販売事業における支払奨励金の会計処理

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

1 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,801,441 千円
 - (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - 算定方法

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における 貸出先の将来の業績見通し」であります。「債 務者区分の判定における貸出先の将来の業績 見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に 評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見 積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業 年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

購買事業・販売事業において、利用者・出荷者に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用または販売事業費用として計上しておりましたが、取引価額または販売手数料から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、4,471 千円 増加しています。また、当事業年度の事業収益が 1,083,107 千円、事業費用が 1,083,047 千円、事業利 益、経常利益及び税引前当期利益が 60 千円それぞれ 減少しています。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

V 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,661,681 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	種	類		圧縮記帳額
建			物	767,708
機	械	装	置	725,797
土			地	1,074,371
その	他の有	形固定	資産	93,805
合			計	2,661,681

2 担保に供している資産

定期預金 5,877,000 千円を為替決済の担保に、定期 預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る 担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 351,176 千円 子会社等に対する金銭債務の総額 580,217 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 6.000 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの の額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権 額は 954,612 千円、危険債権額は 2,738,727 千円で

V 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,661,681 千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	種	類		圧縮記帳額
建			物	772,708
機	械	装	置	725,797
土			地	1,074,371
その	他の有	形固定	資産	93,805
合			計	2,665,681

2 担保に供している資産

定期預金 4,500,000 千円を為替決済の担保に、定期 預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る 担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 434,083 千円 子会社等に対する金銭債務の総額 684,026 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 4.000 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの の額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権 額は 798,913 千円、危険債権額は 2,154,916 千円で

第29期事業年度

す。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和 債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険 債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延 滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額 は 3,693,339 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額です。

VI 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

386,900 千円

うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高 268,889 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

186,999 千円

うち事業取引高 113,172 千円

うち事業取引以外の取引高 73,826 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、 管理会計上の場所別の区分を基本として、地区事業部単位にグルーピングを行っています。ただし、 独立して立地しており独自のキャッシュ・フローが把握できる一部の経済事業資産については、事業または施設単位にグルーピングをしています。 また、業務外固定資産(遊休資産及び業務外賃貸資産)については、物件ごとに独立した資産としています。

本所及び事業の実施効果がJA事業利用促進につながり、一般資産のキャッシュ・フロー生成に寄与していると認められる資産については、JA全体の共用資産としてグルーピングを行っていませ

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

第30期事業年度

す。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和 債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険 債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延 滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額 は 2,953,829 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額です。

VI 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

415,606 千円

うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高 146,773 千円 268,832 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

174,347 千円

うち事業取引高 117,424 千円

うち事業取引以外の取引高 56,922 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、 管理会計上の場所別の区分を基本として、地区事業部単位にグルーピングを行っています。ただし、 独立して立地しており独自のキャッシュ・フローが把握できる一部の経済事業資産については、事業または施設単位にグルーピングをしています。 また、業務外固定資産(遊休資産及び業務外賃貸資産)については、物件ごとに独立した資産としています。

本所及び事業の実施効果がJA事業利用促進につながり、一般資産のキャッシュ・フロー生成に寄与していると認められる資産については、JA全体の共用資産としてグルーピングを行っています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

	資産	用途	種類	その他
1	殿城店	集約店	土地	
2	傍陽店	集約店	土地	
3	本原 SS	賃貸資産	土地・建物 その他有形固定資産 無形固定資産	業務外固定資産
4	菅平 SS	賃貸資産	土地 その他有形固定資産	業務外固定資産
5	オートパル南 部営業所	賃貸資産	土地・建物 その他有形固定資産	業務外固定資産
6	農業生産用機材	遊休資産	その他有形固定資産	業務外固定資産
7	上田東 SS	遊休資産	建物 その他有形固定資産	業務外固定資産
8	西部 SS	遊休資産	土地・建物 その他有形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

集約店については土地の時価が低下したこと、 賃貸資産については土地の時価が著しく下落した ことにより、当該資産グループの帳簿価額と回収 可能価額との差額を減損損失として認識しまし た。

農業生産用機材については、賃貸していた生産者の廃業により使用されなくなったこと、上田東SS・西部SSについては賃貸先が営業を廃止して施設が遊休化したことにより、処分により回収が見込まれる価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額およびその内訳

(単位:千円)

	資産	金額	内訳	
1	殿城店	764	土地	764
2	傍陽店	393	土地	393
			土地	55,196
	→ 區 qq	01 100	建物	16,337
3	本原 SS	81,138	その他有形固定資産	9,202
			無形固定資産	401
	共元 でで	0.4.500	土地	26,111
4	菅平 SS	34,783	その他有形固定資産	8,671
			土地	14,311
(5)	⑤ オートパル南部営業所	16,823	建物	2,305
			その他有形固定資産	206
6	農業生産用機材	8,641	その他有形固定資産	8,641
(F)	上田東 SS	0.000	建物	8,520
7	上田東 88	8,889	その他有形固定資産	369
			土地	21,102
8	西部 SS	33,381	建物	1,268
			その他有形固定資産	11,010
			土地	117,880
	∆ ∌1.	104.01	建物	28,431
	合計	184,815	その他有形固定資産	38,101
			無形固定資産	401

(4) 回収可能価額の算定方法

本原 SS およびオートパル南部営業所の回収可能 価額は、使用価値を採用しており、適用した割引率 は 3.24% です。

第 30 期事業年度

	資産	用途	種類	その他
(1)	殿城店	集約店	土地・建物	
<u>(I)</u>	<i>所</i> 又分以/白	未附近	その他有形固定資産	
2	傍陽店	集約店	土地・建物	
4	活物泊	朱利伯	その他有形固定資産	
3	大門店	集約店	その他有形固定資産	
4	和田店	集約店	その他有形固定資産	
(5)	旧傍陽堆肥センター	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産
6	旧祢津生活センター	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
7	上野原農機具格納庫	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
8	傍陽研修センター	遊休資産	土地	業務外固定資産
9	旧傍陽資材店舗	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
10	古町精米所	遊休資産	その他有形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

集約店はATMの新紙幣対応等により新たに減価償却資産が追加されたため、帳簿価額が増加し回収可能額との差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産も減価償却資産が追加され帳簿価額が増加したことにより、回収可能額との差額を減損損失として認識しました。

遊休資産は本年度に遊休となったため、帳簿価額と処分により回収が見込まれる価額との差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額およびその内訳

(単位:千円)

	(中心・111)					
	資産	金額	内訳			
			土地	164		
1	殿城店	997	建物	223		
			その他有形固定資産	608		
			土地	4,818		
2	傍陽店	7,131	建物	1,704		
			その他有形固定資産	608		
3	大門店	608	その他有形固定資産	608		
4	和田店	859	その他有形固定資産	859		
5	旧傍陽堆肥センター	13,012	##### Jay / # 10.010	土地	土地	10,353
(3)	口防陽相応ピンクー		建物	2,658		
6	旧袮津生活センター	15.550	話センター 17,756 土	土地	15,679	
0	旧物伴生伯ピンクー	17,796	建物	2,077		
7	上野原農機具格納庫	1,069	土地	879		
Û	<u> </u>	1,069	建物	189		
8	傍陽研修センター	909	土地	909		
(9)	旧傍陽資材店舗	1 400	土地	1,059		
9)	口活肠頁的占部	1,423	建物	363		
10	古町精米所	210	その他有形固定資産	210		
			土地	33,864		
	合計 43,978	建物	7,217			
			その他有形固定資産	2,896		

(4) 回収可能価額の算定方法

各資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づく公示価格から処分費用見込額を控除して算定してい

上記以外の資産の回収可能価額は正味売却価額 を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に 基づく公示価格から処分費用見込額を控除して算 定しています。ただし、土地以外の資産については 時価の算定が困難なことから、時価をゼロとしてい ます

VII 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を 原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ 貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合 連合会へ預けているほか、国債、投資信託等の有価 証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であ り、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもた らされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、 満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさら されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に管理部審査課を設置し各支所・店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や 経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有 有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考 慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、 経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し て、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA

第30期事業年度

ます。ただし、土地以外の資産については時価の算定が困難なことから、時価をゼロとしています。

Ⅲ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を 原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ 貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合 連合会へ預けているほか、国債、投資信託等の有価 証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であ り、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもた らされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、 満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさら されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に管理 部審査課を設置し各支所・店との連携を図りな がら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還 能力の評価を行うとともに、担保評価基準など 厳格な審査基準を設けて、与信判定を行ってい ます。貸出取引において資産の健全性の維持・向 上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作 成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について は「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計 上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や 経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有 有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考 慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、 経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し て、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA

第29期事業年度

LM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち、その他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が104,654 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・ 調達について月次の資金計画を作成し、安定的 な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、 市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を 含む)が含まれています。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあ ります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めて おりません。

第30期事業年度

LM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち、その他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が134,013 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の 場合を前提としており、金利とその他のリスク 変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・ 調達について月次の資金計画を作成し、安定的 な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、 市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を 含む)が含まれています。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあ ります。

- 2 金融商品の時価等に関する事項
 - (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めて おりません。

(単位:千円)

			(十一元・111)
	貸借対照表 計上額	時 価	差額
預金	275,435,005	275,390,087	△44,918
有価証券			
満期保有目的の債券	199,012	188,710	$\triangle 10,302$
その他有価証券	3,467,067	3,467,067	_
貸出金	55,953,599		
貸倒引当金	1,894,983		
(※1)	1,094,900		
貸倒引当金控除後	54,058,616	53,706,492	$\triangle 352,123$
資産計	333,159,701	332,752,356	△407,344
貯金	341,207,300	340,955,610	$\triangle 251,690$
負債計	341,207,300	340,955,610	$\triangle 251,690$

- (※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引 当金を控除しています。
 - (2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、講評されている基準価格、または、取引金(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

第30期事業年度

(単位:千円)

(+12:11				
	貸借対照表 計上額	時 価	差額	
預金	271,421,965	271,316,417	$\triangle 105,548$	
有価証券				
満期保有目的の債券	895,147	865,800	$\triangle 29,347$	
その他有価証券	4,329,470	4,329,470	_	
貸出金	57,157,298			
貸倒引当金	1,412,007			
(※1)				
貸倒引当金控除後	55,745,291	55,041,175	$\triangle 704,116$	
資産計	332,391,875	331,552,862	△839,013	
貯金	340,383,247	339,998,108	△385,138	
負債計	340,383,247	339,998,108	△385,138	

- (※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引 当金を控除しています。
 - (2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、講評されている基準価格、または、取引金(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	12,922,741

- (※) 外部出資は、全て市場価格はありません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の 償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5 年超
	,	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預金	275,434,968	_	_	_	_	_
有価証券						
浦期保有目的の債券	_	-	-	-	-	200,000
その他有価証券の						
うち浦繋があるもの	5,000	ı		ı	ı	3,624,630
貸出金	7,079,935	3,878,698	3,581,472	3,238,187	3,094,548	34,357,384
合計	282,519,904	3,878,698	3,581,472	3,238,187	3,094,548	38,182,014

- (※1)貸出金のうち、当座貸越747,116千円については「1年以内」に含めています。
- (※2)貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・ 期限の利益を喪失した債権等 723,373 千円は償 還の予定が見込まれないため、含めていません。
 - (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超
	THUM	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	世
貯金(※1)	289,294,335	23,080,637	21,969,207	3,800,481	2,620,382	442,255

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」 に含めて開示しています。

Ⅲ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借 対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりです。

(単位:千円)

(十匹: 11)					
		貸借対照表 計上額	時価	評価差額	
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	199,012	188,710	10,302	

※時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの その他有価証券において、種類ごとの取得原価又 は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額に ついては、次のとおりです。

第30期事業年度

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	12,926,987

- (※)外部出資は、全て市場価格はありません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の 償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金		ı	ı	_	ı	_
有価証券						
浦期保有目的の債券	-	-	-	_	-	900,000
その他有価証券の うち浦繋があるもの	ĺ	I	ĺ	100,000	261,120	4,286,330
貸出金	6,517,568	3,827,493	3,545,653	3,437,025	3,072,409	36,058,762
合計	277,939,534	3,827,493	3,545,653	3,537,025	3,333,529	41,245,092

- (※1)貸出金のうち、当座貸越750,746千円については「1年以内」に含めています。
- (※2)貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・ 期限の利益を喪失した債権等 723,373 千円は償 還の予定が見込まれないため、含めていません。
 - (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	287,145,664	27,775,651	19,643,716	25,396,090	2,708,306	570,817

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」 に含めて開示しています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借 対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりです。

(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上	国 債	I	I	ı
額を超えるもの	地方債	200,000	201,060	1,060
小 計		200,000	201,060	1,060
時価が貸借対照表計上	国 債	595,147	564,810	△30,337
額を超えないもの	地方債	100,000	99,930	△70
小 計		695,147	664,740	△30,407
合 計		895,147	865,800	△29,347

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又 は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額に ついては、次のとおりです。

(単位:千円)

(平匹・111)					
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取 得原価又は償却原価を 超えるもの	国債	196,820	193,441	3,378	
小 計		196,820	193,441	3,378	
貸借対照表計上額が取	国 債	1,790,257	1,985,961	△195,704	
得原価又は償却原価を	社 債	855,360	900,000	△44,640	
超えないもの	受益証券	624,630	700,000	△75,370	
小 計		3,270,247	3,585,961	△315,714	
合 計		3,467,067	3,779,403	△312,336	

- 2 当事業年度中に売却した有価証券はありません。
- 3 当事業年度において、保有目的が変更となった有 価証券はありません。

IX 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,597,306 千円
勤務費用	190,403 千円
利息費用	26,336 千円
数理計算上の差異の発生額	△86,076 千円
退職給付の支払額	△472,782 千円
期末における退職給付債務	4,255,186 千円

97/((=451) & 25/19//10 17 19/3/	1,200,100 111
(3) 年金資産の期首残高と期末	残高の調整表
朝首における年金資産	2,278,768 千円
期待運用収益	15,427 千円
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 458$ 千円
特定退職共済制度への拠出金	100,472 千円
退職給付の支払額	△280,248 千円
期末における年金資産	2,113,961 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対 照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,255,186 千円
特定退職共済制度	$\triangle 2,113,961$ 千円
未積立退職給付債務	2,141,225 千円
未認識数理計算上の差異	200,611 千円
貸借対照表計上額純額	2,341,836 千円
退職給付引当金	2,341,836 千円

第 30 期事業年度

(単位:千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取 得原価又は償却原価を 超えるもの	I	l	l	-
小 計		ı	ı	_
	国 債	3,010,040	3,250,249	△240,209
貸借対照表計上額が取 得原価又は償却原価を	地方債	99,720	100,000	△280
程えないもの おえないもの	社 債	872,260	900,000	$\triangle 27,740$
	受益証券	347,450	400,000	$\triangle 52,\!550$
小 計		4,329,470	4,650,249	△320,779
合 計		4,329,470	4,650,249	△320,779

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及び その他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3 当事業年度中において、保有目的が変更となった 有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4 当年度中において、減損処理を行った有価証券 当年度中において、減損処理を行った有価証券は ありません。

IX 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,255,186 千円
勤務費用	172,357 千円
利息費用	24,317 千円
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 54,497$ 千円
退職給付の支払額	△418,999 千円
期末における退職給付債務	3,978,364 千円
(3) 年金資産の期首残高と期末	残高の調整表

 (3) 年金資産の期盲残局と期末残局の調整表

 期首における年金資産
 2,113,961 千円

 期待運用収益
 15,347 千円

 数理計算上の差異の発生額
 △1,344 千円

 特定退職共済制度への拠出金
 93,867 千円

 退職給付の支払額
 △248,221 千円

 期末における年金資産
 1,973,610 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対 照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 3,978,364 千円 特定退職共済制度 △1,973,610 千円 未積立退職給付債務 2,004,754 千円 未認識数理計算上の差異 238,288 千円 貸借対照表計上額純額 2,243,042 千円 退職給付引当金 2,243,042 千円

第29期事業年度

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用190,403 千円利息費用26,336 千円期待運用収益△15,427 千円数理計算上の差異の費用処理額△1,994 千円小計199,318 千円出向負担金受入△2,295 千円合計197,023 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金 43.4% 共済預け金 56.6% 合計 100.0%

- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、 現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を 構成する資産からの現在及び将来期待される長期 の収益率を考慮しています。
- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する 事項

割引率 0.600% 長期期待運用収益率 0.677%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金42,507千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、382,551千円となっています。

X 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主 な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	557,679 千円
賞与引当金	29,954 千円
退職給付引当金	643,536 千円
資産除去債務	49,044 千円
減損損失	94,034 千円
税務上の繰越欠損金	112,354 千円
その他	166,837 千円
繰延税金資産小計	1,653,441 千円
評価性引当金	△1,461,950 千円
繰延税金資産合計 (A)	191,490 千円
繰延税金負債	
未収預金利息	31,352 千円
資産除去費用	11,882 千円
繰延税金負債合計 (B)	43,235 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	148,255 千円

第30期事業年度

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用172,357 千円利息費用24,317 千円期待運用収益△15,347 千円数理計算上の差異の費用処理額△15,475 千円小計165,852 千円出向負担金受入△1,255 千円合計164,596 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金 44.3% 共済預け金 55.7% 合計 100.0%

- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、 現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を 構成する資産からの現在及び将来期待される長期 の収益率を考慮しています。
- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する 事項

割引率 0.600% 長期期待運用収益率 0.726%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金42,002千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、345,517千円となっています。

X 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主 な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	413,555 千円
賞与引当金	30,382 千円
退職給付引当金	616,388 千円
資産除去債務	49,390 千円
減損損失	101,405 千円
税務上の繰越欠損金	105,401 千円
その他有価証券評価差額金	88,150 千円
その他	79,025 千円
繰延税金資産小計	1,483,700 千円
評価性引当金	△1,311,765 千円
繰延税金資産合計 (A)	171,935 千円
繰延税金負債	
未収預金利息	32,262 千円
資産除去費用	3,732 千円
繰延税金負債合計 (B)	35,995 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	135,939 千円

第29期事業年度

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原

法定実効税率 27.48%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 1.87%受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 5.17\%$ 住民税均等割 1 12% 評価性引当額の増減 $\triangle 29.98\%$ その他 0.01% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 $\triangle 4.69\%$

XI 収益認識に関する注記

1 収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 8 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載してい るため、注記を省略しています。

双 その他の注記

1 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設に使用されている有害物質を 除去する義務に関して、資産除去債務を計上して います。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産の残存耐用期間を使用見込期間として見積 もり、割引率は 0%~0.6%を使用して資産除去債 務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額 の増減

期首残高 178,441 千円 時の経過による調整額 29 千円 178.471 千円 期末残高

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合の施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づ き退去時の原状回復に係る義務を有している資産が 存在しますが、当該施設等は事業を継続する上で必須 の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転を行う予定もないことから資産除去債務 の履行時期を合理的に見積もることができません。そ のため、当該義務に見合う資産除去債務を計上してい ません。

第30期事業年度

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原

法定実効税率 27.48%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 1.26%受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 3.36\%$ 住民税均等割 0.81% 評価性引当額の増減 $\triangle 23.13\%$ その他 $\triangle 0.36\%$ 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.70%

XI 収益認識に関する注記

1 収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 8 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載してい るため、注記を省略しています。

双 その他の注記

1 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設に使用されている有害物質を 除去する義務に関して、資産除去債務を計上して います。

なお、当事業年度において、新たに資産の除去時 点において必要とされる除去費用が合理的にも見 積もられたことから、見積の変更による増加額と して1,230千円計上しました。この変更により、特 別損失が 1,230 千円増加し、税引前当期利益が 1.230 千円減少しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産の残存耐用期間を使用見込期間として見積 もり、割引率は 0%~0.6%を使用して資産除去債 務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額 の増減

期首残高 178.471 千円 期中増加額 1,230 千円 時の経過による調整額 30 千円 期末残高 179,732 千円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合の施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づ き退去時の原状回復に係る義務を有している資産が 存在しますが、当該施設等は事業を継続する上で必須 の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転を行う予定もないことから資産除去債務 の履行時期を合理的に見積もることができません。そ のため、当該義務に見合う資産除去債務を計上してい ません。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第 29 期事業年度 (令和 5 年 2 月 28 日)	第 30 期事業年度 (令和 6 年 2 月 29 日)
1. 当期未処分剰余金	604,952,627	751,602,638
2. 剩余金処分額	504,672,361	635,912,758
(1) 利益準備金	99,000,000	127,000,000
(2) 任意積立金	385,927,241	470,000,000
(うち事業基盤強化積立金)	(370,000,000)	(460,000,000)
(うち税効果調整積立金)	(11,090,588)	(-)
(うち農業開発積立金)	(4,836,653)	(10,000,000)
(3) 出資配当金	19,745,120	38,912,758
3. 次期繰越剰余金	100,280,266	115,689,880

(注) <第29期事業年度>

- 1. 出資配当は年0.5%の割合です。ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算です。
- 2. 次期繰越剰余金には、組合員のためにする農業の経営および技術の向上に関する指導、農村の生活および文化の改善に関する施設の事業の費用に充てるための繰越額 25,000 千円が含まれています。
- 2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は、次のとおりです。

<第30期事業年度>

- 1. 出資配当は年1.0%の割合です。ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算です。
- 2. 次期繰越剰余金には、組合員のためにする農業の経営および技術の向上に関する指導、農村の生活および文化の改善に関する施設の事業の費用に充てるための繰越額32,000千円が含まれています。
- 2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は、次のとおりです。

<共通>				
種類	目 的	目標額	積 立 基 準	取 崩 基 準
JA健康・ 福祉積立金	健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設の整備に 資するため	4 億 8,500 万円	当期未処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる。	目的を達するための支 出に対して理事会の議 決を経て取崩す。
JA教育 積 立 金	組合員及び役職員 の教育と農業後継 者の育成に資する ため	2 億 4,500 万円	当期未処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積立てる。	目的を達するための支 出に対して理事会の議 決を経て取崩す。
税効果調整 積 立 金	JA税効果会計に よる繰延税金資を の変動に対処する ことを目的とし、財 務の健全化に資す るため	繰延税金 資産相当額	繰延税金資産が増加した場合、その相当額を 剰余金より新たに積み 立てる。	目的ないでは、 を達した場合のでするでは、 を変した場合のでは、 を変した場合のでは、 を変した。 1 繰延税ののでは、 を経れるででであるができるである。 2 税率のででは、 2 税率のでであるである。 2 税をのであるである。 2 税率のである。 2 税率のである。 2 税率のである。 2 税率のである。 2 税率のである。 2 税をしたときる。 2 税をしたときる。 2 税をしたときる。
事業基盤強化積立金	定款第67条第2項 に定める組合の事 業の改善発達に資 するため	30 億円	当期未処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているもので控除後、必要に応じて目標額まで積立てる。	目的に処する事由が発 したとき、理事会の議決 経て取崩す。
きのこ種菌 事故積立金	J A 信州 うえだ種 菌センターの供給 した種菌の事故発 生に備えるため	6,700 万円	事故発生による取崩し があった場合に、その 年度以降の剰余金処分 において基礎額まで積 立てる。	事故が発生した場合、理会の議決を経て取崩す。
農業開発 積 立 金	販売物の価格低迷・ 生産資材の価格低迷・ 生産資材の価格高 騰など地域農業の 危機的状況への対 処及び、地域農研究 振興に関する研究 開発と普及に資す るため	2 億 5,000万円	当期未処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金等法定で定められているもので控除後、必要に応じて目標額まで積立てる。	目的に処する事由が発 生したとき、理事会の 議決を経て取崩す。

事業管理費の内訳

(単位:千円)

合料 点型 基準 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 30 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 20 20 21 22 23 24 24 25 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 27 28 29 </th <th>内 訳 科 目 報酬 計手当 賞与引当金繰入額 厚生費 給付費用 退職慰労金 設員退職慰労引当金繰入額 小 計 議 費</th> <th>第 29 期 事業年度 70,509 2,398,679 109,003 529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901</th> <th>第 30 期 事業年度 70,509 2,337,631 110,563 541,608 164,596 10,727 10,727 3,125,073</th> <th>増減 - Δ61,047 1,559 12,605 Δ32,426 41 41</th>	内 訳 科 目 報酬 計手当 賞与引当金繰入額 厚生費 給付費用 退職慰労金 設員退職慰労引当金繰入額 小 計 議 費	第 29 期 事業年度 70,509 2,398,679 109,003 529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901	第 30 期 事業年度 70,509 2,337,631 110,563 541,608 164,596 10,727 10,727 3,125,073	増減 - Δ61,047 1,559 12,605 Δ32,426 41 41
世 会 名 本 う を 福利 退 で う ち 会	□ 報酬 □ 計	70,509 2,398,679 109,003 529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901	70,509 2,337,631 110,563 541,608 164,596 10,727 10,727	$ \begin{array}{r} - \\ \Delta 61,047 \\ 1,559 \\ 12,605 \\ \Delta 32,426 \\ 41 \\ 41 \end{array} $
給料 方 福利 退費 うちを 会	ド手当 賞与引当金繰入額 厚生費 給付費用 退職慰労金 と員退職慰労引当金繰入額 小 計 議費	2,398,679 109,003 529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901	2,337,631 110,563 541,608 164,596 10,727 10,727	$1,559$ $12,605$ $\Delta 32,426$ 41 41
うち 福利 退職 役員 うちを	賞与引当金繰入額 厚生費 給付費用 退職慰労金 計議費	109,003 529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901	110,563 541,608 164,596 10,727 10,727	$1,559$ $12,605$ $\Delta 32,426$ 41 41
人 件 費 温利 退職 役員 うちを 会	厚生費 給付費用 退職慰労金 设員退職慰労引当金繰入額 小 計 議 費	529,003 197,023 10,686 10,686 3,205,901	541,608 164,596 10,727 10,727	$12,605$ $\triangle 32,426$ 41
人 件 費 退職 役員 うちを	総付費用 退職慰労金 と員退職慰労引当金繰入額 小 計 議費	197,023 10,686 10,686 3,205,901	164,596 10,727 10,727	Δ32,426 41 41
退職 役員 うちを 会	退職慰労金 計 議費	10,686 10,686 3,205,901	10,727 10,727	41 41
うちé 会	は	10,686 3,205,901	10,727	41
会	小 計 議 費	3,205,901		
	議費		3,125,073	A 00 00 -
		0.001		Δ80,827
接待		3,901	5,031	1,129
12.13	交際費	415	620	204
宣伝	広告費	25,335	25,787	451
通	信費	24,859	23,520	Δ1,339
業 務 費 印刷	・消耗品費	25,336	29,766	4,430
図書	・研修費	8,709	11,430	2,721
業務	委託費	402,572	391,805	△10,767
旅	費	2,484	3,098	613
	小 計	493,615	491,060	$\triangle 2,554$
租利	2公課	98,431	96,477	$\Delta 1,954$
支払 諸 税 負 担 金	賦課金	30,544	30,444	Δ100
分	担 金	2,251	2,199	$\Delta 51$
	小 計	131,227	129,121	$\Delta 2,105$
減価	償却費	308,200	270,520	△37,679
保守	修繕費	16,239	14,459	△1,779
保	険 料	21,768	22,255	487
水道	光熱費	57,893	55,548	Δ2,344
施 設 費	借料	153,966	147,375	Δ6,590
施 設 費 <u></u> 消耗	備品費	1,062	1,051	Δ10
車	輌 費	2,729	3,571	841
施設	管理費	43,577	43,829	252
その	他施設費	29	30	0
	小 計	605,467	558,643	Δ46,824
その他事業管理費		12,432	9,303	Δ3,129
合	計	4,448,643	4,313,202	Δ135,441

財務諸表の正確性にかかる確認

確認書

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度における財務諸表の適正性、および 財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

> 令和6年5月 信州うえだ農業協同組合

> > 代表理事組合長





代表理事専務理事 (財務担当)

丸 山 勝也

会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法 第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当 J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、 財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良 債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、 12.35%となりました。

○ 普通出資による資本調達額 3.874百万円(前年度3,960百万円)

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るととともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法 で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実 度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

うち、出資金及び資本準備金の額 3,960 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100 3,100		A =	A =
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 13,809 14,1 5 5、出資金及び資本準備金の額 3,960 3,5 5、再評価積立金の額 - 5 5、利益剰余金の額 9,921 10,1 5 5、外部流失予定額(△) 19 5 5、外部流失予定額(△) 19 5 5、上記以外に該当するものの額 23 5 5、一般貸倒引当金コア資本算入額 23 5 5、適格引当金コア資本算入額 23 5 5、適格引当金コア資本算入額 - 額に含まれる額 - 5 5、回転出資金の額 - 5 5、回転出資金の額 5 5、上記以外に該当するものの額 - 5 5、延過措置によりコア資本に係る基礎項目の 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	項 目	令和4年度	令和5年度
うち、出資金及び資本準備金の額 3,960 3,60 3,50 5	コア資本に係る基礎項目		
うち、再評価積立金の額	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,809	14,317
うち、利益剰余金の額 9,921 10,4 うち、外部流失予定額(△) 19 うち、上記以外に該当するものの額 △52 △ コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 23 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 23 うち、適格引当金コア資本算入額 - 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - うち、回転出資金の額 - うち、上記以外に該当するものの額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 13,832 14,4	うち、出資金及び資本準備金の額	3,960	3,874
うち、外部流失予定額 (△)	うち、再評価積立金の額	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	うち、利益剰余金の額	9,921	10,533
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 23	うち、外部流失予定額 (△)	19	38
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 23 うち、適格引当金コア資本算入額 - 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - うち、回転出資金の額 - うち、上記以外に該当するものの額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 13,832 14,4	うち、上記以外に該当するものの額	$\triangle 52$	$\triangle 51$
うち、適格引当金コア資本算入額 - 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - うち、回転出資金の額 - うち、上記以外に該当するものの額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 出地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 13,832 14,4	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	23	5
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の 額に含まれる額 うち、回転出資金の額 うち、上記以外に該当するものの額 一 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本 に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 13,832 14,6	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	23	5
 額に含まれる額 うち、回転出資金の額 うち、上記以外に該当するものの額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 13,832 	うち、適格引当金コア資本算入額	-	_
うち、回転出資金の額 - うち、上記以外に該当するものの額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の - うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - こぼる基礎項目の額に含まれる額 - 13,832 14,4	適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の		
うち、上記以外に該当するものの額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の - うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 13,832 14,6	額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本 に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 13,832 14,6	うち、回転出資金の額	_	_
うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本 に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 13,832 14,6	うち、上記以外に該当するものの額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本 - に係る基礎項目の額に含まれる額 13,832 コア資本に係る基礎項目の額(イ) 13,832	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の		
- に係る基礎項目の額に含まれる額 - 13,832 14,5	うち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 13,832 14,5	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本		
	に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,832	14,323
コア資本に係る調整項目	コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の		
15 額の合計額	額の合計額	15	17
うち、のれんに係るものの額 -	うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 15	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	10	9
適格引当金不足額	適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 -	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 -	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	前払年金費用の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 -	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 -	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る10%基準超過額 -	特定項目に係る10%基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額		_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額		_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15%基準超過額 -	特定項目に係る15%基準超過額	_	_

項目	令和4年度	令和5年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資に該当するものに関連するものの 額	I	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	1	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	ı	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	27
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	13,806	14,295
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	107,330	106,145
資産 (オン・バランス) 項目	107,330	106,145
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの 額	1	-
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,874	9,549
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	117,205	115,694
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	11.78%	12.35%

(注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき 算出しています。
- 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

Ⅱ. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和4年度			令和5年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャーの	リスク・ アセット 額	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポーのジャーの	リスク・ アセット 額	所要 資本額 b=a×
ш ^	期末残高	a		期末残高	a	
現金	1,617			1,565		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,082			4,253	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け 国際決済銀行向け	_		_		_	
国际代併銀行同り 我が国の地方公共団体向け	11,508			11,643	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	_	_	- 11,045	_	
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	
地方三公社向け	19	_	_	_	_	
金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	281,560	56,312	2,252	277,550	55,510	2,
法人等向け	3,738	2,381	95	3,784	2,491	
中小企業等向け及び個人向け	2,884	1,360	54	2,856	1,355	
抵当権付住宅ローン	5,792	1,461	58	6,433	1,564	
不動産取得等事業向け	152	151	6	139	138	
三月以上延滞等	1,255	578	23	1,279	497	
取立未済手形	32	6	0	25	5	
信用保証協会等保証付	20,614	2,029	81	22,335	2,204	
株式会社地域経済活性化支援機構に よる保証付	_	_	_	_	_	
共済約款貸付	4	_	_	4	_	
出資等	3,237	3,237	129	3,242	3,242	
(うち出資等のエクスポー ジャー)	3,237	3,237	129	3,242	3,242	
(うち重要な出資のエクスポー ジャー)	_	_	_	_	_	
上記以外	28,071	39,810	1,592	26,899	39,135	1,
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	_	_	_	_	_	
(うち農林中央金庫または農業 協同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー)	9,684	24,212	968	9,684	24,212	
(うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクス ポージャー)	138	345	13	126	315	

	令和4年度				令和5年度	
	エクス	リスク・	所要自己	エクス	リスク・	所要自己
信用リスク・アセット	ポー	アセット	資本額	ポー		資本額
	ジャーの 期末残高	額 a	b=a×4%	ジャーの 期末残高	額 a	b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の						
十を超える議決権を保有している						
他の金融機関等に係るその他外部	_	_	_	_	_	_
T L A C 関連調達手段に関するエ						
クスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の						
十を超える議決権を保有していな						
い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係る	_	_	_	_	_	_
お「しんし関連調度子校に係る」 5%基準額を上回る部分に係る工						
クスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポー						
(うら上記以外のエクスホー ジャー)	18,248	15,253	610	17,088	14,607	584
証券化	_	_	_	_	_	_
(うちSTC要件適用分)	_		_	_	_	_
(うち非STC要件適用分)	_	_	_	_	_	_
再証券化	_	_	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適			_			
用されるエクスポージャー			_	_		_
(うちルックスルー方式)			_	_		_
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	_	_	_
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	_	_	_
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	_
経過措置によりリスク・アセットの	_	_	_	_	_	_
額に算入されるもの						
他の金融機関等の対象資本調達手段						
に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に	_	_	_	_	_	_
標準的手法を適用するエクスポー						
「宗平的子伝を週用するエクスホー ジャー別計	$363,\!572$	107,330	4,293	362,013	106,145	4,245
CVAリスク相当額÷8%			_	_		_
中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	_
合計(信用リスク・アセットの額)	363,572	107,330	4,293	362,013	106,145	4,245
	オペレーシ	/ョナル・	所要自己	オペレーミ	/ョナル・	所要自己
オペレーショナル・リスク リスク相談		額を8%で	資本額	リスク相当	i額を8%で	資本額
に対する所要自己資本の額	除して得た額		具个钢	除して	得た額	具个帜
<基礎的手法>	a		$b=a\times4\%$	a		b=a×4%
	9,		394		9,549	381
		セット等	所要自己 資本額	リスク・アセット等		所要自己
能無百口次少婦制	(分母)計			(分母)計		資本額
所要自己資本額計	а		b=a×4%	a		b=a×4%
		117,205	4,688		115,694	4,627

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 - 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

Ⅲ 信用リスクに関する事項

1 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

S&Pグローバル・レーディング (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。
- (イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向け		日本貿易保険
エクスポージャー		
法人等向け	R&I, Moody's, JCR, S&P,	
エクスポージャー(長期)	Fitch	
法人等向け	R&I, Moody's, JCR, S&P,	
エクスポージャー(短期)	Fitch	

2 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

				令和4	年度			令和	5年度	
			信用リスクに				信用リスクに			三月以上延
			関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	滞 エ ク ス ポ ー ジャー	関するエクス ポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	滞 エ ク ス ポ ー ジャー
	玉	内	363,572	56,005	3,284	1,255	362,013	57,213	5,156	1,279
	国	外	_	_		_	_	_	_	_
地	妼	残高計	363,572	56,005	3,284	1,255	362,013	57,213	5,156	1,279
		農業	389	221		207	499	334	_	194
		林業	_						_	_
		水産業	_	-	_				_	_
		製造業	117	109	0	77	77	68	_	32
		鉱業	_	-	_	_	_	_	_	_
		建設・不動産業	538	538	0	12	466	466	_	12
	法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	752	50	701	_	762	60	701	_
	, ,	運輸・通信業	350	38	200	_	351	39	200	_
		金融・保険業	291,993	6,008	_	_	287,982	6,008	_	_
		卸売・小売・飲 食・サービス業	4,073	2,659	_	49	4,122	2,666	_	160
		日本国政府・地 方公共団体	13,890	11,508	2,382	1	15,497	11,242	4,254	_
		上記以外	1,717	30		_	1,412	25	_	_
		個 人	35,999	34,840		909	37,283	36,301	_	879
		その他	13,748	_		_	13,557	_	_	_
業科	鱽	残高計	363,572	56,005	3,284	1,255	362,013	57,213	5,156	1,279
	14	F以下	278,177	2,620	5		273,765	2,223	_	
	$1^{\frac{r}{2}}$	F超3年以下	1,572	1,572	_		1,228	1,228	_	
	34	F超5年以下	2,455	2,355	100		2,941	2,541	100	
	5^{4}	F超7年以下	3,032	2,532			2,570	2,370	100	
	7^{4}	F超10年以下	8,152	7,151	801		10,320	9,017	1,302	
	10	年超	40,592	38,215	2,377		42,145	38,491	3,653	
	娜	艮の定めのないもの	29,588	1,558	_		29,041	1,340	_	
残	存期	間別残高計	363,572	56,005	3,284		362,013	57,213	5,156	

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高には、資産(自己資産控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

3 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和4年度					令和5年度				
	## M ## 1.	期中	期中流	域少額		#= M # 1	期中	期中海	域少額	<i>H</i> = 1 -16 1.
	期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高	期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	157	23		157	23	23	5		23	5
個別貸倒引当金	3,010	2,555	775	2,526	2,263	2,263	1,796	488	1,775	1,796

4 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	(中區・日次11)												
				令和4	1年度					令和:	5年度		
	区 分	#0-*	#0.4	期中海	域少額	#0	AHI A	#0->-	#0 ↔	期中流	域少額	#	(Au) A
	<u></u> 公	期首	期中増加額	目的	7. 01/h	期末	貸出金	期首	期中	目的	7. 01/h	期末 残高	貸出金償却
		残高	垣加賀	使用	その他	残高	順和	残高	増加額	使用	その他	7天同	順和
	国 内	3,010	2,555	775	2,526	2,263		2,263	1,796	488	1,775	1,796	
	国 外	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	
	地域別計	3,010	2,555	775	2,526	2,263		2,263	1,796	488	1,775	1,796	
	農業	332	319	10	325	317	10	317	305	11	305	305	11
	林業	_	_	-	_	_	_	_	_	l	_	l	_
	水産業		_	l		_	_	_		l	-	I	_
	製造業	40	44	0	40	44	0	44	12	52	△8	12	52
	鉱業		_	l		_	_	_		l	-	I	_
法	建設•不動産業	1,214	730	542	737	665	542	665	311	350	314	311	350
仏	電気・ガス・熱供												
	給・水道業												
	運輸・通信業		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	金融・保険業		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・飲	1 100	1,255	100	1,196	1,064	190	1.064	1 000	66	998	1 000	66
	食・サービス業	1,196	1,200	190	1,190	1,004	190	1,064	1,023	00	990	1,023	00
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	226	204	32	226	172	32	172	143	6	165	143	6
	業種別計	3,010	2,555	775	2,526	2,263	775	2,263	1,796	488	1,775	1,796	488

5 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和4年度	:		令和5年度	i L
		格付	格付	計	格付	格付	計
		あり	なし	рΙ	あり	なし	μΙ
	リスク・ウエイト0%	_	17,527	17,527		18,670	18,670
	リスク・ウエイト2%	_	_	_			_
信 リスク・ウエイト4%						_	
用リ	リスク・ウエイト10%		20,294	20,294		22,040	22,040
スク	リスク・ウエイト20%		287,844	287,844		284,587	284,587
削減	リスク・ウエイト35%	_	2,090	2,090		1,906	1,906
効 果	リスク・ウエイト50%	901	1,802	2,704	901	2,021	2,922
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト75%		1,271	1,271		1,191	1,191
後残	リスク・ウエイト100%	_	21,798	21,798	_	20,711	20,711
高	リスク・ウエイト150%	_	218	218	_	170	170
	リスク・ウエイト250%	_	9,823	9,823	_	9,811	9,811
	その他	_	_	_	_	_	_
リスク・ウエイト1250%		_	_	_	_	_	_
	計	901	362,670	363,572	901	361,111	362,013

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」 にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、 格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーが該当します。

Ⅳ. 信用リスク削減手法に関する事項

1 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当IAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、 我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の 公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長 期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された 被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適 用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB・またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

2 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4	4年度	令和!	5年度
区分	適格金融 資産担保 保証		適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け		_		_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_
地方三公社向け		19		
金融機関向け及び第一種金融商 品取引業者向け	1		1	
法人等向け	44		44	
中小企業等向け及び個人向け	202	911	182	995
抵当権付住宅ローン	2	3,649	0	4,488
不動産取得等事業向け				_
三月以上延滞等	ı	_		_
証券化				_
中央演算機関関連				_
上記以外	52	2,628	28	2,561
合 計	302	7,208	256	8,045

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共 部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

V. 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。

VI. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

Ⅲ. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部 出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会 社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理していま す。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J A の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和4	1年度	令和5年度			
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	時価評価額		
上場	_	_	_	_		
非上場	12,922	12,922	12,926	12,926		
合 計	12,922	12,922	12,926	12,926		

⁽注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

- 3 出資等その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する事項ありません。
- 4 貸借対照表で確認され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその 他有価証券としている株式・出資の評価損益等) 該当する事項ありません。
- 5 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益 等)

該当する事項ありません。

- **WI.** リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当する事項ありません。
- IX. 金利リスクに関する事項
 - 1 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

- ◇リスク管理の方針および手続の概要
 - ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の 市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)に ついては、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めてい ます。
 - ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュ レーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
 - ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用してい ます。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していませ ん。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当 該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明 内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明 ∠EVEの前事業年度末からの主な変動要因は、貯金残高の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ◇ ∠EVEおよび ∠NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる △EVEおよび △NIIと大きく異なる点特段ありません。

2 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBE	31:金利リスク					
		イ	口	ハニ		
項番		∠E	EVE	∠NII		
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
1	上方パラレルシフト	354	422	ı	_	
2	下方パラレルシフト	_	_	55	82	
3	スティープ化	1,493	1,531			
4	フラット化	_	_			
5	短期金利上昇		_			
6	短期金利低下	477	804			
7	最大値	1,493	1,531			
		X	h	>	_	
		令和 4	4年度	令和	5年度	
8	自己資本の額		13,806	_	14,295	

信用事業の状況

【貯金業務】

科目別貯金残高 (単位:百万円、%)

	令和4年	度	令和5年	度	増減
	貯金残高	構成比	貯金残高	構成比	省
流動性貯金	157,317	46.0	160,966	47.2	3,648
当座貯金	117	0.0	115	0.0	$\triangle 1$
普通貯金	152,933	97.2	157,344	97.7	4,410
貯蓄貯金	1,056	0.6	1,006	0.6	$\triangle 50$
通知貯金	3,210	2.0	2,500	1.5	$\triangle 710$
定期性貯金	183,453	537	179,064	52.6	△4,389
定期貯金	179,454	97.8	175,563	98.0	△3,891
うち固定金利定期	179,412	99.9	175,523	99.9	△3,888
うち変動金利定期	41	0.0	39	0.0	riangle 2
定期積金	3,999	2.1	3,501	1.9	$\triangle 498$
その他の貯金	435	0.1	352	0.1	△83
計	341,207	99.9	340,383	100.0	△824
譲渡性貯金	200	0.0			$\triangle 200$
合 計	341,407	100.0	340,383	100.0	△1,024
内訳					
組合員貯金	274,901	80.5	274,711	80.7	△190
地方公共団体	19,116	6.9	19,490	7.1	373
その他非営利法人	5,080	1.8	5,084	1.8	4
組合員以外の貯金	66,505	19.4	65,672	19.2	△833

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

科目別貯金平均残高	科目別貯金平均残高 (単位:百万円、%)								
	令和4年	度	令和5年	増減					
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	垣				
流動性貯金	154,571	45.3	159,602	46.7	5,030				
定期性貯金	185,943	54.5	181,302	53.1	△4,640				
その他の貯金	86	0.0	94	0.0	7				
計	340,601	99.9	340,999	99.9	397				
譲渡性貯金	339	0.1	314	0.0	$\triangle 25$				
合 計	340,940	100.0	341,313	100.0	372				

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

【貸出金業務】

科目別貸出金残高

 種 類	令和4年	F度	令和5年	F度	増減		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	残 高	構成比	残 高	構成比	増減		
手形貸付金	643	1.1	533	0.9	△109		
証書貸付金	48,563	86.7	49,873	87.2	1,309		
うち農業近代化資金	220	0.4	275	0.5	54		
うち㈱日本政策金融公庫	1	0.0	9	0.0	8		
当座貸越	747	1.3	750	1.3	3		
金融機関貸付	6,000	10.7	6,000	10.5	_		
合 計	55,953	100.0	57,157	100.0	1,203		
内訳							
組合員	35,889	64.1	37,046	64.8	1,156		
地方公共団体等	11,509	20.5	11,225	19.6	$\triangle 283$		
金融機関	6,000	10.7	6,000	10.5	_		
その他	2,554	4.5	2,885	5.0	331		
合 計	55,953	100.0	57,157	100.0	1,203		

(単位:百万円、%)

科目別貸出金平均残高

種類類	令和3年度	令和4年度
手形貸付金	871	633
証 書 貸 付 金	49,079	49,452
当 座 貸 越	741	730
金融機関貸付	6,000	6,000
合 計	56,692	56,816

貸出金の金利条件別内訳残高

貸出金の金利条件別内訳残高 (単位:百万円、%)								
	令和4年	F度	令和5年	増減				
	残 高	構成比	残 高	構成比	垣 /			
固定金利貸出	37,149	66.3	35,898	62.8	$\triangle 1,251$			
変動金利貸出	18,804	33.6	21,259	37.1	2,454			
合 計	55.953	100.0	57.157	100.0	1.203			

貸出金の業種別残高

貸出金の業種別残高 (単位:							
光 往	令和4年	F度	令和5年	F 度	124 24		
業種	残 高	構成比	残 高	構成比	増減		
農業	1,814	3.2	1,945	3.4	130		
林 業	65	0.1	94	0.2	29		
水	0	0.0	_	_	$\triangle 0$		
鉱業	109	0.2	102	0.2	$\triangle 7$		
建設業	1,534	2.8	1,572	2.7	$\triangle 38$		
製 造 業	5,734	10.2	5,900	10.3	165		
電気・ガス・熱供給・水道業	295	0.5	348	0.6	52		
運 輸 ・ 通 信 業	859	1.5	815	1.4	$\triangle 43$		
卸売・小売業・飲食店	1,050	1.9	1,030	1.8	riangle 20		
金融・保険業	6,318	11.3	6,399	11.2	81		
不 動 産 業	911	1.7	464	0.9	$\triangle 446$		
サービス業	10,592	19.0	11,043	19.3	450		
地方公共団体	11,490	20.5	11,225	19.6	$\triangle 264$		
その他	15,176	27.1	16,213	28.4	1,037		
合 計	55,953	100.0	57,157	100.0	1,203		

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別 (単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	1,378	1,505	126
穀作	218	215	Δ 2
野菜・園芸	466	505	39
果樹・樹園農業	132	167	34
工芸作物	ı	1	_
養豚・肉牛・酪農	227	261	34
養鶏・養卵	-	-	_
養蚕	ı	1	_
その他農業	333	355	21
農業関連団体等	540	928	388
合 計	1,918	2,433	514

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。 なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3.「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金> (単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	1,672	2,125	453
農業制度資金	246	307	60
農業近代化資金	220	275	54
その他制度資金	25	31	6
合 計	1,918	2,433	514

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで J Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や、農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金> (単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	1	9	8
その他	1	ı	_
合 計	1	9	8

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

貯貸率・貯証率 (単位:%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
貯 貸 率			
期末	16.38	16.79	0.40
期中平均	16.62	16.64	0.01
貯 証 率			
期末	1.17	1.64	0.47
期中平均	1.09	1.37	0.28

貸出金の使途別内訳残高

貸出金の使途別内訳残高				(単	位:百万円、%)
使途	令和4年度		令和5年度		増減
使 坯	金 額	構成比	金額	構成比	1 例
設備資金	45,800	81.8	47,587	83.2	1,786
運転資金	10,152	18.1	9,569	16.7	$\triangle 583$
合 計	55,953	100.0	57,157	100.0	1,203

貸出金の担保別内訳残高

())/ /L			\sim
(単位	•	$\dot{\Box}$	щ١
(\Box /J	1 1 /

	租	重 类	頁	令和4年度	令和5年度	増減
	貯	金	等	881	836	$\triangle 45$
TH-	有	価 i	正券	_		_
担	動		産	5	1	$\triangle 4$
保	不	動	産	3,941	3,348	$\triangle 592$
PIN	そ(の他担	保物	59	41	△18
		計		4,888	4,227	△660
	農業信息	用基金協	会保証	20,462	22,199	1,737
	その	他	保 証	8,970	9,809	839
		計		29,432	32,009	2,576
	信		用	21,632	20,920	△711
	合		計	55,953	57,157	1,203

債務保証見返額の担保別内訳残高 債務保証はありません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分		生长姑		保 全 額	(十匹・口/3/1/
惧惟 色		債権額	担保·保証等	引当	合計
破産更正債権及び	令和4年度	954	512	442	954
これらに準ずる債権	令和5年度	798	448	350	798
危険債権	令和4年度	2,738	1,119	1,433	2,553
	令和5年度	2,154	940	1,065	2,005
要管理債権	令和4年度				_
女自性惧惟	令和5年度	_	_		_
三月以上延滞債権	令和4年度	_	_	_	_
— 万	令和5年度	_	_	_	_
代山久併經和唐按	令和4年度	_	_	_	_
貸出条件緩和債権	令和5年度	_	_	_	_
小計	令和4年度	3,693	1,632	1,876	3,508
/], [1]	令和5年度	2,953	1,388	1,416	2,804
正常債権	令和4年度	52,500			
上	令和5年度	54,459			
合 計	令和4年度	56,193			
in in	令和5年度	57,413			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
 - 3. 要管理債権とは、「4.三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「5.貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 - 5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する事項ありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

			令和4年度					令和5年度					
区分		#11 ** ** **	#12745	#11 ** ** **	期中	期中海	ず少額	地 一种	和大战斗	期中	期中海	載少額	44444
			期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高	朔目炫闹	増加額	目的使用	その他	期末残高	
_	般貸	1991	157	23		157	23	23	5		23	5	
個	剔貸	1991	3,010	2,555	775	2,526	2,263	2,263	1,796	488	1,775	1,796	
2	j	計	3,168	2,578	775	2,683	2,287	2,287	1,801	488	1,799	1,801	

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	775	488

【有価証券業務】

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種	類	令和4年度	令和5年度	増減
玉	債	2,148	2,969	821
地力	う 債	1	182	182
社	債	872	896	23
その他	の証券	698	652	$\triangle 45$
合	計	3,719	4,700	981

⁽注) 株式、外国債、その他の証券および貸付有価証券はありません。

商品有価証券種類別平均残高

商品有価証券はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

期間の

		1年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	10年超	定めないもの	台計
令和4:	年度								
国	債	5				_	2,400		2,405
地	方 債		l		l		l	l	_
社	債			100		800			900
そ	の他	_	1		500	200			700
令和5	年度								
玉	債	_	1	_		200	3,700		3,900
地	方 債			-		400			400
社	債	_		100	100	700			900
そ	の他	_	_	300	100	_	_	_	400

1年超 3年超 5年超 7年超 7

取得評価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

- (1) 有価証券の時価情報
 - ・売買目的有価証券 …………該当ありません。
 - ・満期保有目的の債権で時価のあるもの

(単位:百万円)

			令和4年度			令和5年度	
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え	国債	199	188	△10			
るもの	地方債	1		ı	200	201	1
小計		199	188	△10	200	201	1
時価が貸借対照 表計上額を超え	国債	1		ı	595	564	△30
ないもの	地方債		_	_	100	99	$\triangle 0$
小計		_	_	_	695	664	△30
合 計		199	188	△10	895	865	$\triangle 29$

・その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

C 45 IE 11 Ib		四・2020 0・2				\ \ \ \		
			令和4年度※1		令和5年度			
		貸借対照 表計上額	取得原価又 は償却原価	差額	貸借対照 表計上額	取得原価又 は償却原価	差額	
貸借対照表計上	国債	196	193	3		_		
額が取得原価又	地方債	_	_	_	_	_		
は償却原価を超	社債	_	_	_	_	_	_	
えるもの	受益証券	_	_	_	_	_	_	
小計		196	193	3				
貸借対照表計上	国債	1,790	1,985	$\triangle 195$	3,010	3,250	$\triangle 240$	
額が取得原価又	地方債			_	99	100	$\triangle 0$	
は償却原価を超	社債	855	900	$\triangle 44$	872	900	$\triangle 27$	
えないもの	受益証券	624	700	$\triangle 75$	347	400	$\triangle 52$	
小計		3,270	3,585	$\triangle 315$	4,329	4,650	$\triangle 320$	
合 計		3,467	3,779	$\triangle 312$	4,329	4,650	$\triangle 320$	

- (注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。
- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。
- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (4) 当年度中において、減損処理を行った有価証券 当年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

2. 金銭の信託

金銭の信託はありません。

3. デリバティブ取引

デリバティブ取引はありません。

- **4. 金融等デリバティブ取引** 金融等デリバティブ取引はありません。
- 5. **有価証券関連店頭デリバティブ取引** 有価証券関連店頭デリバティブ取引はありません。

金融派生商品及び先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

金融派生商品及び先物外国為替取引はありません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額及びその時価

上場先物取引所に係る未決済の先物取引はありません。

【為替業務】

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和4	1年度	令和5年度		
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金・振込為替	件数	188,240	459,397	192,853	454,532	
应並 · 派及為省	金額	81,077	121,771	92,457	124,577	
代 金 取 立	件数	47	38	5	5	
代金取立	金額	54	36	5	1	
雑為替	件数	7,806	7,851	6,904	7,006	
	金額	1,740	7,632	1,578	5,099	
合 計	件数	196,093	467,286	199,762	461,543	
口 司	金額	82,872	129,440	94,041	129,678	

外国為替取扱実績

外国為替取扱実績はありません。

外貨建資産残高

外貨建資産はありません。

【平残・利回り等】

利益総括表 (単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	2,469	2,380	△88
役務取引等収支	84	93	8
その他信用事業収支	$\triangle 46$	△108	△61
信用事業粗利益	2,553	2,467	$\triangle 86$
(信用事業粗利益率)	(0.76)	(0.73)	$\triangle 0.02$
事業粗利益	5,161	5,012	△149
(事業粗利益率)	(1.43)	(1.38)	$\triangle 0.04$
事業純益	713	699	△14
実 質 事 業 純 益	713	699	$\triangle 14$
コア事業純益	713	659	△53
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	708	694	△14

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

		令和4年度			令和5年度	
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	334,519	2,088	0.62	334,606	2,043	0.61
うち預金	274,108	1,509	0.55	273,089	1,493	0.54
うち有価証券	3,719	23	0.64	4,700	_	_
うち貸出金	56,692	554	0.97	56,816	549	0.96
資金調達勘定	340,954	50	0.01	341,324	45	0.01
うち貯金・定積	340,601	50	0.01	340,999	45	0.01
うち譲渡性貯金	339	0	0.00	314	0	0.00
うち借入金	13	0	0.26	11	0	0.18
総資金利ざや			0.38			0.36

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り―資金調達原価(資金調達利回り+経費率)
 - 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、貯蓄奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
受 取 利 息	△11	$\triangle 93$
貸 出 金	△16	$\triangle 5$
有 価 証 券	$\triangle 3$	$\triangle 23$
預け金	$\triangle 52$	$\triangle 15$
その他受入利息	$\triangle 45$	△48
支 払 利 息	△18	$\triangle 5$
貯 金	△18	$\triangle 5$
譲渡性貯金	$\triangle 0$	$\triangle 0$
借入金	$\triangle 0$	$\triangle 0$
差 引	△99	△88

- (注) 1. 増減額は前年対比です。
 - 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、貯蓄奨励金が含まれています。

利 益 率 (単位: %)

	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.187	0.194	0.007
資本経常利益率	5.050	5.076	0.026
総資産当期純利益率	0.136	0.174	0.039
資本当期純利益率	3.659	4.569	0.910

【預かり資産の状況】

投資信託残高 (ファンドラップ含む)

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
投資信託残高 (ファンドラップ含む)		766	

⁽注) 投資信託残高(ファンドラップ含む)は「約定日基準」に基づく算出です。

残高有り投資信託口座数

(単位:口座)

	令和4年度	令和5年度	増減
残高有り 投資信託口座数	_	898	_

【最近5年間の主要な経営指標】

(単位:百万円、人、%)

		(TILL + 1)	731 17 75 707		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	11,777	11,407	10,859	9,645	9,382
信用事業収益	2,954	3,109	2,981	2,955	2,900
共済事業収益	1,565	1,600	1,569	1,443	1,360
農業関連事業収益	4,485	4,605	4,369	3,922	3,829
生活その他事業収益	2,214	2,010	1,859	1,244	1,204
営農指導事業収益	56	81	80	79	88
経常利益	Δ823	444	617	678	701
当期剰余金	△876	446	444	491	631
出資金	4,172	4,103	4,019	3,960	3,874
(出資口数)	4,172,080	4,103,265	4,019,556	3,960,224	3,874,936
純資産額	12,673	12,994	13,330	13,516	14,035
総資産額	353,159	361,244	361,147	360,998	359,918
貯金等残高	334,462	342,162	340,624	341,407	340,383
貸出金残高	53,918	55,050	55,887	55,953	57,157
有価証券残高	2,138	2,566	3,231	3,666	5,224
剰余金配当金額	_	_	_	19	38
出資配当の額				19	38
職員数	400	398	354	345	329
単体自己資本比率	10.68	11.12	11.31	11.78	12.35

- (注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 2. 職員数は、正職員の数です。
 - 3. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

【その他経営諸指標】

(単位:百万円)

			(11年・日/914/
	種類類	種類	
信月	月事業関係 		
	一職員当たり貯金残高	3,710	3,660
	一店舗当たり貯金残高	14,843	22,692
	一職員当たり貸出金残高	1,929	1,905
		6,217	6,350
共济	- 李事業関係		
	一職員当たり長期共済保有高	8,246	8,813
	一店舗当たり長期共済保有高	35,870	56,555
経済	等事業関係		
	一職員当たり購買品供給高	66	64
	一職員当たり販売品販売高	472	459
	店舗当たり購買品供給高	176	198

- (注) 1. 従業員当たりの表示は、各事業の担当者である正職員数により計算したものです。
 - 2. 店舗当たりの表示は、貯金8支所(15店舗)・貸出金9店舗・共済12店舗・経済16店舗で計算したものです。

共済事業の状況

長期共済保有高 (単位:百万円)

		令和4	4年度	令和5	令和5年度	
種類		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
	終身共済	5,606	270,929	4,061	247,669	
	定期生命共済	2,808	6,375	4,083	9,592	
生	養老生命共済	677	64,010	625	54,492	
	うちこども共済	492	27,756	367	25,243	
命	医療共済	81	5,586	86	4,717	
	がん共済	_	1,448	_	1,397	
系	定期医療共済	_	1,200	_	1,101	
	介護共済	892	3,797	741	4,483	
	年 金 共 済	_	573	_	552	
	建物更生共済	24,860	363,489	22,819	354,660	
	合 計	34,926	717,412	32,417	678,666	

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

经 短	令和	4年度	令和5年度	
種類	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	116	98,031	58	84,882
区 凉 六 讷	374,553	740,710	285,786	1,071,497
が ん 共 済	660	32,519	944	32,389
定期医療共済		3,979		3,621
合 計	776	134,529	1,002	120,892
	374,553	740,710	285,786	1,071,497

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済 種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載してい ます

介護共系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和	4年度	令和5年度	
性 類	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介 護 共 済	1,129,584	5,202,502	965,692	6,014,892
認 知 症 共 済	580,300	576,800	290,700	746,500
生活障害共済(一時金型)	3,146,300	7,577,300	1,937,700	8,663,800
生活障害共済(定期年金型)	178,020	574,700	107,600	591,220
特定重度疾病障害	962,400	1,942,900	303,000	1,809,000

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

-					
		令和	4年度	令和5年度	
	性 類	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
	年金開始前	233,331	6,784,422	124,537	6,498,169
	年金開始後		2,728,152	_	2,731,003
	合 計	233,331	9,512,575	124,537	9,229,172

⁽注) 金額は、年金年額を記載しています。

短期共済新規契約高

100 100 100 100 100 100 100 100 100 100				(112-114)
種類	令和	1年度	令和5年度	
性 類	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	80,759,320	63,319	80,787,480	64,221
自 動 車 共 済		970,495		964,262
傷害共済	50,248,000	67,295	66,989,600	64,302
団体定期生命共済	112,000	315	108,000	347
定額定期生命共済	12,000	49	12,000	49
賠償責任共済		2,481		2,581
自 賠 責 共 済		121,154		109,509
合 計		1,225,111		1,205,275

⁽注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

農業・生活その他事業の状況

購買事業取扱実績

(単位:千円)

71177	(日本・113)					
	種	類		取り	及 高	
	/1年	. 炽		令和4年度	令和5年度	
	肥		料	564,363	437,895	
生	農		薬	396,111	373,047	
産	餇		料	266,652	265,210	
資	農	業機	械	536,450	492,479	
材	そ	Ø	他	1,047,828	1,112,275	
		計		2,811,406	2,680,908	
	,	米		11,925	12,789	
	食品	生鮮食		_	_	
生	μμ	一般食	.E.	354,542	369,859	
活	衣	料	品	14,909	11,463	
	耐	久 消 費	財	359,457	340,546	
物	日)	用保健雑	É貨	92,041	88,745	
資	家	庭燃	料	461,254	416,320	
	そ	の	他	361,801	406,738	
		計		1,655,931	1,646,463	
î	合	計	+	4,467,338	4,327,371	

⁽注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業取扱実績

受託販売品

(単位:千円)

種 類	取り	及 高
性 類	令和4年度	令和5年度
米	923,978	1,171,108
麦	50,062	84,802
豆 ・ 雑 穀	65,101	125,805
野菜	2,218,091	2,427,051
果 実	1,251,265	1,226,240
花き・花木	300,730	272,061
畜 産	1,003,079	939,942
き の こ	358,355	359,695
その他 (特産)	3,642	744
その他(直売)	1,242,337	1,211,554
合 計	7,416,643	7,819,005

買取販売品

種	類	取想	及 高
作里	規	令和4年度	令和5年度
米	穀	147,238	162,891
合	計	147,238	162,891

⁽注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

保管事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
収 益	20,297	20,436
費用	9,154	9,224
差引	11,142	11,211

指導事業収支の状況

(単位:千円)

11等于未收文》がが、					(中位・111)	
支	出		収	入		
科目	令和4年度	令和5年度	科目	令和4年度	令和5年度	
営農指導支出			営農指導収入			
営農改善費	46,780	30,889	賦課金	26,542	25,898	
畜産改善費	2,210	1,798	実費収入	33,214	43,532	
園芸改善費	5,023	4,765	受入委託料	794	735	
農政活動費	679	609				
組織活動費	30,868	31,334				
その他営農指導支出	19,455	27,278				
(営農指導支出計)	105,018	96,676	(営農指導収入計)	60,551	70,166	
その他指導支出			その他指導収入			
生活改善費	14,698	15,701	指導事業補助金		_	
			実費収入	1,346	1,433	
			受入委託料	1,483	1,412	
(その他指導支出計)	14,698	15,701	(その他指導収入計)	2,830	2,845	
(指導支出計)	119,717	112,377	(指導収入計)	63,381	73,012	
事業管理費	367,578	428,816	繰 入 金	423,914	468,181	
合 計	487,295	541,194	合 計	487,295	541,194	

その他の事業 (単位: 千円)

支	出	収	入
科目	令和4年度 令和5年度	科 目	令和4年度 令和5年度
精 米 費 用	88,751 89,463	精 米 収 益	103,999 102,927
堆肥センター費用	14,095 18,844	堆肥センター収益	11,625 18,377
農産加工費用	3884 3,831	農産加工収益	4,190 4,291
ライスセンター費用	63,162 58,613	ライスセンター収益	125,903 124,434
水稲育苗費用	70,051 70,191	水稲育苗収益	94,479 97,946
花き育苗費用	4,582 5,314	花き育苗収益	8,002 8,119
種菌センター費用	16,525 17,488	種菌センター収益	25,930 24,695
予冷・冷蔵費用	68,735 57,161	予冷・冷蔵収益	78,917 69,876
共 選 所 費 用	168,866 145,589	共 選 所 収 益	177,747 156,001
直売所費用	108 141	直 売 所 収 益	224 257
福 祉 費 用	57,780 37,288	福 祉 収 益	153,287 116,158
その他費用	24,929 16,208	その他収益	24,929 16,208
合 計	581,473 520,136	合 計	809,238 739,293

―開示基準項目対比掲載ページ―

連結情報以外の開示項目掲載ページです。

あ			
1.	医療系共済の共済金額保有高 94		上場先物取引所に係る未決済の
2.	受取・支払利息の増減額 91		先物取引契約の約定金額及びその時価 … 89
3.	沿革・あゆみ 43		利余金処分計算書 64
			信用事業のご案内24
カ	4 行		その他経営諸指標93
4.	介護共済その他の共済の		その他の事業97
	共済金額保有高 … 94	44. 🗄	損益計算書
5.	外貨建資産残高 90		
6.	外国為替取扱実績 90	た	行
7.	貸倒引当金の期末残高及び	45.	貸借対照表 46
	期中の増減額 … 87		短期共済新規契約高 95
8.	貸出運営についての考え方 10	47. ±	也域貢献情報 19
9.	貸出金償却の額 87	48. ₹	生記表
10.	貸出金の金利条件別内訳残高 … 83	49. ⅓	長期共済保有高 94
11.	貸出金の使途別内訳残高 85	50. J	貯貸率・貯証率 ······ 84
12.	貸出金の担保別内訳残高 85	51.	手数料一覧 27
13.	科目別貸出金残高 83	52. J	店舗一覧37
14.	科目別貸出金平均残高 83	53. È	当組合の組織31
15.	科目別貯金残高 82		
16.	科目別貯金平均残高 82	な	行
17.	貸出金の業種別残高 83	54. F	
18.			年金共済の年金保有高 94
19.	業務・事務の効率化への取り組み … 17	56. J	農協法に基づく開示債権の状況
20.	業績 5		及び金融再生法開示債権区分に
21.	金融商品の勧誘方針10		基づく債権の保全状況 86
22.	金融派生商品及び先物外国為替取引の		農業振興活動
	契約金額·想定元本額 ····· 89		
23.	購買事業取扱実績 96	は	行
24.	個人情報保護方針 8	58.	 販売事業取扱実績 ····· 96
		59.	法令遵守の体制 7
さ	行		保管事業取扱実績 97
25.	最近5年間の主要な経営指標 … 92		
26.	債務保証見返額の	や	行
	担保別内訳残高 85	61. 1	
27.	財務諸表の正確性にかかる確認… 67	62.	有価証券残存期間別残高 87
28.	資金運用収支の内訳 90		
29.		Ġ	行
30.	事業方針 2	63. 🔻	 利 益 総 括 表90
31.	自己資本の充実の状況 68		利 益 率91
32.	指導事業収支の状況 97	65.	リスク管理の状況 13
33.	社会的責任と貢献活動 11		
34.	取得評価額又は契約価額、		
	時価及び評価損益 88		
35.	主要な農業関係の貸出金残高 … 84		
	種類別有価証券平均残高 … 87		
37.	JAバンク基本方針に基づく		
-	「J Aバンクシステム」12		
38.	商品有価証券種類別平均残高 … 87		

連結ディスクロージャー

Japan Agricultural Co-operatives 信州うえだ

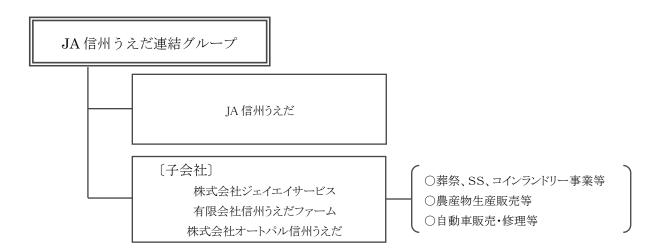
連結情報

組合	及びその子会社等の概況に関する事項	連-1
I	組合及びその子会社等の概要	連-1
Ι	組合の子会社等の概況	連-1
組合	及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの	連-2
I	直近の事業年度における事業の概況	連-2
Π	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	連-3
直近	の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの	連-4
I	直近の2連結会計年度における財務諸表(連結貸借対照表、	
	連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結注記表)	連-4
	• 連結貸借対照表	連-4
	• 連結損益計算書	連-5
	• 連結剰余金計算書	連-6
	• 連結注記表	連-7
	・農協法に基づく開示債権の状況	連-22
	・連結事業年度の事業別経常収益等	連-22
連結	自己資本の充実の状況	連-23
I	連結の範囲に関する事項	連-23
П	連結自己資本比率の状況	連-23
Ш	連結自己資本の構成に関する事項	連-24
IV	/ 自己資本の充実度に関する事項	連-26
V	信用リスクに関する事項	連-28
VI	[信用リスク削減手法に関する事項	連-31
VI	「 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	連-32
VII	Ⅰ 証券化エクスポージャーに関する事項	連-32
IX	゙ オペレーショナル・リスクに関する事項	連-32
X	出資等その他これに類するエクスポージャーに関する事項	連-32
X	[リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	
	に関する事項	連-33
XI	[金利リスクに関する事項	連- 33

組合及びその子会社等の概況に関する事項

I 組合及びその子会社等の概要

JA信州うえだのグループは、JA、子会社3社で構成されています。



Ⅱ 組合の子会社等の概況

会社名	株式会社 ジェイエイサービス	有限会社 信州うえだファーム	株式会社 オートパル信州うえだ	
主たる営業所又は 事務所の所在地	長野県上田市大手 二丁目7番10号	長野県上田市大手 二丁目7番10号	長野県上田市住吉 22番地1	
設立年月	平成11年9月1日	平成12年3月1日	平成 18 年 3 月 1 日	
資本金又は出資金 (千円)	90,000 千円	36,200 千円	80,000 千円	
事業の内容	葬祭業、サービスステーション(給油所)事業、コインランドリー事業	農産物の生産および販売、農作業受託	各種自動車及び自動車 附属品の販売・修理及 び整備・板金・塗装、 各種農業機械附属品の 販売・修理及び整備事 業、農業協同組合法 (昭和 22 年法律 132 号)に基づく共済代理 店業、燃料及び油脂類 の販売事業	
議決権に対する 当組合の所有割合 (%)	100%	99.4%	100%	
役員の兼任等 (人)	2	2	2	
議決権に対する当 組合及び他の子会 社等の所有割合 (%)	100%	99.4%	100%	

組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

I 直近の事業年度における事業の概況

1. 事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社3社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 13,127 百万円、連結当期剰余金 642 百万円、連結純資産 14,393 百万円、連結総資産 359.635 百万円で、連結自己資本比率は 12.51%となりました。

2. 連結子会社の事業概況

- (1) 株式会社ジェイエイサービス
 - ○当期利益11,782千円

[葬祭事業]

- ① 地区事業部と連携し「虹の会」の普及活動・会員特典の周知活動に取り組むとともに、「虹の会」会員特典の提供と利用者ニーズに応える取り組みにより、「虹の会」会員利用率80%を確保しました。
- ② 葬儀後は、新盆・法要等に向け、細かな先行案内や担当者間の連携など、アフターフォロー の強化に取り組みました。
- ③ 全ホールで定期的な相談会を開催し、組合員・「虹の会」会員へのPRに加え、新聞折り込みを活用した会員外の相談者の確保・囲い込みにも取り組みました。

[SS(サービスステーション)事業]

- ① 各種イベントでのSSアプリの普及推進やクーポン発行による利用者拡大を図るとともに、 次年度の「うちエネポータル」推進に向け、研修会等への参加による準備をすすめました。
- ② 全農のSSアプリ獲得推進企画を活用し、アプリの普及と利用者の囲い込みに取り組みました。
- ③ 各拠点での日常の法令点検や自主点検を徹底し、安全性の確保に取り組みました。

[コインランドリー事業]

① 令和5年9月、廃止SSの跡地に、組合員・地域住民への新たなサービスとして、コインランドリー店をオープンしました。定期的なPRと清潔な店舗運営につとめ、利用者の確保に取り組みました。

(2) 有限会社信州うえだファーム

○当期利益458千円

- ① JA農業振興ビジョンに基づいた作物栽培により、管内農産物の生産量の増大を図り地域農業の維持・拡大に取り組みました。
- ② 急激に進む農業労働力の減少と高齢化に対処するため、新規就農育成事業の強化を図りました。
- ③ 「農業所得の増大」、「農業生産の拡大」に向けた営農類型の検討・提案に取り組みました。
- ④ 新品目・新技術等普及に向けた栽培実証並びに展示、「スマート農業」や「みどりの食料システム戦略」の研究・実践に取り組みました。
- ⑤ 実施事業の見直し及び経営改善に向けた取り組みを強化しました。

- ⑥ 地域農業振興及び地域活性化に向け、行政及びJA営農関連部署・地区事業部と一体となって地域における課題を整理し、課題解決に向けて取り組みました。
- (3) 株式会社オートパル信州うえだ
 - ○当期利益1,071千円
 - ① JA信州うえだ主催の各種イベント・キャンペーンへ参加を通じ、利用者のニーズに沿った 車両の提案と情報発信に取り組みました。
 - ② 多様化する中古車ニーズに対応するため、県域 J A 自動車関連会社と情報を共有するとともにオークションも活用し車両確保と販売強化を図りました。
 - ③ 自動車及び整備・検査機器の電子化へ対応するため計画的な機器更新と技術者のスキルアップを図り、安全・安心なサービス提供に取り組みました。

Ⅱ 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	△809	14,807	14,586	9121	13,127
信用事業収益	3,097	3,007	2,911	2,739	2,852
共済事業収益	1,603	1,559	1,536	1,350	1,360
農業関連事業収益	4,759	4,670	4,675	3,788	3,912
生活その他事業収益	6,584	5,492	5,385	1,182	4,913
営農指導事業収益	63	76	77	60	88
経常利益	△809	461	623	678	713
当期利益	△869	454	400	469	642
総資産額	353,148	361,238	361,000	360,815	359,635
純資産額	12,868	13,268	13,584	13,836	14,393
連結自己資本比率	10.65%	11.16%	11.37%	11.90	12.51

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融 庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの

I 直近の2連結会計年度における連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結注記表)

連結貸借対照表

					単位:十円)
科目	令和 4 年度	令和 5 年度	科目	令和 4 年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	335,168,082	334,358,518	1 信用事業負債	342,188,014	340,730,329
(1)現金及び預金	277,060,081	272,994,787	(1) 貯金	340,896,962	339,976,314
(2)有価証券	3,666,079	5,224,617	(2)譲渡性貯金	200,000	_
(3)貸出金	55,946,556	57,148,115	(3)借入金	3,306	10,110
(4)その他の信用事業資産	394,627	412,385	(4)その他の信用事業負債	1,087,746	743,904
(5)貸倒引当金	$\triangle 1,899,262$	$\triangle 1,421,387$	2 共済事業負債	899,115	901,604
2 共済事業資産	76,469	67,692	3 経済事業負債	831,581	718,983
(1)共済貸付金	4,171	4,171	4 設備借入金	5,985	4,499
(2)その他の共済事業資産	72,298	63,521	5 雑負債	598,029	559,131
3 経済事業資産	1,961,762	1,924,488	6 諸引当金	2,456,833	2,326,868
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,349,389	1,236,036	(1)賞与引当金	127,954	126,094
(2)棚卸資産	783,821	873,081	(2)退職給付にかかる負債	2,289,468	2,150,635
(3) その他の経済事業資産	138,073	126,746	(3)役員退任慰労引当金	39,410	50,137
(4)貸倒引当金	$\triangle 309,521$	$\triangle 311,376$			
4 雑資産	1,758,628	1,591,406	負債の部合計	346,979,561	345,241,416
5 固定資産	9,025,936	8,883,624			
(1)有形固定資産	9,009,492	8,865,560	(純資産の部)		
建物	15,439,437	15,504,606	1 組合員資本	14,002,992	14,541,532
機械装置	3,046,915	3,147,234	(1)出資金	3,960,224	3,874,936
土地	6,262,656	6,247,996	(2)利益剰余金	10,095,372	10,718,428
リース資産	11,130	11,130	(3) 処分未済持分	$\triangle 52,\!554$	$\triangle 51,782$
その他の有形固定資産	1,855,734	1,886,947	(4)子会社の所有する親組合出資金	$\triangle 50$	$\triangle 50$
減価償却累計額	$\triangle 17,606,381$	$\triangle 17,932,355$	2 評価・換算差額等	$\triangle 166,852$	$\triangle 147,973$
(2)無形固定資産	16,444	18,064	(1) その他有価証券		
その他の無形固定資産	16,444	18,064	評価差額金	$\triangle 312,336$	$\triangle 320,779$
6 外部出資	12,719,871	12,724,117	(2) 退職給付に係る		
7 繰延税金資産	105,175	85,357	調整累計額	145,483	172,806
			3 非支配株主持分	225	228
			純 資 産 合 計	13,836,365	14,393,787
資産の部 合計	360,815,926	359,635,204	負債・純資産の部 合 計	360,815,926	359,635,204

連結損益計算書

科目	令和 4 年度	令和5年度
1 事業総利益	5,841,164	5,665,514
(1) 信用事業収益	2,696,250	2,653,424
資金運用収益	2,519,281	2,425,108
(うち預金利息)	(1,509,521)	(1,493,791)
(うち有価証券利息)	(1,309,321) $(23,889)$	(1,495,791)
(うち貸出金利息)	(554,916)	(548,976)
(うちその他受入利息)	(430,953)	(382,340)
役務取引等収益	109,006	
て例の経常収益	67,963	115,477
	, '	112,838
(2)信用事業費用 資金調達費用	223,118	328,133
	50,524	45,072
(うち貯金利息)	(47,950)	(43,591)
(うち給付補填備金繰入)	(2,110)	(1,438)
(うち譲渡性貯金利息)	(20)	(18)
(うち借入金利息)	(437)	(20)
(うちその他支払利息)	(6)	(2)
役務取引等費用 4. 本 ※ 本 は 世 思	24,344	22,529
その他事業直接費用	_	6,132
その他経常費用	148,249	254,399
(うち貸倒引当金繰入額)	(△101,445)	(10,159)
信用事業総利益	2,473,132	2,325,290
(3) 共済事業収益	1,350,441	1,276,288
共済付加収入	1,254,702	1,212,341
その他の収益	95,739	63,947
(4) 共済事業費用	77,966	70,688
共済推進費及び共済保全費	60,470	51,019
その他の費用	17,495	19,669
共済事業総利益	1,272,475	1,205,599
(5) 購買事業収益	6,176,087	5,999,816
購買品供給高	5,682,837	5,479,094
購買手数料	81,240	85,997
その他の収益	412,009	434,725
(6)購買事業費用	4,987,186	4,877,792
購買品供給原価	4,708,126	4,610,011
その他の費用	279,060	267,781
購買事業総利益	1,188,900	1,122,024
(7) 販売事業収益	399,477	483,987
販売品販売高	147,238	162,891
販売手数料	172,187	219,601
その他の収益	80,051	101,494
(8) 販売事業費用	196,682	232,441
販売品販売原価	129,288	145,401
その他の費用	67,394	87,040
販売事業総利益	202,795	251,546
(9) その他事業収益	2,134,934	2,202,432
(10) その他事業費用	1,431,072	1,441,379
その他事業総利益	703,861	761,052

科目	令和 4 年度	令和 5 年度
2 事業管理費	5,391,525	5,247,308
(1) 人件費	3,844,342	3,728,152
(2)業務費	557,060	547,230
(3) 諸税負担金	146,623	157,889
(4) 施設費	828,692	801,493
(5) その他事業管理費	14,806	12,542
事業利益	449,638	418,205
3 事業外収益	366,973	333,013
(1)受取雑利息	3,822	3,988
(2)受取出資配当金	175,630	147,998
(3) その他の事業外収益	187,521	181,026
4 事業外費用	122,432	38,031
(1) 支払雑利息	14	6
(2) その他の事業外費用	122,418	38,024
経常 利益	694,180	713,187
5 特別利益	6,462	6,928
(1) 固定資産処分益	118	1,140
(2) その他の特別利益	6,344	5,787
6 特別損失	218,092	59,765
(1) 固定資産処分損	31,415	9,409
(2)減損損失	184,815	43,978
(3) その他の特別損失	1,861	6,377
税金等調整前当期利益	482,550	660,350
7 法人税、住民税及び事業税	8,368	8,082
8 法人税等調整額	$\triangle 21,248$	9,464
法人税等合計	△12,879	17,546
当期利益	495,429	642,804
非支配株主に帰属する当期利益	2	2
当 期 剰 余 金	495,427	642,801

連結剰余金計算書

(単位:千円)

	科	目	令和 4 年度		令和	5 年度
((利益剰余金の部)					
1	連結剰余金期首残高			9,595,473		10,095,372
	会計方針の変更によ	る累積的影響額		4,471		_
	会計方針の変更を反	映した利益剰 余金期首残高		9,599,945		10,095,372
2	連結剰余金増加高			$495,\!427$		642,801
	(うち当期剰余金)		(495,427)	(642,801)
3	連結剰余金減少高			_		19,745
	(うち支払配当金)		(—)	(19,745)
4	連結剰余金期末残高			10,095,372		10,718,428

連結注記表

第29期事業年度

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等

3 社

株式会社ジェイエイサービス 有限会社信州うえだファーム 株式会社オートパル信州うえだ

非連結の子会社・子法人等 該当なし

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 持分法非適用の関連法人等

該当なし 該当なし

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年 度末は、連結決算日と一致しています。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間 該当する事項なし
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定 した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び 現金同等物の範囲

貸借対照表上の「現金」「当座預金」「普通預金」 「通知預金」の残高を、連結キャッシュ・フロー計算 書における現金及び現金同等物の範囲として作成し ています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)

ロ 子会社株式………移動平均法による原価法

ハ その他有価証券………①時価のあるもの

期末日の市場価格等に 基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法 により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

②時価のないもの 移動平均法による原価

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ 購買品(生産資材等)…総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法)
- ロ 購買品 (農業機械本体等) …個別法による原価 法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)
- ハ 販売品…総平均法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得 した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年 4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 については定額法)を採用しています。

第 30 期事業年度

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等

3 社

株式会社ジェイエイサービス 有限会社信州うえだファーム 株式会社オートパル信州うえだ

非連結の子会社・子法人等 該当なし

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 該当なし

持分法非適用の関連法人等

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関

連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年 度末は、連結決算日と一致しています。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間 該当する事項なし
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定 した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び 現金同等物の範囲

貸借対照表上の「現金」「当座預金」「普通預金」 「通知預金」の残高を、連結キャッシュ・フロー計算 書における現金及び現金同等物の範囲として作成し ています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)

ロ 子会社株式………移動平均法による原価法

ハ その他有価証券………①時価のあるもの

期末日の市場価格等に 基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法 により処理し、売却原 価は移動平均法により 算定)

②時価のないもの 移動平均法による原価

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ 購買品(生産資材等)…総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法)
- ロ 購買品(農業機械本体等)…個別法による原価 法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法)
- ハ 販売品…総平均法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に 取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採 用しています。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しています。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、資産 査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結 果に基づいて上記の引当を行っています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収 に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがで きる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当 てています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,632,760千円です。

(5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっています。

第30期事業年度

ロ 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しています。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、資産 査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結 果に基づいて上記の引当を行っています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収 に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることがで きる債権については、当該キャッシュ・フローと債権 の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当 てています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,747,047千円です。

(5) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(6) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び特定退職共済制度の見込み額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額 を当事業年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰 労金積立規程に基づく期末要支給額を計上していま す。

(8) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

口 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して 共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売 先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負 っています。この利用者等に対する履行義務は、販 売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点 で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗 センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置 して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者 等との契約に基づき、役務提供する義務を負ってい ます。この利用者等に対する履行義務は、各種施設 の利用が完了した時点で充足することから、当該時 点で収益を認識しています。

第30期事業年度

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

(7) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰 労金積立規程に基づく期末要支給額を計上していま す。

(8) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して 共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用 者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負 っています。この利用者等に対する履行義務は、販 売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点 で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗 センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置 して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者 等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

へ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資 産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、科目別金額の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

(11) その他決算書類作成のための基礎となる重要事項

イ 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事 業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、 事業別の収益及び費用については、事業間の内部 取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

ロ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算 書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を確認して、購買手数料を表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- イ 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,291,757 千円
- ロ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者 区分の判定における貸出先の将来の業績見通

第30期事業年度

へ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資 産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(10) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示し、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。そのため、科目別金額の合計値はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

(11) その他決算書類作成のための基礎となる重要事項

イ 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事 業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、 事業別の収益及び費用については、事業間の内部 取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

ロ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算 書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を確認して、購買手数料を表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- イ 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 1,804,934 千円
- ロ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者 区分の判定における貸出先の将来の業績見通

し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏ま えたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に 評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の 不確実性が高いため、債務者の経営状況や取り 巻く経済環境等が変化した場合には、翌事業年 度の計算書類において計上金額が増減する可能 性があります。

(2) 固定資産の減損

- イ 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 184.815 千円
- ロ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、 当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー と帳簿価額を比較することにより、当該資産グルー プについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において見積もる将来キャッシュ・フロー等については、各資産グループの過年度実績を基礎として、各資産グループが直面する固有の経営環境等の将来予測などを加味し、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

イ 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

ロ LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の使用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

第30期事業年度

し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価 し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積 りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度 に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影 響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- イ 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 43.978 千円
- ロ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、 当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フロー と帳簿価額を比較することにより、当該資産グルー プについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において見積もる将来キャッシュ・フロー等については、各資産グループの過年度実績を基礎として、各資産グループが直面する固有の経営環境等の将来予測などを加味し、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

ハ 購買事業・販売事業における支払奨励金の会計処 理

購買事業・販売事業において、利用者・出荷者に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用または販売事業費用として計上しておりましたが、取引価額または販売手数料から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は、4,471 千円 増加しています。また、当事業年度の事業収益が 1,083,107 千円、事業費用が 1,083,047 千円、事業利 益、経常利益及び税引前当期利益が 60 千円それぞれ 減少しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,691,544千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	種	類		圧縮記帳額
建			物	794,452
機	械	装	置	728,915
土			地	1,074,371
その	他の有	形固定	資産	94,454
合			計	2,692,193

(2) 担保に供している資産

定期預金 5,877,000 千円を為替決済の担保に、定期 預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る 担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 6,000 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1 項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの の額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権 額は 954,612 千円、危険債権額は 2,738,727 千円で す。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,697,193千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

	種	類		圧縮記帳額
建			物	799,452
機	械	装	置	728,915
土			地	1,074,371
その	他の有	形固定	資産	94,454
合			計	2,697,193

(2) 担保に供している資産

定期預金 4,500,000 千円を為替決済の担保に、定期 預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る 担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 4,000 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1 項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの の額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 798,913 千円、危険債権額は 2,154,916 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和 債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険 債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延 滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額 は 3.693,339 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額です。

6 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

イ 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失 を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、 管理会計上の場所別の区分を基本として、地区事業部単位にグルーピングを行っています。ただし、 独立して立地しており独自のキャッシュ・フローが把握できる一部の経済事業資産については、事業または施設単位にグルーピングをしています。 また、業務外固定資産(遊休資産及び業務外賃貸資産)については、物件ごとに独立した資産としています。

本所及び事業の実施効果がJA事業利用促進につながり、一般資産のキャッシュ・フロー生成に寄与していると認められる資産については、JA全体の共用資産としてグルーピングを行っています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

第 30 期事業年度

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和 債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払 が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出 金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険 債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の 支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務 者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延 滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額 は 2,953,829 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額です。

6 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

イ 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失 を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として、 管理会計上の場所別の区分を基本として、地区事業部単位にグルーピングを行っています。ただし、 独立して立地しており独自のキャッシュ・フローが把握できる一部の経済事業資産については、事業または施設単位にグルーピングをしています。 また、業務外固定資産(遊休資産及び業務外賃貸資産)については、物件ごとに独立した資産としています。

本所及び事業の実施効果がJA事業利用促進につながり、一般資産のキャッシュ・フロー生成に寄与していると認められる資産については、JA全体の共用資産としてグルーピングを行っています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

	資産	用途	種類	その他
1	殿城店	集約店	土地	
2	傍陽店	集約店	土地	
3	本原 SS	賃貸資産	土地・建物 その他有形固定資産 無形固定資産	業務外固定資産
4	菅平 SS	賃貸資産	土地 その他有形固定資産	業務外固定資産
(5)	オートパル南部営業所	賃貸資産	土地・建物 その他有形固定資産	業務外固定資産
6	農業生産用機材	遊休資産	その他有形固定資産	業務外固定資産
7	上田東 SS	遊休資産	建物 その他有形固定資産	業務外固定資産
8	西部 SS	遊休資産	土地・建物 その他有形固定資産	業務外固定資産

ロ 減損損失の認識に至った経緯

集約店については土地の時価が低下したこと、 賃貸資産については土地の時価が著しく下落した ことにより、当該資産グループの帳簿価額と回収 可能価額との差額を減損損失として認識しまし た。

農業生産用機材については、賃貸していた生産者の廃業により使用されなくなったこと、上田東SS・西部SSについては賃貸先が営業を廃止して施設が遊休化したことにより、処分により回収が見込まれる価額で評価し、帳簿価額との差額を減損損失として認識しました。

ハ 減損損失の金額およびその内訳

(単位:千円)

	資産	金額	内訳	T • 111)
1	殿城店	764	土地	764
2	傍陽店	393	土地	393
			土地	55,196
0	→ 医 gg	01.100	建物	16,337
3	本原 SS	81,138	その他有形固定資産	9,202
			無形固定資産	401
4)	菅平 SS	34,783	土地	26,111
4)	官半める	34,783	その他有形固定資産	8,671
			土地	14,311
(5)	オートパル南部営業所	16,823	建物	2,305
			その他有形固定資産	206
6	農業生産用機材	8,641	その他有形固定資産	8,641
(7)	上田東SS	8,889	建物	8,520
(I)	工山来 55	0,000	その他有形固定資産	369
			土地	21,102
8	西部 SS	33,381	建物	1,268
			その他有形固定資産	11,010
			土地	117,880
	合計	104 01 5	建物	28,431
	विस	184,815	その他有形固定資産	38,101
			無形固定資産	401

ニ 回収可能価額の算定方法

本原 SS およびオートパル南部営業所の回収可能 価額は、使用価値を採用しており、適用した割引率

第 30 期事業年度

	資産	用途	種類	その他
1	殿城店	集約店	土地・建物 その他有形固定資産	
2	傍陽店	集約店	土地・建物 その他有形固定資産	
3	大門店	集約店	その他有形固定資産	
4	和田店	集約店	その他有形固定資産	
(5)	旧傍陽堆肥センター	賃貸資産	土地・建物	業務外固定資産
6	旧袮津生活センター	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
7	上野原農機具格納庫	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
8	傍陽研修センター	遊休資産	土地	業務外固定資産
9	旧傍陽資材店舗	遊休資産	土地・建物	業務外固定資産
10	古町精米所	遊休資産	その他有形固定資産	業務外固定資産

ロ 減損損失の認識に至った経緯

集約店はATMの新紙幣対応等により新たに減価償却資産が追加されたため、帳簿価額が増加し回収可能額との差額を減損損失として認識しました。また、賃貸資産も減価償却資産が追加され帳簿価額が増加したことにより、回収可能額との差額を減損損失として認識しました。

遊休資産は本年度に遊休となったため、帳簿価額と処分により回収が見込まれる価額との差額を減損損失として認識しました。

ハ 減損損失の金額およびその内訳

(単位:千円)

	(単位:十円)						
	資産	金額	内訳				
			土地	164			
1	殿城店	997	建物	223			
			その他有形固定資産	608			
			土地	4,818			
2	傍陽店	7,131	建物	1,704			
			その他有形固定資産	608			
3	大門店	608	その他有形固定資産	608			
4	和田店	859	その他有形固定資産	859			
	(口)学明 (4-00)- 、 と	10.010	土地	10,353			
5	旧傍陽堆肥センター	13,012	建物	2,658			
	In the the like of the same to	15.550	土地	15,679			
6	旧袮津生活センター	17,756	建物	2,077			
	配医曲线目接处虫	1.000	土地	879			
7	上野原農機具格納庫	1,069	建物	189			
8	傍陽研修センター	909	土地	909			
		1 400	土地	1,059			
9	旧傍陽資材店舗	1,423	建物	363			
10	古町精米所	210	その他有形固定資産	210			
			土地	33,864			
	۵ عا	40.050	建物	7,217			
	合計	43,978	その他有形固定資産	2,896			
			無形固定資産				

ニ 回収可能価額の算定方法

各資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づく公

は3.24%です。

上記以外の資産の回収可能価額は正味売却価額 を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に 基づく公示価格から処分費用見込額を控除して算 定しています。ただし、土地以外の資産については 時価の算定が困難なことから、時価をゼロとしてい ます。

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

イ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を 原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ 貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合 連合会へ預けているほか、国債、投資信託等の有価 証券による運用を行っています。

ロ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、 満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさら されています。

ハ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に管理 部審査課を設置し各支所・店との連携を図りな がら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還 能力の評価を行うとともに、担保評価基準など 厳格な審査基準を設けて、与信判定を行ってい ます。貸出取引において資産の健全性の維持・向 上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってい ます。不良債権については管理・回収方針を作 成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について は「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計 上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や 経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有 有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考 慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、 経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し て、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま

第30期事業年度

示価格から処分費用見込額を控除して算定しています。ただし、土地以外の資産については時価の算定が困難なことから、時価をゼロとしています

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

イ 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を 原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ 貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合 連合会へ預けているほか、国債、投資信託等の有価 証券による運用を行っています。

ロ 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であ り、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもた らされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、 満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で 保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさら されています。

ハ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています

また、通常の貸出取引については、本所に管理 部審査課を設置し各支所・店との連携を図りな がら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還 能力の評価を行うとともに、担保評価基準など 厳格な審査基準を設けて、与信判定を行ってい ます。貸出取引において資産の健全性の維持・向 上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってい ます。不良債権については管理・回収方針を作 成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について は「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計 上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や 経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有 有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考 慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、 経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し て、日常的な情報交換及び意思決定を行っていま

す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA LM委員会で決定された方針などに基づき、有価 証券の売買を行っています。運用部門が行った取 引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っ ているかどうかチェックし、定期的にリスク量の 測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち、その他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が79,731 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・ 調達について月次の資金計画を作成し、安定的 な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

ニ 金融商品の時価等に関する事項についての補足 説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、 市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合 には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を 含む)が含まれています。当該価額の算定において は一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあ ります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - イ 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めて おりません。

第30期事業年度

す。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA LM委員会で決定された方針などに基づき、有価 証券の売買を行っています。運用部門が行った取 引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っ ているかどうかチェックし、定期的にリスク量の 測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうち、その他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が135,481 千円減少するものと把握しています

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・ 調達について月次の資金計画を作成し、安定的 な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

ニ 金融商品の時価等に関する事項についての補足 説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 - イ 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めて おりません。

(単位:千円)

			(単位・1円)
	貸借対照表 計上額	時 価	差額
預金	275,435,005	275,390,087	△44,918
有価証券			
満期保有目的の債券	199,012	188,710	$\triangle 10,302$
その他有価証券	3,467,067	3,467,067	_
貸出金	55,946,556		
貸倒引当金	1,894,983		
(※1)	1,094,900		
貸倒引当金控除後	54,051,573	53,699,321	$\triangle 352,251$
資産計	333,152,657	332,745,185	$\triangle 407,472$
貯金	340,896,962	340,645,299	$\triangle 251,662$
負債計	340,896,962	340,645,299	$\triangle 251,662$

- (※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引 当金を控除しています。
 - ロ 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、講評されている基準価格、または、取引金(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定していま

第30期事業年度

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差額
預金	271,421,965	271,316,417	$\triangle 105,548$
有価証券			
満期保有目的の債券	895,147	865,800	$\triangle 29,347$
その他有価証券	4,329,470	4,329,470	_
貸出金	57,148,115		
貸倒引当金 (※1)	1,412,007		
貸倒引当金控除後	55,736,108	55,031,823	△704,284
資産計	332,382,692	331,543,511	△839,180
貯金	339,976,314	339,591,230	△385,084
負債計	339,976,314	339,591,230	△385,084

- (※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引 当金を控除しています。
 - ロ 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、講評されている基準価格、または、取引金(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用しています。融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定していま

す。

ハ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	12,719,871

- (※)外部出資は、全て市場価格はありません。
- ニ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の 償還予定額

(単位:千円)

(+ ±:11					. 111/	
	1年以内	1年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5 年以内	
預金	275,435,005	_	_	_	_	_
有価証券						
満期保有目的の債券	_	-	-	-	-	200,000
その他有価証券の						
うち満期があるもの	5,000					3,624,630
貸出金	7,072,891	3,878,698	3,581,472	3,238,187	3,094,548	34,357,384
合計	282,512,860	3,878,698	3,581,472	3,238,187	3,094,548	38,182,014

- (※1)貸出金のうち、当座貸越 740,584 千円については 「1年以内」に含めています。
- (※2)貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・ 期限の利益を喪失した債権等 723,373 千円は償 還の予定が見込まれないため、含めていません。
 - ホ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超	2 年超	3 年超	4 年超	5 年超
		2 年以内	3 年以内	4年以内	5 年以内	- 1,72
貯金(※1)	289,294,335	23,080,637	21,969,207	3,800,481	2,620,382	442,255

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」 に含めて開示しています。

8 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

イ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

			(- 1 - 1 - 1	1 1 3/
		貸借対照表 計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	199,012	188,710	10,302

※時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

ロ その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又 は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額に ついては、次のとおりです。

第30期事業年度

す。

ハ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	12,724,117

- (※)外部出資は、全て市場価格はありません。
- ニ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還 予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	271,421,965	ı	ı	ı	ı	ı
有価証券						
満期保有目的の債券	_	_	_	_	_	900,000
その他有価証券の うち講解があるもの	_	-	-	100,000	261,120	4,286,330
貸出金	6,508,385	3,827,493	3,545,653	3,437,025	3,072,409	36,058,762
合計	282,512,860	3,827,493	3,545,653	3,537,025	3,333,529	41,245,092

- (※1)貸出金のうち、当座貸越737,933千円については「1年以内」に含めています。
- (※2)貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・ 期限の利益を喪失した債権等 723,373 千円は償 還の予定が見込まれないため、含めていません。
 - ホ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	286,738,731	27,775,651	19,643,716	2,539,090	2,708,306	570,817

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」 に含めて開示しています。

8 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項
 - イ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

			(+-17	. • 1 1 1/
		貸借対照表 計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上	国債	ı	I	ĺ
額を超えるもの	地方債	200,000	201,060	1,060
小 計		200,000	201,060	1,060
時価が貸借対照表計上	国債	595,147	564,810	△30,337
額を超えないもの	地方債	100,000	99,930	△70
小 計		695,147	664,740	△30,407
合 計		895,147	865,800	△29,347

ロ その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又 は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額に ついては、次のとおりです。

(単位:千円)

			(+1	
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	196,820	193,441	3,378
小 計		196,820	193,441	3,378
貸借対照表計上額が	国債	1,790,257	1,985,961	△195,704
取得原価又は償却原	社 債	855,360	900,000	△44,640
価を超えないもの	受益証券	624,630	700,000	△75,370
小 計		3,270,247	3,585,961	△315,714
合 計		3,467,067	3,779,403	△312,336

- (2) 当事業年度中に売却した有価証券はありません。
- (3) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

イ 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

ロ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,887,095 千円
勤務費用	209,751 千円
利息費用	26,336 千円
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 86,076$ 千円
退職給付の支払額	△491,400 千円
期末における退職給付債務	4,545,706 千円
ハ 年金資産の期首残高と期末	残高の調整表

ハ 年金貨産の期自残局と期末	、残局の調整表
期首における年金資産	2,416,634 千円
期待運用収益	16,421 千円
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 458$ 千円
特定退職共済制度への拠出金	107,311 千円
退職給付の支払額	△283,670 千円
期末における年金資産	2,256,238 千円

ニ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対 照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,545,706 千円
特定退職共済制度	△2,256,238 千円
未積立退職給付債務	2,289,468 千円
貸借対照表計上額純額	2,289,468 千円
退職給付引当金	2.289.468 壬円

第30期事業年度

__ (単位:千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	ı	_	_	-
小 計		l	ı	I
	国債	3,010,040	3,250,249	△240,229
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原	地方債	99,720	100,000	△280
価を超えないもの	社 債	872,260	900,000	$\triangle 27,740$
	受益証券	347,450	400,000	△52,550
小 計		4,329,470	4,650,249	△320,779
合 計		4,329,470	4,650,249	△320,779

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及び その他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有 価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当年度中において、減損処理を行った有価証券 当年度中において、減損処理を行った有価証券はあ りません。

9 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

イ 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

ロ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,546,656 千円
勤務費用	191,239 千円
利息費用	24,317 千円
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 54,497$ 千円
退職給付の支払額	△449,979 千円
期末における退職給付債務	4,257,736 千円
ハ 年金資産の期首残高と期末	残高の調整表
期首における年金資産	2,256,238 千円
期待運用収益	16,297 千円
数理計算上の差異の発生額	△1,344 千円
特定退職共済制度への拠出金	99,501 千円
退職給付の支払額	△263,592 千円
期末における年金資産	2,107,100 千円

ニ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対 照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,257,736 千円
特定退職共済制度	$\triangle 2,107,100$ 千円
未積立退職給付債務	2,150,635 千円
貸借対照表計上額純額	2,150,635 千円
退職給付引当金	2.150.635 壬円

ホ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用203,751 千円利息費用26,336 千円期待運用収益△16,421 千円数理計算上の差異の費用処理額
小計△1,994 千円以計217,672 千円出向負担金受入
合計△460 千円合計217,212 千円

へ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金 43.4% その他 56.6% 合計 100.0%

- ト 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、 現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を 構成する資産からの現在及び将来期待される長期 の収益率を考慮しています。
- チ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する 事項

割引率 0.600% 長期期待運用収益率 0.677%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金42,507千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、382,551千円となっています。

10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主 な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	559,227 千円
賞与引当金	36,463 千円
退職給付引当金	639,330 千円
資産除去債務	49,044 千円
減損損失	94,034 千円
税務上の繰越欠損金	114,116 千円
その他	169,052 千円
繰延税金資産小計	1,661,269 千円
評価性引当金	△1,512,496 千円
繰延税金資産合計 (A)	148,772 千円
繰延税金負債	
未収預金利息	31,352 千円
資産除去費用	11,882 千円
繰延税金負債合計 (B)	43,597 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	105,175 千円

第30期事業年度

ホ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用191,239 千円利息費用24,317 千円期待運用収益△15,347 千円数理計算上の差異の費用処理額△15,475 千円小計184,733 千円出向負担金受入△1,255 千円合計183,478 千円

へ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

現金及び預金 44.3% その他 55.7% 合計 100.0%

- ト 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、 現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を 構成する資産からの現在及び将来期待される長期 の収益率を考慮しています。
- チ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する 事項

割引率 0.600% 長期期待運用収益率 0.726%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金42,002千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、345,517千円となっています。

10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主 な内訳

414,738 千円

繰延税金資産 貸倒引当金

賞与引当金	35,643 千円
退職給付引当金	600,316 千円
資産除去債務	49,390 千円
減損損失	101,405 千円
税務上の繰越欠損金	106,954 千円
その他	80,279 千円
繰延税金資産小計	1,476,879 千円
評価性引当金	△1,355,245 千円
繰延税金資産合計 (A)	121,634 千円
繰延税金負債	
未収預金利息	32,262 千円
資産除去費用	3,732 千円
固定資産未実現	280 千円
繰延税金負債合計 (B)	36,276 千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	85,357 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原

法定実効税率 27.48%

(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.89%受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 5.07\%$ 住民税均等割 1.49% 評価性引当額の増減 $\triangle 29.10\%$ その他 0.43%税効果会計適用後の法人税等の負担率 $\triangle 2.67\%$

11 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 8 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載してい るため、注記を省略しています。

12 その他の注記

(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務

イ 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設に使用されている有害物質を 除去する義務に関して、資産除去債務を計上して います。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産の残存耐用期間を使用見込期間として見積 もり、割引率は 0%~0.6%を使用して資産除去債 務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額 の増減

期首残高 178.441 千円 時の経過による調整額 29 千円 期末残高 178,471 千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合の施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づ き退去時の原状回復に係る義務を有している資産が 存在しますが、当該施設等は事業を継続する上で必須 の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転を行う予定もないことから資産除去債務 の履行時期を合理的に見積もることができません。そ のため、当該義務に見合う資産除去債務を計上してい ません。

第30期事業年度

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原

法定実効税率 27.48%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 1.29% 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 3.32\%$ 住民税均等割 1.01% 評価性引当額の増減 $\triangle 23.81\%$ その他 0.01% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.66%

11 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 8 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載してい るため、注記を省略しています。

12 その他の注記

(1) 貸借対照表に計上している資産除去債務

イ 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設に使用されている有害物質を 除去する義務に関して、資産除去債務を計上して います。

なお、当事業年度において、新たに資産の除去時 点において必要とされる除去費用が合理的にも見 積もられたことから、見積の変更による増加額と して1,230千円計上しました。この変更により、特 別損失が 1,230 千円増加し、税引前当期利益が 1,230 千円減少しています。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産の残存耐用期間を使用見込期間として見積 もり、割引率は 0%~0.6%を使用して資産除去債 務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額 の増減

期首残高 178.471 千円 1,230 千円 期中増加額 30 千円 時の経過による調整額 期末残高 179,732 千円

(2) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合の施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づ き退去時の原状回復に係る義務を有している資産が 存在しますが、当該施設等は事業を継続する上で必須 の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転を行う予定もないことから資産除去債務 の履行時期を合理的に見積もることができません。そ のため、当該義務に見合う資産除去債務を計上してい ません。

農協法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
破産更生債権及び これらに準ずる債権額(A)	954	798	$\triangle 156$
危険債権額(B)	2,738	2,154	$\triangle 584$
要管理債権額(C)	_	_	_
三月以上延滞債権額	_	_	_
貸出条件緩和債権額	_	_	-
小 計 (D=A+B+C)	3,693	2,953	$\triangle 740$
正常債権額(E)	52,493	54,450	1,957
合 計 (F=D+E)	56,186	57,403	1,217

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずるとは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 3. 要管理債権とは、「4.三月以上延滞債権」と「5.貸出条件緩和債権」の合計額です。
 - 4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
 - 5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
 - 6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

科	目	令和4年度	令和5年度
経常収益			
信用事業		2,739	2,852
共済事業		1,350	1,360
農業関連事業		3,788	3,912
生活その他事業		1,182	4,913
営農指導事業		60	88
合	計	9,121	13,127
経常利益			
信用事業		1,045	817
共済事業		381	368
農業関連事業		riangle 253	△164
生活その他事業		$\triangle 97$	51
営農指導事業		$\triangle 398$	$\triangle 359$
合	計	678	713
総資産		360,815	359,635

連結自己資本の充実の状況

I 連結の範囲に関する事項

1 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

2 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

· 連結子会社数 ………… 3社

・主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
株式会社 ジェイエイサービス	婚葬祭業・サービスステーション(給油所)事業・コインランドリー事業
有限会社 信州うえだファーム	農産物の生産及び販売、農作業の受託
株式会社 オートパル信州うえだ	各種自動車及び自動車附属品の販売、・修理及び整備、・鈑金、・塗装事業、各種農業機械及び農業機械付属品の販売、・修理及び整備事業、損害保険代理業・農業協同組合法(昭和22年法律132号)に基づく共済代理店業、燃料及び油脂類の販売事業

3 比例連結が適用される関連法人

該当ありません

4 控除項目の対象となる会社

該当ありません

- 5 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社 該当ありません
- 6 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等 該当ありません
- 7 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当ありません

Ⅱ 連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、12.51%となりました。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	信州うえだ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に参 入した額	14,681 百万円

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

佰 日	今和 4 年 唐	今和《 年度
現 目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	令和 4 年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19.000	14 500
	13,983	14,502
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,960	3,874
うち、再評価積立金の額	_	
うち、利益剰余金の額	10,095	10,718
うち、外部流出予定額 (△)	19	38
うち、上記以外に該当するものの額	$\triangle 52$	△51
コア資本に算入される評価・換算差額等	145	172
うち、退職給付に係るものの額	145	172
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	27	5
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	27	5
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置により、コア資本に係る基礎項	_	_
目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段		
の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当す		
る額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含ま		
れる額	_	_
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	14,156	14,681
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1.0	10
の額の合計額	16	18
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外		
の額	16	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	7	6
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される		
額	_	_
退職給付に係る資産の額	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する		
りの、その他金融機関等の対象管理山頂等に該当りるものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連	_	_
するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		_

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する		
ものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連		
するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの		
額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23	24
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	14,132	14,656
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	107,044	105,787
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	_	_
うち、上記以外に該当するものの額		_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,694	11,380
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	118,738	117,167
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.90	12.51

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第2号) に基づき算出しています。
- 2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用 リスク削減手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

IV 自己資本の充実度に関する事項 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和4年度			令和5年度	
信用リスク・アセット	エクスポ ージャー の期末残 高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ージャー の期末残 高	リスク・ アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	1,625			1,572		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,082	_	_	4,253	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け		_	_		_	_
国際決済銀行向け	_	_	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	11,508	_	_	11,643	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	_	_	_		_	_
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	19	_	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	281,560	56,312	2,252	277,550	55,510	2,22
法人等向け	3,731	2,375	95	3,775	2,482	9
中小企業等向け及び個人向け	2,884	1,360	54	2,856	1,355	5
抵当権付住宅ローン	5,792	1,461	58	6,433	1,564	6
不動産取得等事業向け	152	151	6	139	138	
三月以上延滞等	1,256	578	23	1,283	497	1
取立未済手形	32	6	0	25	5	
信用保証協会等保証付	20,613	2,029	81	22,335	2,204	8
株式会社地域経済活性化支援機構に よる保証付	_	_	_	_	_	-
共済約款貸付	4	_	_	4	_	-
出資等	3,034	3,034	121	3,039	3,039	12
(うち出資等のエクスポージャ	3,034	3,034	121	3,039	3,039	12
(うち重要な出資のエクスポージ ャー)	_	_	_	_	_	-
上記以外	28,054	39,733	1,589	26,823	38,989	1,55
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)	_	_	_	_	_	-
(うち農林中央金庫または農業協 同組合連合会の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー)	9,684	24,212	968	9,684	24,212	96
(うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクスポ ージャー)	97	244	9	79	197	
(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエ クスポージャー)	_	_	-	-	_	

		令和4年度			令和5年度	
	エクスポ	リスク・	所要自己	エクスポ	リスク・	所要自己
信用リスク・アセット	ージャー	アセット	資本額	ージャー	アセット	資本額
	の期末残	額	$b=a\times4\%$	の期末残	額	$b=a\times4\%$
	高	a		高	a	
(うち総株主等の議決権の百分の						
十を超える議決権を保有していな						
い他の金融機関等に係るその他外	_	_	_	_	_	_
部TLAC関連調達手段に係る						
5%基準額を上回る部分に係るエ						
クスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャ	10.071	15 050	011	17.050	14.550	F 00
	18,271	15,276	611	17,059	14,579	583
証券化	_	_	_		_	
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	_	
(うち非STC要件適用分)	_	_	_	_	_	
再証券化	_	_	_	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適						
用されるエクスポージャー	_	_	_	_	_	_
(うちルックスルー方式)	_	_	_	_	_	
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式 250%)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式 400%)	_	_	_	_	_	
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	
経過措置によりリスク・アセットの						
額に算入されるものの額	_	_	_	_	_	_
他の金融機関等の対象資本調達手段						
に係るエクスポージャーに係る経過						
措置によりリスク・アセットの額に	_	_	_	_	_	_
算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャ	0.00 0.70	105.044	4.001	0.01 500	105 505	4.001
一別計	363,353	107,044	4,281	361,736	105,787	4,231
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_	_	_
合計 (信用リスク・アセットの額)	363,353	107,044	4,281	361,736	105,787	4,231
	オペレーシ	/ョナル・	武士力	オペレーシ	/ョナル・	武士
オペレーショナル・リスク	リスク相当	額を8%で	所要自己	リスク相当	額を8%で	所要自己
に対する所要自己資本の額	除して	得た額	資本額		得た額	資本額
<基礎的手法>	8	ì	b=a×4%	8	ì	b=a×4%
100010010 0 1001		9,874	394		9,570	382
	リスク・アイ		所要自己	リスク・アイ		所要自己
	母)計	- / r 401	資本額	母)計	- / r 401	資本額
所要自己資本額計 a		a	b=a×4%	i		b=a×4%
		116,918				
		110,918	4,676		115,357	4,614

(注)

- 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

- 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷8% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

Ⅴ 信用リスクに関する事項

1 リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.13)をご参照ください。

2 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付け のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター(R&I)

株式会社日本格付研究所(JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

S&Pグローバル・レーティング (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向け		日本貿易保険
エクスポージャー		
法人等向け	R&I, Moody's, JCR,	
エクスポージャー(長期)	S&P, Fitch	
法人等向け	R&I, Moody's, JCR,	
エクスポージャー(短期)	S&P, Fitch	

3 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

					. From substitute		(単位:白万円)				
	令和4年度					· · · · ·	/= m v	令和 8	5年度	· · · · ·	
			信用リスク に関するエ	> 1 (Pili)	> よ 本小	三月以上延滞 エク		> 4 AMILA	> 4 体火	三月以上延滞 エク	
			クスポージャ	うち貸出金 等	うち債券	ア エ クスポージャ	クスポージ	うち貸出金等	うち債券	/ スポージャ	
			一の残高	₹		_	ャーの残高	₹		_	
	玉	内	363,353	55,998	3,284	1,256	361,736	57,203	5,156	1,283	
	玉	外			_		_	1			
地	邚	残高計	363,353	55,998	3,284	1,256	361,736	57,203	5,156	1,283	
		農業	382	214	_	207	490	325	-	194	
		林業	_	_	_	_	_	_	_	_	
		水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	
		製造業	117	109	_	77	77	68	_	32	
		鉱業	_		_	_	_	_	_	_	
		建設・不動産業	538	538	_	12	466	466	_	12	
	法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	752	50	701	1	762	60	701	l	
		運輸・通信業	350	38	200		351	39	200		
		金融•保険業	291,993	6,008	_	_	287,982	6,008	_	_	
		卸売・小売・飲 食・サービス業	4,073	2,659	_	49	4,122	2,666		160	
		日本国政府・地 方公共団体	13,890	11,508	2,382	_	15,497	11,242	4,254	_	
		上記以外	1,521	30	_	_	1,216	25	_	_	
		個 人	35,999	34,840	_	909	37,287	36,301		882	
		その他	13,731		_		13,481	-		_	
業種	動	残高計	363,353	55,998	3,284	1,256	361,736	57,203	5,156	1,283	
	1 4	年以下	278,170	2,613	5		273,756	2,213			
	14	年超3年以下	1,572	1,572	_		1,228	1,228			
	34	年超5年以下	2,455	2,355	100		2,941	2,541	100		
	5	年超7年以下	3,032	2,532			2,570	2,370	100		
	7	年超10年以下	8,152	7,151	801		10,320	9,017	1,302		
	10	年超	40,592	38,215	2,377		42,145	38,491	3,653		
		艮の定めのないもの	29,376	1,558			28,774	1,340			
残	字棋	間別残高計	363,353	55,998	3,284		361,736	57,203	5,156		

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 - 3.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

(1 = 1 = 7,717)												
		令	和4年	变			令	和5年	变			
区 分		期中	期中派	載少額			期中	期中流	載少額			
	期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高	期首残高	増加額	目的使用	その他	期末残高		
一般貸倒引当金	162	27		162	27	27	8		27	8		
個別貸倒引当金	3,011	2,555	775	2,526	2,264	2,264	1,796	488	1,776	1,796		

5 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和4年度					令和 5 年度						
区分		期首 残高	期中増加額	期中洞 目的 使用	成少額 その他	期末残高	貸出金償却	期首 残高	期中増加額	期中海 目的 使用	載少額 その他	期末残高	貸出金償却
	国 内	3,011	2,555	775	2,526	2,264		2,264	1,796	488	1,776	1,796	
	国 外	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	
	地域別計	3,011	2,555	775	2,526	2,264		2,264	1,796	488	1,776	1,796	
	農業	332	319	10	325	317	10	317	305	11	305	305	11
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	製造業	40	44	0	40	44	0	44	12	52	△8	12	52
	鉱業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	建設・不動産業	1,214	730	542	737	665	542	665	311	350	314	311	350
法人	電気・ガス・熱供 給・水道業		_	_	_	_	-	-	1	l	_	l	_
	運輸・通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
	金融・保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	卸売・小売・												
	飲食・サービ	1,196	1,255	190	1,196	1,064	190	1,064	1,023	66	998	1,023	66
	ス業												
	上記以外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	227	204	32	227	172	32	172	144	6	165	144	6
	業種別計	3011	2,555	775	2,526	2,264	775	2,264	1,796	488	1,776	1,796	488

6 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

			令和4年度			令和5年度	į
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウエイト 0%		17,534	17,534		18,677	18,677
	リスク・ウエイト 2%	_	_	_		_	_
	リスク・ウエイト 4%	_		_	I		_
	リスク・ウエイト 10%	_	20,294	20,294		22,040	22,040
	リスク・ウエイト 20%		287,844	287,844		284,587	284,587
信用リスク 削減効果勘	リスク・ウエイト 35%		2,090	2,090		1,906	1,906
東後残高	リスク・ウエイト 50%	901	1,802	2,704	901	2,024	2,926
/K X/X H]	リスク・ウエイト 75%	_	1,271	1,271	_	1,191	1,191
	リスク・ウエイト 100%	_	21,613	21,613	_	20,471	20,471
	リスク・ウエイト 150%	_	218	218		170	170
	リスク・ウエイト 250%		9,782	9,782		9,764	9,764
	その他					_	_
リス	リスク・ウエイト 1250%						_
	計	901	362,451	363,353	901	360,834	361,736

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイト によって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としてい ます。
- 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの 免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャー が該当します。

Ⅵ 信用リスク削減手法に関する事項

1 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.77)をご参照ください。

2 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和 4	4年度	令和5年度		
区分	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	
我が国の政府関係機関向け		ı	ı	_	
地方三公社向け	١	19	ı	_	
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け		1	ı	_	
法人等向け	44		44	_	
中小企業等向け及び個人向け	202	911	182	995	
抵当権付住宅ローン	2	3,649	0	4,488	
不動産取得等事業向け				_	
三月以上延滞等	١	1	ı	_	
証券化	١		ı	_	
中央清算機関関連	_	_	_		
上記以外	52	2,628	28	2,561	
合 計	302	7,208	256	8,045	

(注)

- 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 3.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに 階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

Ⅲ 派生商品及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

Ⅲ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

IX オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においては J Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。 J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 13) をご参照ください。

X 出資等その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.13)をご参照ください。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和 4	1年度	令和5年度		
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	
上場	_	_	_	_	
非上場	12,719	12,719	12,724	12,724	
合 計	12,719	12,719	12,724	12,724	

- (注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- 3 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当ありません。
- 4 連結貸借対照表で確認され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) 該当ありません。
- 5 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等) 該当ありません。
- XI リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当ありません。

Ⅲ 金利リスクに関する事項

1 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(P.80)をご参照ください。

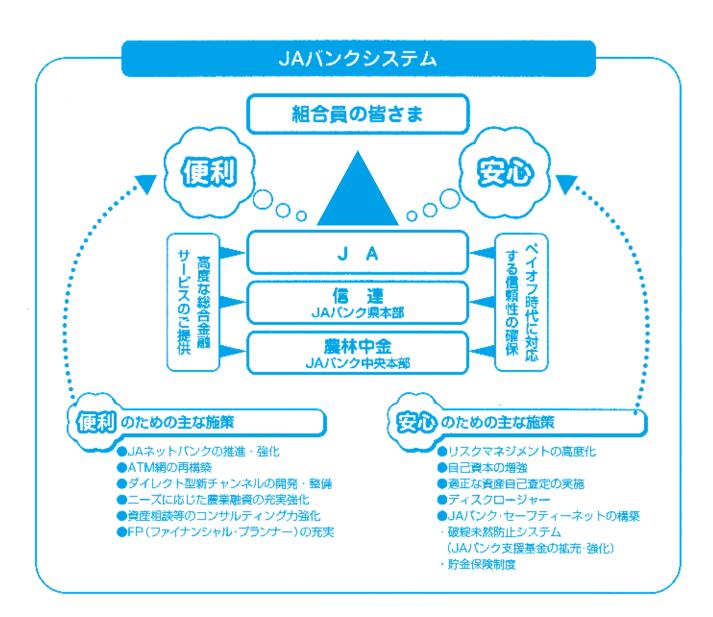
2 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBI	IRRBB1:金利リスク								
		イ	口	ハ	1				
項番		∠E	VE	∠NII					
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度				
1	上方パラレルシフト	357	426	_					
2	下方パラレルシフト	_	_	55	82				
3	スティープ化	1,493	1,532						
4	フラット化	_	_						
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下	476	603						
7	最大値	1,493	1,532						
		オ	S	^					
		令和 4	年度	令和!	5年度				
8	自己資本の額		14,132		14,656				

「JAバンク・セーフティネット」であなたの貯金を守っています。

JAバンクは、JA・信連・農林中金による実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに「便利で、安心な」金融機関としてご利用いただけるよう、密接な連携をとっています。ペイオフ、IT活用による金融サービスの多様化などの環境変化に対応し、喜ばれるサービスをご提供します。



(タール くらしによろこび創りませんか 信州うえだ農業協同組合

令和 6 年 6 月 30 日発行 発行人/眞島 実編集/信州うえだ農業協同組合 総務企画部 発行/信州うえだ農業協同組合 〒386-8668 長野県上田市大手二丁目 7 番 10 号 [電話] (0268)25-7800(代表) [ホームページ] https://www.ja-shinshuueda.iijan.or.jp/ [E-mail] janjan@ued.nn-ja.or.jp